忠平ノ官奏ニ候スルコトヲ止ム

〔貞信公記抄〕九月九日、中使公輔來云、伊勢例幣、依上卿皆穢、不可爲之如何者、令奏依前例、延日可奉遣之狀、

十一日、伊勢例幣依穢延、

○伊勢例幣ヲ追行スルコト、十月十三日ノ條ニ見ユ、

不堪佃田奏、

〔貞信公記抄〕九月十一日、○中略奏不堪佃文、

十二日、己亥、關白忠平ニ牛車ヲ聽シ、大納言藤原師輔ヲシテ、官奏ニ候セシム、

〔貞信公記抄〕九月十二日、(實賴)右大臣云、昨停見官奏宣旨、下官(忠平)乘牛車入出(出入カ)宮中宣旨下、又大納言(藤原師輔)可候官奏宣旨下者、

十五日、壬寅、文章博士菅原在躬ヲ方略試ノ問頭博士ト爲ス、

〔類聚符宣抄〕九方略試問者

右(實賴)大臣宣、宜令左少辨兼文章博士備後權守菅原朝臣在躬、問近江權大掾大江重光方略之試者、

天慶九年九月十五日　少外記出雲有時奉

策判

即日、召仰式部少錄長廣兼了、

〔貞信公記抄〕十二月十六日、維時朝臣來云、策判可在、

○大江重光方略試ノコト、四月十九日ノ條ニ見ユ、

十六日、癸卯、除目、

〔公卿補任〕五天曆四年　參議正四位下大江維時、六十三、(天慶九年)九月十六日改左京大夫、

從父兄ノ忌

〔公卿補任〕五天曆八年　參議正四位下源兼忠、五十四、(天慶九年)九月十六日兼右京權大夫、左京(右カ)大夫玉淵、依有從父兄忌也、

〔公卿補任〕六安和二年　參議正四位下藤兼通、四十五、(天慶九年)九月十六日侍從、○攝關傳同ジ、

〔攝關傳〕上　廉義公頼忠、○中略

〔典藥頭補任次第〕伴宿禰有道　天慶九年九月十七日任之、朱雀村上

御書ヲ忠平ニ賜フ

〔貞信公記抄〕九月十五日、賜御書、中使俊(源)朝臣、

十六日、賜御書、中使藏人守正、有除目事、

十七日、太上皇(朱雀)、大后(穆子)共御栢殿、有遊覽之興、然間除書出來覽之、

齋宮英子內親王薨ズ、

天慶九年九月十六日

簾ヲ下ス
日限

薨奏
惟宗公方等ニ御服ノ日限ヲ勘申セシム
公方ノ勘文三代實錄ノ所說ト同ジ

御世系

〔二中歷〕一女院歷　齋宮嵯峨、英子　延喜女、天慶九（九カ）薨、

〔一代要記〕村上天皇　齋宮　英子內親王　醍醐第十三（八）女、延長八年九月廿九日爲內親王、年十歲、天慶九年五月廿七日爲齋宮、天曆（慶）九年九月十六日薨、年廿六、

〔貞信公記抄〕九月十九日、〇（略）中朱雀院御使仲陳朝臣來云、伊勢齋宮（英子內親王）薨、其御服如何、可著給、下簾程等何、又在位之間、御願甚多如何、可果行乎、兵亂時等甚大多云々、

廿五日、壬子、伊勢齋王薨由奏、

廿九日、院御使陳仲（仲陳カ）朝臣來、令見良佐宿禰、公方朝臣等勘申御服事、良佐勘申云、與正帝可同、是說者所云也者、

卅日、仲陳來、問昨報旨、令奏曰、先日所進三代實錄所載貞觀十九年明經博士等勘申旨、與公方勘申一同也、良佐所申未詳其旨、

〔本朝皇胤紹運錄〕

醍醐天皇
- 長明親王　母更衣藤淑姬、參議菅四品、
- 英子內親王　母同長明、伊勢齋、

〇英子內親王御著裳ノコト、元年八月二十七日ノ條ニ、大神宮ニ薨去ノ由ヲ奉告スルコト、十月二十二日ノ條ニ見ユ、

十七日、甲辰、朱雀上皇、太皇太后、柏梁殿ニ於テ御遊アリ、

〔貞信公記抄〕九月十七日、太上（朱雀）皇、大后（穩子）、共御栢殿、有遊覽之興、然間除書出來覽之、急々還御本殿、被閉御門云々、

十九日、丙午、一分召宣旨ヲ下ス、

〔貞信公記抄〕九月十一日、〇（略）中中使公輔來云々、更部王令奏一分召、依病家中行之云々、

十九日、一分召宣旨大納言（藤原師輔）下、

二十日、丁未、大嘗會御禊ノ裝束司、次第司等ヲ補ス、

〔公卿補任〕九　中納言從三位藤顯忠、四十九、中宮大夫、左衞門督、使別當、九月

裝束司長官
裝束司次第司ノ員數
除目ヲ外記廳ニ行フ
先ヅ下名ヲ給フ
陰陽寮日時ヲ勘フ
次第司長官
大中將代
天慶私記

廿日兼大嘗會御禊裝束司長官、

〔北山抄〕五大嘗會御禊事　九月中旬、大臣定裝束司、長官一人中納言、次官一人中辨、判官二人、史一人、內記一人、主典二人、內藏屬、勘解由主典各一人、次第司、御前、長官一人納言、若參議、次官一人式部少輔、判官二人式部中務丞、主典二人式部中務錄、御後、長官一人參議、次官一人兵部少輔、判官二人兵部民部丞、主典二人兵部民部錄、奏聞下二省、除目也、元慶八年、天慶九年、於外記廳任之、仍先給下名、先是召陰陽寮令勘申日時、注、裝束鼓打時、列陣鼓打時、進鼓打時、行鼓打時、出御門吉方、御禊吉方、還御時、太政官式云、預令勘申者、天慶例如之、清涼抄、裝束司令勘申云々、依儀式歟、近例、任裝束司等日、便令勘申、

〔頭書〕天慶九年、先奏草、參議清書云々、○江次第頭書、參議清書ノ四字ヲ次奏清書ニ作ル、

天慶九年、右衞門督高明卿、雖輕服、任次第司長官、仁和例也、仁和四年十月十六日、右大臣多薨、王卿多在服親、而依宣旨供奉、廿五日御禊、右中將雅信爲左中將代、左中將正明爲大將代、又依無中將也、元慶、以右中將業平、爲左中將代之例也、

〔行成卿記〕○伏見宮御記錄利四所收　寬弘八年九月十六日、丙戌、歷名下給之事、注出愚案之旨、申達四條納言、(藤原公任)其報旨如案云、天慶私記云、承平二年、外記下裝束司、々申云、度々記文、自內裏下給者、而外記下之、違例云々、仍令勘舊例、外記日記、外記召裝束司主典下之云々、□命云、自內裏下給例、□□下給外記可宜者、令奏案內、下給外記□禰云々、清涼抄、因之被注歟、○中略

代官ヲ補ス

檢官式、大臣奏聞、下給裝束司、卽清涼記引此式所抄歟、又天慶例、清(實賴)愼公、被申貞信公(忠平)、所行尤可然、承平裝束司申旨、□□景抄(清涼カ)□有其由、

〔小右記〕寬弘八年九月十六日、丙戌、中略○今日午剋始悠紀主基行事所、辨於陣頭申案內、今朝四條納言問送大嘗會御禊裝束次第司等幷供奉人定文、下給案內幷補代官事、詳見故殿(實賴)天慶九年御記、

○大嘗會御禊ノコト、十月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十一日、戊申、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、御修法ノコトヲ仰ス、

〔貞信公記抄〕九月廿一日、中使公輔來云、就彼此事、只有可愼之告、令修法何、又以誰可爲阿闍梨、

廿三日、中使公輔來云、有種々仰、

○二十三日、勅使ヲ忠平ノ第ニ遣スコト、便宜合敍ス、

二十二日、己酉、郡司讀奏、

〔貞信公記抄〕九月廿二日、讀奏事、右大臣(實賴)行之、

〔西宮記〕四月南殿儀　郡司讀奏　又記(小野記)云、依召丞持參奏、來置上前、立軒廊南上、披

年來南殿ノ儀ナシ本年始メテ此儀アリ

藤原師輔舊例ト稱シテ改行フ

見奏三枚、卽奏了、目式部丞、丞來取奏立本所、上卿參上奉之、年來之間无此儀、從天慶九年、始有此儀、是師輔卿稱舊例、申事由於殿(忠平)下、所令改行也云々、

〔北山抄〕三讀奏事　拾遺雜抄上　仰外記、令召式部省、丞○註略ス、執奏入自日華門、置上卿前、左方、退立軒廊南一許丈、上卿置笏於右、披見一二枚、卽卷入笏、推出取笏、丞來取笏、還立本所、上卿參射場殿、○註略ス、付藏人令奏之、奏留御前笏、後日自藏人所受之、或丞執奏參入、直立軒廊南、上卿卽參上、而天慶九年、九條大(藤原師輔)臣、稱舊例所改行也、又佗奏、多於廊內付之、此日依式部記文、立射場殿也、又非无例、卽還著本座、丞隨退出、○註略ス、次丞一人執擬文、一人取硯參入、立軒廊南、○註略ス、取擬文丞、先進置上卿前、○註略ス、退立本所、次取硯丞進置之、○註略ス、相率退出、或先一人參入、置擬文退出之比、一人取硯相替參入、而從天慶九年同改行也、

紫宸殿出御番奏アリ

使發遣ノ日ヲ定ム

官符ヲ大宰府ニ下ス　承平ノ例ニ依リ走馬ヲ奉ル　和氣氏ヲ使トス

十月　大盡　戊午朔

一日、戊午、旬、

〔貞信公記抄〕十月一日、上御南殿、無諸司奏、唯有番奏、又奏樂如例、今日申時御出、秉燭之後番奏、

三日、庚申、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、御服調進ノコトヲ仰ス、

〔貞信公記抄〕十月三日、義方朝臣來申云、朔日御服忩奉由、招簾前相、(藤原)又曰、家物忌日、遣勅使時、非殊忽事、不可招入事、

十日、丁卯、宇佐使ヲ發遣ス、

〔貞信公記抄〕七月十四日、中使敦敏來云、○中略ス又宇佐使可立之日、今月廿九日、

廿日、先日宇佐使可發遣廿九日之狀、被仰使了、而有他事何、

九月廿五日、壬子、中使公輔來云、宇佐使延引事數々、可立事云々、

十月十日、宇佐使雅文朝臣發向、中使公輔來云、下大宰官符、依承平例、有奉走馬狀、彼時臨時御祈也、而官誤請印了、爲之何、又今日使依先々跡、可召御前者、

〔西宮記〕臨時六、進發宇佐使事　御卽位時、遣和氣氏五位、或新儀、又有遣他氏例云、御禊後、召陣給宣命、召

若宮若姫官幣ニ預ル

御前、給下襲表袴等、或神寶外被奉神馬云々、天慶付和氣氏、使以別宣命、幣被奉石清水、後々有此例、又被立諸社、大神寶之次、進發殿上五位、恆例、使事、（奥リ）藏人仰作物所調神寶、御裝束仰縫殿、依内藏隔三年進發、使（潔カ）齋有殿上饌事、請奏仰上卿、纏幣料綾絹、天慶年若姫預奉幣者、宮符若宮當日上卿成官符二枚、陣覽、遞送官符内印、給太宰祿綿官符、外印、遣和氣氏之時、不給祿綿官符云々、

〔北山抄〕六 備忘略記　宇佐使立事　即位之初、遣和氣氏者、上卿奉仰、令勘其日、井令作神寶、當日召使於陣頭、給宣命、尋常不必具神寶等、但有御劍云々、往代御即位時、奉遣和氣氏、井神寶使等之後、有指事時、被奉使者、无有年限、而近例、三年一度奉遣云々、

〔小右記〕長和五年二月廿三日、戊戌、資平云、齋王卜定以後雜事、宇佐幷神寶（脱ヵ）天慶九年、最初之度、又止神寶之由、九條記、等色目事、可依天慶例、若有思（見ヵ）先公御記歟、可注奉者、（卿ヵ）記奉了、

○大神寶使ヲ發遣スルコト、天曆元年四月二十日ノ條ニ見ユ、

興福寺維摩會、

〔貞信公記抄〕十月九日、右中辨來申曰、維摩會之狀、卽仰可請闕□之法師等、玄慶、基操、法藏、義照、安秀五人、其外辨竝參會僧綱等、相定可請補之、

〔維摩會講師研學竪義次第〕九年（天慶）、丙午、講師仁皎（藏卌九、五十九ノ八年六十一、（永興）五月十六日宣、廿日請」）三論宗、東大寺、秦氏、讃岐國人、醍醐門徒、研學恩光（年四十二、萬二十一、）

〔三會定一記〕一　同（天慶）九年、五月十六日宣、講師仁皎（東大寺、五十九三論宗、）竪義恩光、次悟聖、趁禪師寺分、

〔僧綱補任〕二 ○興福寺本　同（天慶）九年、丙午、講師仁皎三論宗、東大寺、五月十六日宣（永興）「五十九」　竪者恩光、興福寺、次悟聖、

十一日、戊辰、除目、

〔公卿補任〕五 天德二年　從四位下橘好古、六十、同（天慶）九十一權右少辨、

〔貞信公記抄〕十月十一日、中使公輔來賜御書、今夜聊有除目事、

十三日、庚午、伊勢例幣ヲ追行ス、是日、諸社ニ奉幣使ヲ發遣ス、

〔貞信公記抄〕十月三日、○中中使公輔來云々、伊勢大神使可立事、齋王薨（兄子内親王）由可申事者、送神寶、寬平例在明年、

四日、中使公輔來云、齋王薨由、可申伊勢事、諸卿定申、先有此事使、而後可有例幣等使、

七日、昨夜中使公輔來云、伊勢使、可先齋王薨事之狀、諸卿定申者、

十三日、庚午、去九月例幣、竝他御祈諸社幣等奉遣、

〔大嘗會御禊部類記〕○九條家本　式部卿親王（重明）記

天慶九年十月十二日、右大相（實賴）消息云、○中略、大嘗會御禊ノコトニカ、ル、本月二十八日ノ條ニ牧ム、晩頭内

例幣使發遣ノコトヲ仰ス

諸卿齋宮薨去ノ卒告ヲ定ム

竪稱外記仰、告可奉仕明日八省行幸由、因發向伊勢幣使、卽報著輕服障、

○伊勢例幣延引ノコト、九月十一日ノ條ニ、齋宮薨去ノコト、同月十六日ノ條ニ、大神宮ニ之ヲ奉告スルコト、本月二十二日ノ條ニ、大神寶使ヲ發遣スルコト、天曆元年四月二十日ノ條ニ見ユ、

諸陵寮及ビ淡路ニ怪異アリ

二十日、丁丑、御衰日ニ依リテ、官奏ヲ止ム、

〔北山抄〕三官奏事　拾遺雜抄上　同（天慶）九年十月廿日、諸陵寮、淡路國等恠異文、依御衰日不候、

二十二日、己卯、大神宮ニ齋宮英子内親王ノ薨去及ビ明春齋宮ヲト定スベキノ由ヲ告ゲシム、

大極殿出御

〔貞信公記抄〕十月廿二日、己卯、行幸八省、奉遣伊勢大神宮使、告齋（英子）内親王薨由、竝明春可定齋王事等也、

○英子内親王薨去ノコト、九月十六日ノ條ニ、奉告ノ日ヲ定メシムルコト、本月十三日ノ條ニ、齋宮ヲト定ノコト、天曆元年二月二十六日ノ條ニ見ユ、

二十七日、甲申、大嘗會御禊召仰アリ、

勅使ヲ忠平ノ第ニ遣シテ御禊日ノ勘文ヲ示サシム、

〔北山抄〕五嘗會御禊事　先一日、有召仰事、天慶大臣仰之、

二十八日、乙酉、大嘗會御禊、

〔貞信公記抄〕九月廿四日、中使俊（惠）朝臣、將來御禊日勘申文、來月廿三日、廿八日、又不上官人、不申人罪勘申文、

十月廿八日、御禊、供奉大臣以下皆陪、但親王只二人、奉仕十二十三也、餘皆稱障、又內侍鮮木子稱病不參入、藏人一人落馬留、

〔大嘗會御禊部類記〕○九條家本　村上天皇　天慶九年十月廿八日、乙酉、

外記々

天慶九年九月廿五日、壬子、御禊裝束司納言已下、今日始著官東廳行事、

十月廿八日、大嘗會御禊、

裝束司始テ太政官東廳ニテ行事ス

式部卿親王記

天慶九年十月十二日、右（實賴）大相消息云、女御（藤原安子）可奉仕御禊、其車取物十人也、前例用八人之時、持大翳、笠、捧壺各二、榻、履筥各一、而今加二人、其可執物云々不定、或云、可持少翳、或云、可持行障、小翳是馬具、頗似無便宜、量宜定示之、報云、車執

女御安子供奉ス子執物十人

親王一品五人三品三人四品二人
供奉親王五人
大嘗會ハ國家ノ大事
重明親王ヲシテ病ヲ推シテ供奉セシメラル

更ニ勅使ヲ重明親王ノ第ニ遣シテ供奉ノコトヲ仰ス

物如是時例、所不知也、但齋宮車執物十二人、八人如所命、其四人執大行障、若准彼可用行障乎、唯人數二人、用小行障如何、○中略是日大嘗會悠紀所膳部廻文來云、一品親王五人、三品三人、四品二人、○中略、伊勢例幣ノコトニカヽル、本月十三日ノ條ニ收ム、十六日、右大臣消息云、依勅承行御禊雜事、而可供奉親王五人之中、式部卿(敦實)及上野親王申障、是國家大事、扶病必可供奉、報(重明親王)云、從去年所勞腰病、乘寒彌重、如今者、甚難上馬、若救療得損、將必供奉、

十七日、御禊前第(次脫カ)司廻文來云、裝束司史(衍カ)辨傳宣、右大臣宣、可供奉親王已下、五位已上、宜令催廻者、其親王五人、式部卿、彈(元平)正尹、兵(元長)部卿、上野大守、及余、(重明)中納言二人、參議五人、卽以依腰病不堪供奉由、

十九日、夕藏人式部丞藤原光忠來、傳勅云、御禊行幸、親王五人可供奉、而聞申障由、他親王皆有故障、不可扈從、維致事之闕臺(怠カ)不便、須必奉仕、報云、國家大事、必可供奉、而御卽位日、扶病供奉之間、中冷概(マヽ、下同ジ)腰、其後時々發作、未得損平、近日乘寒彌重、辛苦不堪據鞍、恐懼無極、若病治得損、必將相扶奉仕、

廿日、令申大相(忠平)公云、從去年勞腰病、御卽位日扶病奉仕、中冷概腰、其後彌病、今乘寒陪增、不堪乘馬供奉、仍報次第司以此由、先日右大臣有消息、又報此狀、而

鴨河ニ行幸アラセラル
重明親王前齋王ト車中ニ見物セラル
檢非違使路次ヲ巡檢ス
彈正臺糺彈ヲ行フ
前後次第司

兵庫寮節旗ヲ領ス
有明行明二親王鳳輿ニ扈從

昨夕有勅、被仰依他親王有障必奉仕由、月來有所恐、今蒙此仰、乍悅可奉仕、而身病不堪、仍奏其由、悚戰無極、又諸王皆被許障、令纏病由、必達天聽、而有此仰、若聞食所申不實乎、彌增恐懼、然而身不堪跨馬、若療治得平、必可供奉、如今者、病重不知所爲、公報云、諸親王皆有扈從、必闕相儀、若盡奉仕、還宮時經(雖カ)不奉仕宜歟、

廿八日、與前齋王立車二條路見物、庇差、金作各一兩、檳榔毛五兩、板車二兩、午一尅檢非違使尉已下巡檢當路、二剋天皇幸鴨河、鹵簿服色、如承平二年、○承平二年十月二十五日ノ條參看、其次第司判官、有執物無馬從、彈正臺具番上行糺彈、同前次第司次官式部少輔紀朝臣在昌、左衞門陣纛旗例仆進、在隼人陣中、无內器仗如承平、又无衞府馬副、親王以下雨具、右兵衞督代用右京大夫源國淵朝臣、府督爲後次第司長官故也、前次第司長官右衞門督高明卿著位服、先例著當色、而今行明親王、右大臣、前後□位服、馬副六人、褐衣、馬從六人、執物四人、已上又褐衣、隨身門部六人、前度有馬從者、不見馬副、而大臣前後長官皆具之、六位著紅布衫、不領行漏器、々別在御後御膳具列、甚違式也、中務者率內舍人、侍從在節旗前、又失次第也、次兵庫寮領節旗、右大臣馬從十人、隨身近衞八人、次侍翳、次無諳土風者、其親王前常陸(有明親王)大守、上總(行明親王)大守扈從鳳輿、褰帷藏人左少辨源朝臣俊、

セラル

女御ノ御車

朱雀上皇康子内親王ト御見物アラセラル

師輔御禊ノ雜事ヲ奉仕ス

率六位藏人在御輿後、六位服布當色、其頭修理大夫平隨時朝臣、侍從列藏人左少將藤原朝臣敦敏親御輿(脱アラン)、後次第司長官左兵衛督庶明朝臣、次官兵部少輔源朝臣齊、右衛門督代右馬頭源寛信朝臣、其諸衛五位已上帶平胡籙、六位及內舍人帶獦胡籙、後次第司後、無闈司女孺等、及諸衛副馬人々蓑笠、其後次第司主典式部省掌夾行敎正、不知何由、馬寮各五疋、女御藤原安子朝臣車、前驅六位十人乘白馬、五位十人上赤馬、車副十四人、車從十二人、取物十人、二人翳、二人笠、二人捧壺、二人小行障、一人沓筥、一人榻、走孺十人、車副已下、皆服麴塵、次伊與守師氏朝臣出車、先驅六位八人、走孺八人、赤煑唐衣、車副手振十人、取物八人、无行障、同服麴塵、次右大辨源等朝臣車、前驅六位十人、走孺、同上、車副等、著褐、已上女御近親及家別當所出也、次糸毛无庇車二兩、檳榔金餝二兩、同黑作七兩、無前駈、未剋從車從畢、朱雀太上皇從見物御幕還院、童子九人、服白橡、不結髮、六位五位各五人、四位四人、導駕御黑作檳榔毛車、六位二人在御後、皆乘御厩馬、康子內親王同在御幕、及還從他路入院、

九條殿御記

天慶九年十月廿八日、乙酉、天晴、是日有大嘗會御禊、自寅時催行雜事、是依梨(師輔女)壺(安子)奉仕也、巳時束帶、且令次第立車等南庭、近來(マヽ)住東石、午一剋召使來云、大外記公

女藏人ノ飾馬三疋不足ス

紫宸殿出御內侍代璽筥ヲ捧持ス

勅使ヲ遣シテ諸親王ヲ召ス

鳳輿ニ御ス

王卿等騎馬供奉ス

忠宿禰云、剋限漸至、早可參入者、東裝束幷次(マヽ)第等事、仰置大藏丞藤原時賴、同守忠、右馬允上毛野公幹等、卽次參入、午二剋參著、帶弓箭就殿上座、主上御出、仰云、女藏人可乘之飾馬、今三疋未來、仍次遲達、是可勞(營カ)進之男等緩怠也者、答云、陰陽寮所擇申可出宮之時午二點也、其時已成、何依一兩女藏人之未具、違擇申之時哉、且御南殿、且仰藏人等、令催彼馬宜歟、仰云、可然、卽召內侍令持御劍等、御南殿、內侍須二人候、而依一人候、以代官人令持璽御匣、下官(師輔)著靴、經階下西度、立於南階西頭、左大將代中將源朝臣正明、相對而立於東頭、行明、章明親王、先日所差定、式部卿、彈正尹、兵部卿、中務卿、元利等親王也、而各申障由、爰或頻遣勅使、再三仰遣、而遂不可奉仕、仍又差仰大宰帥式明、常陸大守有明、幷件行明、章明親王、而式明、有明同之申障、仍只兩人奉仕之、中納言源清蔭卿、左衛門督藤原顯忠卿、件卿裝束司也、然而依供奉公卿數少、令候陣列、同元方卿、參議藤原忠文朝臣、伴保平朝臣、依留守不著魚袋幷靴、藤原在衡朝臣、同師尹朝臣、及左右近衛陣次第列立、所司擔鳳輿立於日花門外也、近衛中少將相副入閾中、少納言源朝臣泉、率主鈴大舍人等、受驛鈴進立、天皇御輿、不稱警蹕、出承明、建禮兩門、節下右大臣實賴立於南大庭、皇輿出建禮門了、乃騎馬、自餘王卿以下五位以上、皆亦上馬、御前次第司長官參議在衡、督源高明卿、御後次第司長官參(衍)議左兵衛督源高明卿御後次第司長官(カ)參議左兵衛庶明朝臣、五位以下次第

御路次

頓宮ニ入　御神祇官御麻ヲ上ル

腰輿御褥幄ニ幸ス　御褥ノ儀　神祇官御褥ノ物ヲ供ス

先ヅ御膳幄ニ御ス　節下大臣ヲ召ス

使更不記、置於標下、御輿東進、經中務省東大路、御出於美福門、騎馬之者、皆出自東掖門、但下官及左右中少將一兩相副、御輿出自件門、升降之間、雖有物危、親衞之職、何雖須臾、遠離御輿哉、御輿自二條大路東幸、自京極大路南折、自三條大路東折、御於頓宮、未入給荒垣之間、神祇權少副大中臣賴行、奏候御麻之由、勅曰、持參來、賴行稱唯、進指入御麻於輿中、天皇取木綿一撫而惣、賴行退出、御輿經御膳幄南方、舁坐於東面、張綱相障不能近簟、仍暫解二筋簟之、天皇降輿、于時未二剋、（朱書）「如儀式者御褥了後御々膳幄事」（如儀式者、御褥了後、御々膳幄、待彼時乃御々褥幄、今日未及申剋、仍先御々膳幄）節下大臣參入於御在所邊也、有召候於御前、下官退著公卿休息小幄、是他公卿在座、當件幄艮角有公卿饗座、下官問裝束司右衞門督顯忠卿云、已有饗座、而又更有件座、其由如何、金吾云、記文云、天皇御褥之間、未著饗座之前、暫有休息之小幄者、因之所令設也者、彼此相議云、如式文、主上先幸御褥幄、而後幸御膳幄者、臣下又先著休息幄後、可著饗幄、然而今日先已御々膳幄也、須早著饗幄者、仍共著饗幄、申二剋召腰輿、下官起座、進候於御在所邊、天皇御輿幸御褥幄、（朱書）「幸御褥幄邊事」（如承平二年左近陣記文者、腰輿出御膳幄、經御褥幄西南簀之者、親王公而今日經北簀之後日大閤下仰云、承平左近陣日記是誤歟者、）卿起座、著御褥幄南屏幔外平敷座、此間、神祇官付女官、供御褥物、祭主神祇大

節折藏人　御膳幄ニ　御還幸　王卿饗座　山城國司　獻物ヲ上ル

御麻ヲ供ズ　祓物ヲ王卿ニ薦ム

副大中臣朝臣賴基捧御麻、就御幄巽角跪候、中臣女傳取奉供、（中臣女、謂節折藏人、）祭主返給、退授宮主瀧常、此間神祇官薦祓物於王卿前、親王及大臣前者、安於結筥也、納言料置折敷、參議前者只置地上也、問云、事不穩便、若是故實歟、裝束司等云、神祇官誤、不（遏カ）誤件祓物、今依催仰、隨有所進也云々、宮主瀧常進著、敷公卿前之半疊、下官申大臣云、承平二年例、宮主進於御前、當巽角而坐、而今日在屏幔外公卿座前、其由如何、大臣問裝束司朝綱朝臣、申云、承平二年內記所日記云、宮主著屏幔外座云々、下官惱雖存彼年例、裝束司已（見カ）陣記文、仍不敢討論、但有議改件宮主座、更令坐南屏幔外東一柱下、後日見承平左近陣記文、件座在御前巽角云々、御褥了召御輿、天皇駕了初警蹕、還幸御膳幄、王卿還就饗座、此間大臣及下官立於御在所南屏幔外、催行事、外記申大臣云、山城國司申云、欲奉獻物、國司不足、依先例給內豎等奉之云々、而今日內豎不依先例、給左右近衞府生以下令奉如何、大臣仰云、依例行之者、卽獻物卅餘捧、守藤原朝臣賴朝以（朱書）「供御膳之後可有獻物事」下捧之、列立於南屏幔下、北面東上、下官申大臣云、承平之例、供御膳之後、獻物列立、而今日未供之前、已以列立、此事如何、大臣云、不惱覺先例、而依日暮參列歟、卽仰內膳令供御膳、其道出自彼司幄、經御在所南屏幔之南東、而自南妻供

御膳幄ニ　還幸　王卿饗座　山城國司　獻物ヲ上ル

內膳司御膳ヲ供ズ

守藤原朝賴

實頼御在所ニ候ス

奉之、大臣蒙召候於御在所、下官退就公卿座、供御膳了、山城國獻物、乍立初處、不待問而奏物名、承平之例、進立於御前、而今日猶立幰外也、是國司不知先例所告也、但不待問而稱物名者、是大臣仰也云々、後日見左近陣承平記文、大臣候御前問獻物名者、而今日如此、不知就是御膳部、大臣退立於御在所南幰外、

見參ヲ奏ス

催見參、外記捧書杖奉於大臣、々々執之、進於御前而奏聞、覽了歸出給、中務少輔橘朝臣南金、（大臣自給歟、將以外記令給歟、其間儀不見之、尋問可注）此間縫殿寮昇立祿辛櫃於御禊幄北、御膳幄南屏幰之南、令進立於辛櫃之前而召名、親王以下一々稱唯、給祿、小拜退而西立、須見參五位以上、盡數而給祿、而還御之間、夜漏可闌、仍不能給盡、又寬平左近記云、親王以下賜祿、立列再拜舞踏了退出者、而今日无拜舞、頗違先例、加以承平左近陣日記同注拜舞之由、其祿法、親王以下中納言以上白大褂各一領、參議紅大褂各一領、但三位參議同納言、四位以下練色衾各一條、各纏頭而退出、但大臣令持陪從之者、而不纏之、大臣語云、公祿須雖馬上猶被之、而節下大臣頗有威儀、至于纏頭非无事疑、仍不纏者、給祿之間撤御膳、天皇御輿、先是節下大臣返立、節下給祿之者、皆馬上猶纏頭也、還宮之道如初、皇輿欲入建禮門之間、賴行候御麻、奏詞勅答同於今朝、節下大臣留在南大庭、自餘列

親王以下ニ祿ヲ賜フ

拜舞ナシ其祿法

還御

鈴奏

名對面

立南殿南庭中如常、撤御輿了、少納言源朝臣泉進奏進鈴之由、勅答如例、少納言退後、左近次將問之、祇候之王卿、各名對面退出、

位服ヲ著ケ給フ

今日上下裝束、

諸司當色

天皇著給位服、王卿以下幷供奉之諸司當色、但行明親王、右大臣及下官、右衞門督源卿等著私服、其色雖異、而公家所給也、當色物已古弊、裁縫之間已以破裂、仍所著也云々、皆帶魚袋、又著劍之者帶飾劍、但衞府督者著尋常劍、雖爲衞府督、先後次第司又著餝劍、依不帶弓箭、猶著餝劍也、頗似無便宜也、

行明親王等私服ヲ著ス

魚袋餝劍ヲ帶ス

雖帶弓箭、猶著餝劍也、頗似無便宜也、

左大將代弓箭ヲ帶ス

騎馬裝束、

騎馬ノ裝束

參議以上餝馬、（昌）蒲形銀画、尾袋、雲聚皆具也、

非參議以下五位以上、只倭鞍付杏葉也、

五位以上裝束ノ料

又供奉諸司、須給裝束料也、而依官庫無物、只五位以上料、出自內藏寮不動倉、而給其當色、六位以下料、（命）出自內藏寮不動倉、而給其當色、六位以下料、（カ）近曾給官符、雖仰諸國、曾无進上、以中臣好眞贖勞料錢六百貫之由、給裝束司宛雜用、又被物料綿、官庫無有一屯、太（忠平）政大臣聞此由、出先年所給祿綿二百五十屯、爲

贖勞料錢裝束料ニ充ツ

忠平祿料等ヲ出ス

雜用料物、調布四百端、給裝束司宛其料、後日太相府命（令仰カ）卽曰、此事雖專輒、爲濟公事所爲也、

梨壺女御依仰候御共、其次第、天皇未出宮門之前、列立於宮城東大路、其南到於二條大路北邊、行過件東大路之時、乃追從之、又承平二年尚侍奉仕之例、以右衞門尉藤原明方、左馬允同淸光爲行列使、今日无人差仰、仍以右馬允上毛野公幹一人宛件職、

第一庇指車　用尙侍殿、

車副十四人　十人轅、二人轂、二人鵄尾、

採物十人　二人大翳、二人捧壺、二人小行障、二人杳筥、一人榻、

手振十人

以上卅四人、著冠皂綾、靑白橡手作衣、蒲萄染下襲、紫摸摺袴、布帶、藥袋、脛巾、草履、

下仕十人

著釵子、結髮、靑色唐衣、蒲萄染汗衫、村摺裳、承和色綿阿古女、同色單袴、

杳付、

梨壺女御御供ニ候ス

行列使

第一庇指車

車副

採物

手振

下仕

傅

設蘭笠

採童

前駈

傅近衞十人

各給當色、褐衣、布帶、手作裾濃袴、

設蘭笠十蓋、採童十人、

各給當色、靑色後長狩衣、裾濃袴、

前駈五位十人

前加賀守從五位上良峯朝臣統茂

前信乃守從五位上源朝臣師保

前但馬守從五位上藤原朝臣俊連

前加賀守從五位下橘朝臣敏貞

中宮大進從五位下藤原朝臣淸光

尾張守從五位下藤原朝臣興方

散位從五位下橘朝臣隆平

散位從五位下藤原朝臣村蔭

散位從五位下橘朝臣時舒

散位從五位下百濟王興勢

以上著蒲萄染下襲、乘鹿毛馬、

第二庇指車

六位十人　少監物源長　藤原輔道　雅樂助源師世
玄蕃助藤原貞清　修理少進源超　參川權掾藤原連眞
美濃權大掾平相方　播磨權掾(ママ)相公　前春宮坊帶刀源清延
同連

以上著柳色下襲、乘葦毛馬、

件下襲幷馬毛等事、頗似華艷、然而各相議所爲云々、

第二庇指車　伊與守宰相勞、

車副十四人　同上、

採物八人　手振八人

以上卅人、著青色衣裾濃、自餘同一車

下仕八人

著赤丹唐衣、櫻色汗衫、自餘同一車

傅八人　但无儲笠、

前駈六位十人

第三庇指車　右大辨相勞、但車及前駈家調送也、

車副、手振、採物同二車、但著褐衣、

下仕同二車、但有蓋幷童、

前駈六位十人

第四無庇糸毛車

車副八人

件車以下、无前駈幷下仕、

第五同无庇糸毛車

車副同上、

第六檳榔毛金作車

車副六人

第七同車　車副同上、

以上四兩、本家所調、

自第八至于十四、檳榔毛車、

第三庇指車

第四無庇糸毛車

第五同上

第六檳榔毛金作車

第七同上

第八ヨリ第十四マデ檳榔毛車

車副各六人

以上七兩、仰家人所令進、

件車等者、御在所南方本家設幄二宇、(用寺幄)安祥但幄少車多、仍殘車者立於幄外、男女房皆設饗、但乘車之女房等料者作檜破子、車副一重設之、爲省事煩也、女御爲奉仕御共、廿七日夜罷出、此夕卽還參、

小一條左大臣記

天慶九年九月廿五日、壬子、御禊裝束中納言(司脫カ)以下、今日始著官東廳行事云々、

十月七日、甲子、此日御禊前後次第司著八省廊、始行事云々、

廿八日、乙酉、今日天皇臨幸鴨河水御禊、午二刻出宮、未二點到禊所、申二點禊、酉刻還宮、儀不能奧(具カ)記、

〔西宮記〕十一 臨時 戊 大嘗會事 ○前田家本

天慶(裏書)九年十一廿八一九記、午二剋出宮、未二剋著頓宮、欲入荒垣之間、神祇官獻御麻、先著御膳幄云々、申二剋御腰輿、移給禊幄、左右大將已下移候王卿御所南屛班外平敷座、齋主賴基獻御麻、中臣傳獻、齋主還給、授宮主云々、神祇官祓物置王卿前、宮主著座云々、了御膳幄、自此初稱警蹕、內膳供御膳、似旬儀、此間大臣蒙召候御前、山城獻物卅餘捧、

御禊裝束司等八省院ニ著キテ始メテ事ヲ行フ

內膳司御膳ヲ供ズ旬儀ニ似タリ

王卿魚袋ヲ著ケ騎馬ニ乘ル

內器仗

鹵簿ニ器仗無シ

外記ニ舊例ヲ勘ヘシム

國司不足、內竪又不候、仍令取左右近衛府生以下、次立御前云々、大臣奏見參、中務少輔南金召名、所司給祿云々、此日王卿著魚袋、乘騎馬、昨參議以下和鞋、但著杏葉著劍、○參議以下十二字、九條ヲ以テ補フ、家本西宮抄ヲ以テ不著騎劍、左大將代正明朝臣獨著騎劍及弓箭、御輿至建禮門北、神祇(官脫カ)獻御麻、勅答如例、

〔權記〕寬弘八年十月二日、辛丑、裝束司判官竹田宣理來、傳長官納言消息云、御禊事、因天慶九年例可行、便付、令請云、內器仗、主器仗事、此度相尋、惚可令載鹵簿之由、前日所承也、仍且遣問明法博士允正朝臣許、且引勘可然文書、無敢可爲證據之事、但器仗者可在兵庫、御禊以前令勘日時、開兵庫出器仗之由見或書、但件器仗、雖注出由無見所用、若件日可候歟、又謂內者、昔有內兵庫、大同之間、併左右兵庫、寬平之間、停左右爲一寮、若昔以收內兵庫器仗、號內器仗歟、○中略承平二年、天慶九年、○中略件年々、雖只注鹵簿、實無其物云々、

〔北山抄〕五 大嘗會御禊事 十月上旬、定奏陪從五位以上八十一人(二イ)、御前三十六人歷名、○註略ス留守、○註略ス、諸衞代官、○註略ス、下給裝束司、舊例、藏人所召主典下給、事畢上外記云々、○中略天慶九年私記云、仰外記令勘舊例、外記召主典下給者、仍申殿下、自內裏下給者、誰人可下給乎、猶給外記可宜者、令奏事由、下給外記云々、事見太政官式、幷清

當路ヲ巡檢ス
諸衛幡旗節旗アリ
供奉ノ公卿少キニ依リ迎謁セズ
休幕内ニテ饗饌ヲ賜フ
親王以下一拜ノ後祿ヲ賜フ
御禊路次

涼抄、若有申障之者、上卿奏聞改替、舊例、又自藏人所仰下、○中略天慶、外記仰之云々、○中略先一日有召仰事、天慶、大臣仰之、○中略當日檢非違使先巡檢當路、○中略天慶、尉以下巡檢云々、○中略御前次第司、在美福門、御後在豐樂院不老門下、○註略ス、諸衛有幡旗、節旗等、○註略ス、節下大臣及少納言、有馬從取物、親王以下皆著當色、天慶以後、王卿不必著之、○中略行幸儀式如常、○註略ス、到河原頓宮、參議以上下馬、列立西幔門外、其南邊、裝束司長官以下、北面列立、長官拂曉到頓宮行事、還御時供奉、安和以來不供奉、天慶、依供奉公卿少數、殊有宣旨扈從、仍不迎謁、○中略先御々膳幄、○註略ス、王卿侍從、各著幄座、即供御厨子所御膳、此間、王卿或向休幕、次第司長官多用衛府、天慶、以府生招次官以下於休幕、有饗饌事、是故實也、○中略御禊畢、○中略大臣候御前座、山城國獻物卌（卅イ）捧、○註略ス、大臣問之、各稱物名、退付進物所、天慶例、不問之、（頭書）「清涼抄如之、而天慶私記、檢先例、无問人、祇候簾中、簾外无座云々」○中略縫殿寮立祿辛櫃於幄巽角、中務輔唱名、親王以下進祿所給祿、天慶例、一拜後、或取手、或被頸云々、（頭書）「天慶、王卿各纏頭、大臣令持之、公祿須雖馬上被之、而節下頗有威儀、仍不纏之云々」

〔大嘗會御禊日例〕遷都以後　村上天皇節下右大臣實頼、

天慶九年丙申（午）十月廿八日、乙酉、三條末、北邊、出建禮門、美福門、自二條東、至京極南行、自三條東行御頓宮、日記也、○繼塵記、文保二年三月四日ノ條異事ナシ、

〔大嘗會御禊事〕

節下
裝束司
次第司
女御代
御禊敍位

村上　天慶九年十月二十八日、乙酉、

節下　右大臣左大將實頼公、

裝束司中納言左衛門督藤顯忠卿

次第司參木右衛門督源高明卿

參木左兵衛督源庶明朝臣

于時別當中納言左衛門督藤顯忠卿

女御代藤原爲子朝臣（右）左大將師輔卿女、號梨壺、（安子）

〔公卿補任〕五天曆九年　參議從四位上藤有相、四十八、十月廿八日（天慶九年）從四下

皇大神宮正殿傾キテ開カズ
告齋王薨由使開ク由ヲ奏ス

十一月小戊子朔　晝

六日、癸巳、大嘗會ヲ行フベキ由ヲ大神宮ニ奉告シ、併セテ、皇大神宮假殿遷宮ノコトヲ申サシム、

〔貞信公記抄〕十一月六日、癸巳、可行大嘗會之狀、宣命使奉遣伊勢、（藤原師輔）大將行之、大神宮依正殿傾、造借殿、甍可奉遷事付此使、十八日、○中略又伊勢太神宮正殿度々使申不開之由、○六月十八日ノ條參看、仍造借殿奉遷、可直正殿之狀、宣命使奉遣了、而告齋王薨由使惟時王申云、開正殿了云々、爲之如何、

〔北山抄〕五大嘗會事　天皇卽位之年、○中略可行大嘗會之由、被申伊勢事、○中略天慶九年十一月六日、被立件使、

八日、乙未、僧鎭朝ヲ法性寺座主ニ補ス、

〔天台座主記〕○一華頂要略百二十所收書云、九年十一月八日、任法性寺座主、第十六大僧都鎭朝辻又露地、裏○中略同（天慶）

九日、丙申、春日祭、

〔西宮記〕六十一月○前田家本　春日祭　（裏書）天慶九年十一月八日九記云、春日祭、近衞府使左少將爲善調雜具申障之代右馬助仲舒、忽申障稱他行之由、敢不參云々、因之使舍人等、爲申其由參陣頭、令藏人奏、仰云、雖無先例、不可默止、參彼社行馳遣、下官此間參殿上、承行此事、後聞、十日、大臣蒙仰、令進仲舒過狀之、進後又留釐務云々、

近衞府使不參ノ由ヲ奏ス
右馬助忠舒ヲシテ過狀ヲ進メ且ツ釐務ヲ留メシム

十日、丁酉、官政、是日、三省、位祿目錄ヲ奏ス、

〔洞院家記〕十外記政補侍從所々監事　御記（清慎公記）（天慶九年）同年十一月十日、著外記、今日三省申位祿目錄之日也、但辨官申政、次請印諸司大粮符、侍從所申文如恆、

諸司ノ大粮符ニ請印ス

十一日、戊戌、少納言外記ノ上日ヲ奏セシム、

〔類聚符宣抄〕（寺脚）六少納言職掌　右大臣宣、奉勅、少納言外記上日、隨其參入、注衞前衞後等之由、加少納言署、自今以後、宜經奏聞者、

天慶九年十一月十一日

衞前衞後ヲ注シ少納言ノ署ヲ加ヘシム

〔貞信公記抄〕十二月五日、中使公輔將來所々上日之中、有辨少納言、史、外記進上日、

大外記三統宿禰公忠　奉

勅使ヲ忠平ノ第ニ遣ス

天慶九年十一月十日　十一日

○十二月五日、關白忠平ヲシテ、上日ヲ內覽セシムルコト、便宜合敍ス、

十五日、壬寅鎭魂祭、

〔北山抄〕二年中要抄下　十一月　天慶九年、宮內省有穢、於神祇官行之、

十六日、癸卯、大嘗祭、

〔日本紀略〕村上天皇　十一月十九(六)日、大嘗會、

〔貞信公記抄〕十月四日、右中辨來云、欲參維摩會、行主基事、此事何、

十一月十六日、大嘗祭、

〔西宮記〕臨時大嘗會事　○前田家大永鈔本　天皇、更著齋服、御悠紀殿、○中略中臣、左忌部、右御巫、猿女等前行、天慶、

穢ニ依リテ神祇官ニ行フ

悠紀殿出御猿女候セズ

大臣左近衞府ノ小忌幕ニ著ス

陰陽寮ヲシテ日時ヲ勘申セシム

告猿女不候、○中略小忌王卿著幕、天慶、大臣著左近小忌幕、在大嘗宮南門內東掖、開門、○註略ス、宮內率國栖入、就位、入自左掖門、著摺衣、笛士十六人、奏風俗、居大嘗宮南門東掖、天慶、主基間不候、後勘宮內、悠紀國司已下率歌人就位、○註略ス、伴佐率語部、○註略ス、大忌王卿已下就幄下、○註略ス、隼人司立奏風俗歌舞、王卿已下就庭、跪拍手、○註略ス、安倍五位、式二人、天慶、無五位六位奏、○中略供御膳、例小忌王卿已下供神座、此時依式、所司豫敷神座、天慶、依神祇官申失、改供神座、○下略

〔北山抄〕五大嘗會事　天皇即位之年、○註略ス、大臣奉勅、天慶九年、大臣召陰陽寮、令勘申其日、○中略、大嘗會國郡卜定ノコトニカヽル、五月十三日ノ條ニ收ム、

八月上旬、遣大祓使、左右京一人、五畿內一人、七道各一人、(頭書)「件祓、所々預等皆預參、件等官符皆請內印、天慶、依觸穢、給宣旨」○中略

寅卯日間、撿挍以下巡檢大嘗宮幷豐樂院事、○中略天慶、非撿挍、公卿共向、○中略

卯日、平明、神祇官班幣帛於諸神、卜諸司小忌人、同新嘗會、○註略ス、諸衞設大儀、分衞如常、○註略ス、諸司公服、陣威儀物、如元日儀、○中略伴、佐伯氏各一人、○註略ス、分就南門左右、儀式、注內腋、新式及神祇式、注外腋、天慶記、內腋云々、○中略申時以前、庶事咸畢、酉剋掃部寮以神座御座、供于嘗殿、承平二年、開門後、王卿侍從入自南門供之、天慶九年、裝束司國司相從、行幸以前供畢、而依神祇大副賴基等申、任承平例、臨期改供云々、清涼抄云、依宮內掃部式可供之、天慶例失也、○中略戌剋鸞輿出自建禮門、入自昭訓門、於東廊壇上、改駕腰輿、○註略ス、經廻立殿北西、入自南戶(カイ)、御廻立殿、○註略ス、小忌親王納言參議各一人、供奉如常、○註略ス、其外大臣一人著小忌服供奉、○註略ス、鈴櫃立左近陣前屏幔內、○註略ス、太刀契同候之、○註略ス、小忌王卿著巽角庭上座、大臣候坤角座、主殿寮供奉御浴、○註略ス、卽著祭服、本服帛御衣、仁和記云、御東方小床著天羽衣、供御湯畢、御中央二重御疊、次御西方、供奉御裝束、清涼抄云、式云、水部一人、執廻立多之良加者、而天慶九年、於嘗殿供御盥、失也云々、○中略御大嘗宮、其道大藏省鋪二幅布單、○註略ス、宮內輔二人、左右膝行、以葉薦隨御步、敷布單上、掃部允以上二人、從後且卷、○註略ス、車持(クラモチ)朝臣一人執蓋、子部宿禰、笠取直各一人、共膝行執蓋綱、○註略ス、大臣○註略ス、率中臣忌部在御前、大臣在中央、中臣在左、忌部在右、天慶外記々云、依敷布單、大臣隨便宜、奉仕右邊者、案之、葉薦人不可踏、至于布

大嘗宮ヲ巡檢ス

卯日

承平二年ノ例ニ依リ神座御座ヲ嘗殿ニ供ズ

嘗殿ニ於テ御盥ヲ供ズ

縫殿猿女ヲ進ラズ後日過狀ヲ進メシム

吉野國栖參入ス

忌部鏡劍ヲ奉ルコト承平以後見エズ

國司等物ヲ獻ズ國名ヲ奏セズ御挿頭花琴ヲ供ズ

單、无妨大臣踏歟、准朝賀式可知、仍檢彼私記、无此事也、御巫猿女左右前行、(頭書)「天慶記云、縫殿不進猿女、後日召勘、令奉過狀」主殿官人二人、秉燭照路、○註略ス、既御悠紀正殿、仁和記云、自南簷開簾御之、天慶記、大臣就左近小忌幄行事云々、寬平例如之、小忌群官著其座、○註略ス、次開門、○註略ス、次大忌親王入自西門、大臣以下入自南門、各著幄下座、竝北面、儀式、國栖參入後、群臣參著云々、而新式次第如此、近例、行幸以前、入自東門著之、官厨家儲饗饌、又親王不就脩式堂前幄、便就公卿幄、承平二年、王卿雖先著、開門後、出自東掖門、國司入後、入會昌門著座云々、天慶以後无重著例、○中略六位以下參入、亦就幄下、○註略ス、次宮內官人率吉野國栖、○註略ス、入自左腋門就位、○中略天慶記、在南門外東掖云々、○下略

〔扶桑略記〕二十五村上天皇　十一月十九(六)日、大嘗會、近江、備中、供奉悠紀、主基、

〔二中歷〕八儀式歷　大嘗會　天慶近江野洲備中下道、

十七日、甲辰、辰日節會、

〔貞信公記抄〕十一月十七日、晚頭中使公輔來云、忌部奉劍鏡事、(主カ)□承平三代日記不見、何因所停乎、

〔西宮記〕臨時大嘗會事○前田家大永鈔本　辰日○中略天皇御悠紀御帳、○中略中臣淺沓、入、跪奏天神壽詞、仁和別式云、中臣執玉籤入者、天慶、中臣賴基不執神木、執笏、神木可副笏也、忌部可奉神璽鏡劍、自天長不被下、仍不奏、○中略天慶、輕服人小忌留外辨、近年無齋部、○中略行事辨已下國司獻物、○中略天慶、失不奏國名、內膳供御膳、○中略天慶、獻物前供之、○中略風俗樂人參入、○註略ス、撿挍已下供御挿頭琴等、○中略辨已下執王卿挿頭、挿右方巾下、王卿已下降殿拜舞、天慶不拜、又式不見、○中略天皇御主基御帳、○中略國司風俗樂人參入、如左儀、供御挿頭花琴、或止、已日、於主基獻之、天慶遲供、內辨奏見參、已日供之、重明親王獻之、給王卿如前日、

清暑堂出御

悠紀帳ニ出御

鈴奏ナシ

小忌參入セズ

天長以後忌部鏡劍ヲ奉ラズ

大臣謝座ス

〔北山抄〕五大嘗會事　辰日、卯剋乘輿、○註略ス、出光範門、○中略天慶以後、入自昭訓門、出自章善門、无所據歟、入自豐樂院不老門、○註略ス、御清暑堂、○中略兩國各立御帳於殿上、○註略ス、南廂、當御座巽、設王卿座、北面西上、小忌在其上頭、天慶、依座短、參議座前對立大盤、○中略時剋、御悠紀帳、近仗稱警蹕、○中略天慶以後、不見進鈴事、所司開儀鸞、豐樂兩門、近衞々門開之、承平天慶外記々、國司分居云々、非也、見式幷寬平記、親王以下五位以上、入自儀鸞門、各就版位、不著靴、式云、天慶記文、小忌不入、後代共入、而新式、小忌不在此列云々、近代如之、輕服人不預、陣起如常、延英堂有外辨座、王卿入自堂東開明門、先著其座、如八省朝集堂儀、但大忌人先不著靴就之、中臣奏畢退出後著靴、又自後階可還昇歟、天慶外記々、親王納言用中階、參議南階云々、○中略天慶例、章善門北、設公卿休幕、先就彼所、後就外辨、六位以下相續參入、○註略ス、立定、神祇官中臣捧賢木、○中略神祇式云、賢木副笏、○中略天慶、不儲賢木、把笏進失也、入自同門東扉就版、跪奏天神之壽詞、○註略ス、忌部奉神璽鏡劍、共退出、群臣起、○中略清涼抄云、近代不給神璽、只奏其詞者、○中略天慶記云、賴基申云、件鏡劍、自御所暫下給奉之、而天長式奏輙給重物、非无事危者、其後忌部雖申不給、次辨大夫就版、跪奏兩國所獻多米都物色目、退出、承平天慶例、就外辨座辨奏之、行事不奏、○中略內侍臨東檻召人、大臣出自軒廊南橋、於左近陣南頭謝座、式云、陣西頭少南謝座、○中略(小カ)次宮內省率大膳職造酒司、承平天慶例如此、○中略多賀須伎、比良須伎物、○註略ス、進列庭中、卽將去、○中略天慶、入自逢春門、西面列立云々、○中略大臣宣、侍

所司御膳ヲ供ズ

悠紀主基風俗ノ歌舞ヲ奏ス

王卿ニ挿頭ヲ賜フ

主基帳ニ出御　大臣謝座ス

座、親王以下謝座、○略ス、註謝酒訖、各著座、○略ス、註諸仗共居、○略ス、註所司供御膳、仁和天慶用東階、○中略悠紀獻當時鮮味、○略ス、註大臣問之、各稱唯、申云、悠紀所進御贄、稱物名如常、天慶安和記、不奏國名、大臣仰云、賜膳部、或仰給御厨子所、天慶例也、○中略稱唯、出逢春門、付內膳々部、○略ス、註于時國司率風俗歌人等、入自儀鸞門、且歌參入、儀式云、國司立前、次音聲人、次歌女、次歌男、天慶記云、前男廿人、後女廿人、樂人在最後、○中略乃奏風俗歌舞、式云、舞者八人爲列、（頭書）「天慶記、悠紀十二人、主基十人云々」○中略次撿挍納言以下、○略ス、註率悠紀行事大夫等、舁御挿頭倭琴等案、○略ス、入自逢春門、經左仗南頭、舁自中階、○略ス、註立南榮、○中天慶、挿頭在西、○中略從下退出、大臣○略ス、就案、擎御挿頭、經座上、舁御壇東階、天慶、辰日右大臣脫靴、巳日重明親王不脫、○中略候帳下、宸儀許之、卽奉指御冠左、○略ス、註自座末復本座、群臣降階拜舞、○中天慶以來、又无此事、行事辨等、賜王卿挿頭、○中天慶撿挍參議執大臣、此間、會撿挍行酒、天慶例也、其儀可同內宴乎、日暮、主殿寮供庭燎、○略ス、註事訖入御、○略ス、王卿下自東階、度西方、○略ス、中天慶、巳日依雨、經南簷、天皇御主基帳、○略ス、中大臣進自右仗後、於仗頭謝座、天慶、大臣依雨、於西廊北、昇自南面西階著座、王卿仗頭列立、北面東上、重行、第一人當西階東端云々、○略ス、中天慶、依雨西廊北第五間以南柱內東面重行列立、第三間砌上謝座、○中略重明親王記不詳也、○中略天云々、陣如常、小忌五位以上直度、列立馳道西、○略ス、註大臣仰侍座、○略ス、註謝座酒（謝被カ）如常儀、次供御膳、賜臣下饌、皆如悠

御酒勅使ヲ仰セラレズ

未得解由諸國入京吏ヲ見參ニ入ル

祿ヲ賜フ雨濕ニ依リ拜セズ

豐樂殿鋪設　中央ニ螺鈿御倚子ヲ立ツ

兩國ノ標ヲ立ツ

近代ノ例大嘗宮ヨリ直ニ豐樂院ニ出御

紀、○略ス、中天慶、不仰御酒勅使、依臨曉歟、中略但無挿頭事、○略ス、註次風俗樂人奏歌舞、○中略次大臣著軒廊砌上兀子見々參、○略ス、中天慶、依及曉更不獻云々、○中略畢參上、經座下、進軟障下、付內侍奏之、降立初所、召少納言授之、○略ス、註少納言進庭中唱名、王卿稱唯、下殿給悠紀祿、○略ス、中天慶、外記云、未得解由幷諸國入京吏、五位以上預者、有宣旨皆悉預之、○中略畢列立、依雨濕不拜、直退云々、○中略辰日裝束、天慶、巳日御挿云々、兩國、豐樂殿東西第三間構壇、○略ス、註其上立御帳、卷三面帷、承平、又令卷乾艮二角云々、而天慶例如之、前後懸犀角鏡等、中央立御倚子、○略ス、中天慶、螺鈿立置物机、置師子形如常、○略ス、註御帳東西、立四尺屏風、乾北艮三方、立五尺屏風四帖、天慶記云、御帳艮角立五尺屏風一帖、乾角立同屏風二帖、其一帖立廻爲隱所云々、○中略端、立兩國標、天慶記云、去殿階十六丈、兩國標間八許丈、○中略兩國倉代等物、列立觀德、明義兩堂前、○中略與顯陽（永）承歡（賢カ）兩堂北端平頭、當殿東西式云、部領擔夫退出、承平記云、擔夫皆在其下、（頭書）「天慶記如之」○中略儀鸞門外立左右衞門仗戟、豐樂門內對立隼人楯戟、○略ス、註其東西設兩國樂皷各二面鉦等、天慶先立儀鸞門內、爲違例、○下略

十八日、乙巳、巳日節會、

〔貞信公記抄〕十一月十八日、大嘗祭畢、還御本宮、更可幸豐樂院、爲之何、

大嘗宮、便幸豐樂院、而近代例、從

〔西宮記〕臨時大嘗會事　○前田家大永鈔本

天慶（頭書）九年十一月十八日吏部王記云、丑剋有

清暑堂ノ鋪設
先ヅ大床子ニ著御音樂
親王以下ニ祿ヲ賜フ
入御
重明親王御挿頭ヲ捧ゲテ壇ニ昇ラル
王卿歌舞ス
白酒黑酒ナシ物ヲ獻ズ

召、余及王卿等參清暑堂曲宴、其儀堂中間設御座、右立置物机、御後及南邊施屏風、軒廊雙行設王公座、其南横鋪侍臣座、上先御大床子、右(實賴)大臣又候、王卿次第就座、勅給酒肴幷管絃器云々、了寅刻給祿、親王、大臣御下襲、表袴各一重、參議白細長袴等、侍臣疋絹、先是、右大臣起座供御酒、伊與守師氏執銚子、有頃余勸盃大臣、巡了上入御、群臣退、

〔西宮記〕十一臨時戌大嘗會事○前田家本　天慶九年十一月十八日吏部記云、云云、右(師輔)大將語余(重明親王)云、仁和例、式(本康)部卿親王供之、早可被供者、答云、彈(元平)正尹親王在上座、起進不可然、大將催彼親王、々々云、昇殿人若御親可供之云々、了余卽就案、捧御挿頭升御壇云々、

〔西宮記〕臨時大嘗會事○前田家大永鈔本　巳日、天慶、今日分兩國屯物、○中略天皇御悠紀御帳、○中略王卿已下參入、○註略ス、內膳供御膳如昨、天慶、御挿頭臺尙立、給臣下、○中略入御、王卿已下渡西、天慶、依雨自堂上渡、已下皆渡西、天皇御主基御帳、○中略行事辨國司已下獻物、如前、天慶兩日料、○中略內辨奏見參、給少納言、天慶、此間王卿歌舞、

〔北山抄〕五大嘗會事　巳日、辰剋御悠紀帳、近仗稱警蹕、內辨著兀子、內侍召人、內辨參上、開門、召群臣、供御膳、賜臣下饌、天慶記、今日无白黑酒云々、等儀、一同辰日、○中略天慶例、有

倭舞風俗ヲ奏ス
御座
王卿侍臣ノ座
右大臣御酒ヲ供ズ
清暑堂ノ御神樂

獻物、无挿頭、○中略一兩巡後、悠紀人就庭中左幄、奏倭舞、○中略天慶記云、掃部庭中南北行設二行座、舞人分著、其南立床子、琴師二人著之、笛工二人在其後云々、○中略次奏風俗、儀式、有所司樂、无風俗事、○中略而天慶以來、猶先奏風俗、三獻後、仰御酒勅使、事訖、御主基帳、雜事皆同昨日、但獻物後、主基人就右幄、奏田舞、○中略天慶記云、件舞稱大歌不具不進、卽仰明日可供奉之由、有例故也云々、次奏風俗、○註略ス、次獻御挿頭、天慶、重明親王轉供、仁和例云々、御清暑堂、有御遊事、○註略ス、其儀、堂中間設御座、右立置物御机、御後及西邊施屏風、軒廊雙行設王卿座、其南横敷侍臣座、天慶九年例如之、○中略宸儀御御座、殿上王卿依召著座、○中略天慶、右大臣先候、王卿次參、藏人俊朝臣召之云々、卽給酒肴、○註略ス、幷(次イ)賜管絃器、○註略ス、先彈倭琴、唱神歌、次變調、奏律呂歌、天慶、右大臣供御酒、伊與守師氏朝臣把銚子、重明親王勸盃大臣云々、給王卿侍臣祿有差、○中略天慶、親王、大臣御下襲、表袴各一重、參議白細長、袴、侍臣疋絹云々、

〔御遊抄〕一清暑堂

村上天皇　天慶九年十一月十八日、乙巳、

御神樂御遊、內舍人十人、彈琴歌人二人、

笙　右近少將朝成、

笛　行明親王、

比巴　參議高明、

重明親王和琴ヲ彈ゼラル
悠紀方ノ和歌
主基方ノ和歌
田舞ヲ奏ス
位記請印アリ
柏酒ヲ賜フ
柏ヲ縵トス

天慶九年十一月十九日

筝 右大臣頼實(實賴)、

和琴 重明親王、

〔體源抄〕八本下和琴系圖 和琴 重明親王 天慶九年十一月十八日記云、今日神宴、余彈和琴、

〔續千載和歌集〕二十賀歌 村上の御時、天慶九年、大嘗會の悠紀方の巳の日の參入音聲、鏡山をよめる、 讀人しらす

我君の千年のかけを鏡山とよのあかりにみるかたのしさ

〔新千載和歌集〕二十慶賀歌 村上の御時、天慶九年、大嘗會の主基方の參入の音聲、備中國高倉山をよめる、 讀人しらす

雲のうへに萬代とのみ聞ゆるは高倉山の聲にそありける

十九日、丙午、午日節會、敍位、

〔西宮記〕臨時大嘗會事 ○前田家大永鈔本 巳日、○中略天皇御主基御帳、○中略奏田舞、○中略天慶、午日奏、失也、○中略

午日、○中略天慶、午日上卿於宜陽殿、請印位記、奉御在所、○中略宣命使就版宣制、○註略ス、式部輔唱位記、○中略天慶、參議近江守兼明、輕服取位記之、○中略解齋舞、○中略天慶、一度舞、造酒司賜柏酒令飲、以柏爲縵起舞、○下略

〔北山抄〕五大嘗會事 午日、○中略辰剋、○中略天皇出清暑堂、御高御座、○註略ス、內侍

大臣謝座ス
宣命文ヲ奏ス
吉志舞及ビ田舞ヲ奏ス
歌人大歌ヲ奏ス
雜怠及ビ未得解由ハ見參ニ入レズ
神祇官御麻ヲ奉ラズ
過狀ヲ進メシム
解齋

置位記筥於大臣座前、卽臨東檻召人、大臣到左近陣西頭謝座、○中略天慶例、如式、仗南七尺西進一丈可拜歟、昇自東階著座、次內記取宣命文、昇東廊、於殿東砌下、奉大臣、々々參上、付內侍奏之、儀式、群臣著座後奏之、卽給宣命使、其後引敍列、而式、開門以前奏之、○中略天慶例如之、○中略次安倍氏奏吉志舞、○註略ス、畢各退出、○中略天慶、吉志舞後奏田舞云々、三獻後仰御酒勅使、次大歌別當下殿、出南門率歌人參入、於舞臺南頭、奏大歌、新式云、大歌樂器參入、次掃部立床子、次別當率歌人參入云々、若是參來申歟、○中略天慶外記々云、別當下殿南行、於觀德堂巽角、率歌人參入云々、○中略大臣奏宣命見參、○中略天慶記、雜怠未得解由者、今日不預云々、○中略乘輿還宮、○註略ス、到建禮門、神祇官進御麻、天慶不奉之、後日進過狀、到紫宸殿、○中略

天慶記云、此日晚頭、參議師氏、權右少辨好古、左少史御笠維宗等、率緣事諸司、就宮內省、行解齋事云々、近例不行此儀、

〔公卿補任〕五 參議從三位源兼明、三十三、治部卿、近江權守、十一月十九日從三位、大嘗會悠紀、

從四位上藤師尹、二十七、十一月十九日從四上、大嘗會主基、

〔公卿補任〕五天曆六年 參議從四位上藤朝忠、四十三、十一月十九日從四上、大嘗會悠紀、

〔公卿補任〕五天曆七年 參議從四位上大江朝綱、六十八、十一月十九日從四上、

天慶九年十一月十九日

叙位議
位記入眼請印
神饌供奉ノ采女叙位ニ預ル
位祿官符ニ位階ヲ誤記ス

〔公卿補任〕五 天徳二年　参議従四位上藤朝成、四十、十一（天慶九年）月十九日、正五下、主基、

〔外記補任〕二

大外記従五位上三統公忠　近江權少掾、十一月十九日正下、悠紀國司、

従五位下三園千枝　十一月十九日叙、大嘗會、

〔類聚大補任〕朱雀天皇　祭主賴基　十一月十九日叙正五位下、

〔貞信公記抄〕十一月十四日、叙位議、大納言執筆、大臣（藤原忠平）昨今物忌、不參入也、

十五日、位記入眼請印、

十八日、叙位議、承平例丑日行也、可依彼例歟、卯日供奉神饌采女、前例預叙位、

仍彼此望申、其申（中カ）一人最子可奉仕、今一人櫻井男子、河内有子若競申、而男子

陪膳方多、有子年方勝也、以誰可令奉仕乎、

〔公卿補任〕六 天延三年　参議従四位上藤爲輔、五十、十二（天慶九年）月一日式部少丞、

〔洞院家記〕十 外記政補侍從所々監事　御記（清慎公記）同年（天慶九年）十二月十九日、〇略　中備前介兼濟

朝臣、去今兩年位祿官符、注従五位上、今年大嘗會叙正下之者也、

〇藤原爲輔ノ任官、便宜合叙ス、

修理亮従五位下藤原守正卒ス、

〔勅撰作者部類〕自帝王至庶人之部　守正　五位、修理亮、中納言藤原兼輔男、天慶九年十一、十九卒、後撰集一、戀三、

〔大鏡異本陰書〕守正　天慶九年四月廿一日補藏人、九月任修理權亮、十一月十四日叙、今案、守正備中之時、爲御使歟、童殿上之條可尋之、

〔大鏡裏書〕伊賀守藤原資國事

修理亮従五位下守正孫、正五位下大藏大輔義（善カ）理男、

〔尊卑分脈〕藤原氏良門孫

兼輔

守正（藏）修理亮、母、

善理（式）大藏大輔、主殿頭、従四上、或本美一、母、

連理　若狹守、従四下、母、

明豪　〇事蹟略ス、長保四年八月二十三日ノ條ニ收ム、

〔大鏡〕四 右大臣師輔　みかど（村上）も此女（安子）御殿にはいみしう心をき申させ給き、

〇中略　御門をもつねにふすへ申させ給て、いかなる事のありけるおりにか、

ゆふさりわたらせおはしましたりけるを、みかうしをたゝかせ給けれと、

あけさせ給はさりけれは、たゝきわつらはせ給て、女房に、なとあけぬそと

童殿上シテ村上天皇ニ侍ス

勅使ヲ忠平ノ第ニ遣ス

とへと、なにかしのぬ(守正)しのわらは殿上したるか、御ともなるにおほせられけれは、あきたる所やあると、こゝかしこ見たまひけれと、さるへきかたはみなたてられて、ほそとのゝくちのみあきたるに、ひとのけはひしけれは、よりてかくとの給ひけれは、いらへはともかくもせて、いみしくわらひけれは、まいりてありつるやうをそうしけれは、みかともうちわらはせ給て、れいのことなりとおほせられてそかへりわたらせおはしましける、此わらはゝいかのせんしすけく(守正)(音國)にかおほ(守正)ちなり、

〔後撰和歌集〕十一戀歌三　人の許にまかれりけるに、すのとにすゑて物いひけるをゝすを引きあけゝれは、いたく騒きけれはまかりかへりて、又のあしたに遣はしける、

藤原守正　參輔男

荒かりし浪の心はつらけれと簾越によせし聲そこひしき

二十一日、戊申、是ヨリ先、大宰府、大船二艘對馬來著ノコトヲ奏ス、是日、關白忠平ヲシテ、之ヲ定メシム、

〔貞信公記抄〕十一月廿一日、大貳(小野好古)來、令見少貳經基書、其書云、大船二來著對馬嶋云々、未知何國船云々、中使頭朝臣來、好古朝臣參入、令奏經基書、爲之何

公卿皆不參

云々、

二十四日、辛亥、女王祿ヲ給フ、

〔西宮記〕正月中八日給女王祿事　天慶九年十一月廿四日、此日賜女王祿、公卿皆稱障不參、辨官行事云々、小一條記、○江次第同ジ、

二十五日、壬子、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、女敍位ノコトヲ仰ス、

〔貞信公記抄〕十一月廿五日、中使頭朝臣來云、今日行女敍位事何云々、

二十九日、丙辰、右大臣實賴ノ女述子入內ス、

〔貞信公記抄〕十一月廿九日、丙辰、右大臣女參入內裏、步行云々、

〔一代要記〕村上天皇後宮　女御無位藤朝臣述子　太政大臣實賴三女、母時平女、天慶八年十一月五日入內、

○述子入內ノ日、一代要記八年十一月五日ニ作ル、今貞信公記抄ニ據リテ揭書ス、女御ト爲ルコト、十二月二十五日ノ條ニ見ユ、

是月、從四位下延光王ニ、源朝臣ノ姓ヲ賜フ、

〔公卿補任〕五康保三年　參議從四位上源延光、四十、中務卿代明親王男、母、延長五年丁亥生、○中(天慶)同九正七從四下、○註略ス、十一月日、改姓賜源朝臣、

十二月大盡丁巳朔

三日、己未、朱雀上皇、宇治院ニ幸シテ、遊獵アラセラル、

〔日本紀略〕朱雀院　十二月三日、己未、太上(朱雀)皇從朱雀院幸宇治院、遊獵、

〔貞信公記抄〕十二月三日、朱雀院上皇、幸宇治、

四日、從朱雀院、使仲陳朝臣有恩問、更賜鴆鯉等、白細長袴贈御使、

上皇忠平ニ雉鯉ヲ賜フ

七日、癸亥、大宰府ヲシテ、管內遊蕩放縱ノ輩ノ、調庸租稅ノ妨ヲ爲ス者ヲ捕ヘシム、

〔政事要略〕五十一　交替雜事十一　調庸未進事

太政官符太宰府　六箇條之內

一應管內遊蕩放縱、致調庸租稅之妨者、捕勘其身、任理科決事、

右大貳從四位下小野朝臣好古奏狀偁、謹檢案內、管國司等、率隨子弟、成調庸租稅之妨者、可捕其身言上之狀、具在太政官去承平六年閏十一月七日符、○其條アリ、然則國司子弟徵捕無妨、而今如聞者、遊蕩放縱之輩、不必國司子弟、妄假威權、多成黨類、練兵器、聚養人馬、或託言田獵、或寄事負續(債歟)、威却郡司、壓略民庶、凌辱妻子、奪掠牛馬、以彼產業、爲己利潤、昨(作カ)左(爲イ)徒步單衣之輩、今率肥馬輕裘之

大宰府ノ奏狀

承平六年官符國司ノ子弟等兵ヲ練リ人馬ヲ養フ郡司ヲ威却シ人民ヲ壓略ス

身、是養暴狂、稱聚勇敢、蔑侮官吏、侵漁網(細)民、時俗染化、稍爲土風、田畝荒蕪、賦稅虛耗、國弊民亡、莫不由斯、若無懲肅、何救此費、望請、重被下知管內諸國、若非府國使、妄入部內、又多率人衆、輙帶弓箭、威却人民、掠取物(雜稅カ)者、准之强盜、捕禁其身、所取雜物、以贓論之者、右大臣(實賴)宣、奉勅、依請者、以前雜事、(マヽ)

左大辨藤原朝臣在衡　　左大史氷宿禰方盛

天慶九年十二月七日

十日、丙寅、公卿ヲシテ、和泉等ノ國ニ檢非違使ヲ置キテ、部內濫惡ノ輩勘化ノコト、及ビ因幡國申請フ院宮所々點領禁止ノコト等ヲ定メシム、

〔貞信公記抄〕十二月十日、中使頭朝臣來、給和泉、丹波、紀伊等國申、給檢非違使令勘化部內濫惡倫事、因幡國申請禁止諸院、宮家點領所々事、返上先日所給備前之後司申文、諸卿定申文、

十一日、丁卯、神今食祭、

〔貞信公記抄〕十二月十一日、幸中院、有祭事、

朱雀上皇、醍醐寺ニ封戶五十烟ヲ施入アラセラル、

〔醍醐寺要書〕

强盜ニ准ジテ捕禁セシム

備前國司ノ申文

神嘉殿出御

封戸施入狀　甲斐二十五烟　播磨二十五烟

朱雀院

施入封戸五十烟（廿五烟甲斐國、廿五烟播磨國、）

奉仰云、件封戸施入醍醐寺（延長）、此道場者、延長聖皇所建創也、灌藁盡除、百草無遺於其際、地勢平坦、三寶具足於其中、自彼龍駕不歸、斑竹成變、依山陵之接近、知佛陀之逢迎、香煙逐風、不隔芬芳之氣、華鐘報曉、先通寥亮之聲、斯蓋感動谷空、相應月滿者也、昔在九重之宮城、爲增十號之威德、新建法華三昧堂於寺中、（元年是歲條參看、）作報恩資、薫修有勤、利益無極、今避寶位、偏卜幽居、一万乘之鴻名、早遂辭讓、二千戸之封邑、更驚優閑、仍聊割第土、敢獻蓮臺、唯願、應器料分越之累、不出白雲之扉、燃燈添圓融之光、自照金繩之地者、

天慶九年十二月十一日　　主典代近江少目菅野

別當大納言兼右近衞大將陸奥出羽按察使藤原朝臣師輔　判官代修理亮藤原朝臣（在判）

參議兼備前守源朝臣（在判）　式部丞藤原朝臣佐忠

近江守藤原朝臣　　少內記藤原朝臣國重

前近江守源朝臣　　主典代內膳典膳八木（在判）

右近衞少將兼近江權介藤原朝臣敦敏

或古記云、此封戸施入狀云、作者式部大輔維時、

〔慶延記〕（三封戸下醍醐雜事記三）

一朱雀院（天慶九年十二月十一日、右近衞大將陸奥出羽按察使藤原朝臣師輔、）施入封戸五十烟（廿五烟甲斐國、廿五烟播磨國、）

十四日、庚午、大嘗會間祈晴ノ御報賽ニ依リ、臨時奉幣使ヲ發遣セラル、

〔貞信公記抄〕十二月十四日、臨時御幣使立、御禊、大嘗會間祈晴報幣也、

十七日、癸酉、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、御服等ノコトヲ仰ス、

〔貞信公記抄〕十二月十七日、中使頭云、拜御題（ママ）因幡御服等事、

十九日、乙亥、外記政、

〔洞院家記〕（十補侍　外記政　所々監事）

左衞門陣之、以右大將師輔卿、參議保平、庶明、師尹朝臣、從陣座下立、大將者立櫻樹西頭、自餘宰相、或立屛內、或立陣座砌、往年殿（忠平）下命云、申政剋限到後、一上參時、著右衞門陣之、公卿降從陣座、列立櫻樹東頭（北面東上）、上卿揖入外記門云々、今日之儀、違先日命、歲月推移、下官不慥覺歟、抑著廳之後、良久無音、中納言元方卿、後加著之、少外記出雲有時、奉中納言清蔭卿假文、次申辨官無可申給之

位祿官符ノ誤ヲ正ス

政了少外記雀部是連奉內文、有誤之三枚、右近權中將雅信朝臣、當年位祿符無權字、備前介兼濟朝臣、去今兩年位祿官符、今月官符、注從五位上、今年大嘗會叙正下之者也、又越前守實相眞人從五位上、而今年位祿符、注從五位下、是等也、失誤一毀符者、置印書上之者也、置印書下是等也、次有時奉外印文、請印畢著侍從所、少納言實利朝臣、取居飯菜之盤置机上、還坐納言已下、大舍人著之、右大史三國是隆申文、退出之後、左大史海業恆走入、申候奏之狀、畢立筋所盛取盤、少納言朝望朝臣傳取居机上、相共退還、食畢又羞甘糟、其儀如先、了參內、少納言實利覽內案、令留故者、位祿符請印之儀、一如恆例、

二十日、丙子、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、御體御卜ヲ賜フ、

〔貞信公記抄〕十二月廿日、中使源朝臣來、賜御體御卜、

法性寺座主鎭朝ヲ內供奉十禪師ニ補ス、

〔天台座主記〕○一華頂要略百二十所收　第十六大僧都鎭朝　同（天慶九年）年十二月廿日、補內供奉十禪師、

二十五日、辛巳、公卿、射禮ノ期日ヲ論奏ス、

〔年中行事祕抄〕正月十八日賭射事　兵部手番　賭弓　射禮○中略

藤原顯忠別當ヲ辭ス　菅原在躬ヲ別當ト爲ス

抑射禮可用三月十三日之由、見天慶九年十二月廿五日公卿論奏、

藤原述子ヲ女御ト爲ス、

〔貞信公記抄〕十二月廿五日、右大臣女爲女御、卽大臣奉之者、中使隨時朝臣來、給左金吾（藤原顯忠）辭有司別當文云々等、

〔西宮記〕臨時一諸宣旨　天慶九年、以左少辨在躬、爲女御藤原述子別當、自官下、

〔大鏡裏書〕弘徽殿女御述子事村上女御、

清慎（實頼）公三女、天慶九年十二月廿六日爲女御、

〔一代要記〕村上天皇後宮　女御無位藤朝臣述子　太政大臣實賴三女、母時平女、○中略同九年十二月廿七日爲女御、

○述子ヲ女御ト爲ス日、大鏡裏書二十六日ニ、一代要記二十七日ニ作ル、今貞信公記抄ニ據リテ揭書ス、入內スルコト、十一月二十九日ノ條ニ見ユ、

二十六日、壬午、荷前、

〔貞信公記抄〕十二月廿六日、荷前事　同（天慶）九年十二月廿六日、壬午、天陰暮雨、

〔九條殿記〕部類年中行事　荷前事　○九條家本

天慶九年十二月二十六日

藤原師輔先ヅ私荷前ヲ拜ス

出御幣物ヲ舁立ツ使

師輔山階陵使ト爲ルル酒ヲ次官以下ニ勸ム

御服ノ新調延引ニ依リ出御遅延ス

今日有荷前事、巳時束帶、先拜私荷前、卽參內、入自待賢門、著幄座、此間右大臣（藤原師輔）出自春華門、同著座、先是參議忠文朝臣在座、外記申大臣云、源中納言、（清蔭）左衞門督、（顯忠）右衞門督、（高明）大藏卿、（保平）或稱假由、或申病由、仍以中納言、（元方）令兼柏原、深草兩陵、又召遣不載先日差文之、參議庶明、師氏、師尹朝臣等補彼替、件人人不幾而卽參到、午時而中納言、（元方）參議（兼明）等參入、大臣云、件兩人甚以遲參、午四剋天皇御出、先令舁立幣物於南幄、次使公卿以下起座、進於幣所、次第舁立如例、但田原使平惟扶朝臣、相違立所而罷歸、因之令改立之間、頗以良久、事畢退出、下官（藤原師輔）爲山階陵使、勸酒於次官以下、日來依坊城家有修善事、饗處相塞也、因之執申事由於殿、而後院東對設件饗、申時進發、次官民部大輔高階師尚眞人同車而參、事畢戌時還來、

朱雀院御佛名、

〔日本紀略〕朱雀院　十二月廿六日、壬午、朱雀院有御佛名事、

〔九條殿記〕部類年中行事　荷前事　同九年（天慶）十二月廿六日、壬午、中略、○不歸家而便進參於朱雀院、依有御佛名也、後尋天皇遲御出之由、今日御服料、廿五日夕、內藏寮送於御匣殿別當宅、依無裁縫之程、自以遲々云々、

上皇御遊ヲ行ハセラル

少納言ヲ宣命使ト爲ス

承和ノ例

河內國司志紀郡大領ノ犯過ヲ申ス追捕官符ヲ下ス

〔朝忠集〕○歌仙歌集本　朱雀院のみかど、院にならせ給て、御佛名のあしたに、けつりはなをさして、御あそひのおりに、

年ごとに梅はおれどもいかなれはけふおる袖の露もかはらぬ

延曆寺隨自意堂ニ五僧ヲ置ク、

〔叡岳要記〕上　隨自意堂在法花堂北、亦名非行非坐三昧堂、○中略

天慶九年十二月廿六日、五僧官符下、

○隨自意堂ニ、燈油及ビ僧供料ヲ寄スルコト、延喜十三年五月是月ノ條ニ見ユ、

二十七日、（癸未）郡司召、是日、勅使ヲ關白忠平ノ第ニ遣シテ、御書ヲ賜フ、

〔貞信公記抄〕十二月廿七日、任郡司事、今日□□依無著座辨、少納言泉朝臣爲宣命使、是承和例者、但彼時辨一人相共下立云々、中使國紀朝臣來賜御書、

〔北山抄〕七　都省雜事　任郡司事　同九年（天慶）、（九條殘記）召名、河內國志紀郡大領淸內稻積、去十月、依國司申犯過由、給追捕官符畢、仍召外記仰云、（外記立上卿後云々）事依倉卒、無便返給召名、令除之、雖載召名、不可召立之由、可仰省宣命使少納言泉就西廳座、件座立右辨官座北邊、

三十日、丙戌、權律師延昌ヲ天台座主ニ補ス、

〔日本紀略〕村上天皇　天曆元年正月二日、戊子、此日以延昌律師、補天台座主、

〔貞信公記抄〕天慶十年正月二日、以延昌律師任山座主、宣命使少納言朝望朝臣、

〔天台座主記〕〇一華頂要略百二十所收　第十五權律師延昌〇平等房中略　天慶九年丙午十二月卅日任座主、年六十七、薗四十六、〇中略　宣命勅使少納言大江朝望、同十年正月二日到來、

宣命明年正月二日到來

〔朝野群載〕十二天台座主宣命　天皇我詔旨止、山中乃法師等爾白世與止宣勅命乎白、久權律師法橋上人位延昌波、年薗漸高之上、慈覺大師乃門徒仁之天、眞言止觀乃業乎兼習利、故是以、座主仁治賜布事乎白世與止宣勅命遠白、

慈覺大師ノ門徒

天慶九年十二月卅日

〔歷代皇紀〕二村上天皇裏書　天台座主　權律師延昌　意照供奉弟子、天慶九年十二月廿(卅)日宣命、

意照ノ弟子

〔三國傳記〕七　天台座主延昌僧正事

和云、比叡山延曆寺延昌僧正ハ第十五代ノ座主、諱ヲ號慈念、加賀國江沼郡ノ人也、童子ニテハ千世鶴丸ト云フ、其ノ容貌替餘童ニ利智ノ眸リ百ノ媚ヲ集メ、儼然タル姿ハ萬愛ヲ成セリ、始ハ當國八院ノ別當ノ房ニ入テ、閑窓ニ雪ヲ積ミ、机案ニ螢ヲ聚メケルカ、父母ノ事戀シカリケル故ニ、生年十三ノ時、竊ニ鴨原ノ里ニ下ツヽ、父母ニ奉會、母喜之、日比ノ慈哀ヲ語ケルニ、父ハ獵ヨリ歸ケルカ、見之、我汝ヲ寺ニ登置事ハ、學文ノ功ヲモ累子、我一身ノ得脫ヲモ修シ、後ハ雙親ノ菩提ヲモ爲資何ソ今爰ニ來ヤ、今日ヨリ後ハ、親ヤ有トモ不可思云テ、持タル弓ニテ散々ニ打擲シケル程ニ、其ノ弓三ニ折タリ、兒ハ志學ノ耳ニタニ、二トセタラヌタラチネノ親ノ諫ノ梓弓、心ツヨサモ怨メシクテ、先立ヲ知ヘニテ都ノ方ヲ志シ、足ニマカセテ出行キケリ、越前ノ荒知ノ山ニ至ルニ、昨夜ノ時雨雪ヲ降リ替ヘ、今朝ノ嵐ノ音寒タリ、谷ノ梯シ危ク瓦テ、纔ニ傳始ノ虹ノ色、峯ノ細リ徑チ跡絕テ、却蹈ム白雲ノ天風暴ク、身凍テ不得行事、管仲カ隨馬ノ謀ト、孟宗カ竹林ノ孝、思殘セル方モナシ、爰ニ平泉寺ノ別當也シ山門ノ花王房註記ト云フ人山ニ返ケルカ、此ノ兒ノ美麗髣髴ノ體ヲ見テ惟ク思ヒ、事ノ子細ヲ問ケレハ、小性有ノ儘ニ

加賀江沼郡ノ人幼名千世鶴丸

父ノ折檻

延昌ト平泉寺僧註記

十七歳ニテ出家ス　遂ニ天台座主ニ任ゼラル

ソ答ケル、註記聞ク之喜テ思、御學文ノタメナラハ、吾山ニ御供申サントテ、此ノ兒ヲ輿ニ奉乘、夜ニ日ヲ繼キ登山シ、祚照內供ノ御房ニ置ク、學文無懈怠到岸ノ船ヲ浮智海、空寂ノ月ヲ撫一瞬、十七歳ニテ出家シテ、慈覺ノ門流ニ成給、其ノ後皇帝ヨリ山門第一ノ學生ヲ撰ヒ有テ、御年六十七、天慶九年十二月ニ天台ノ座主ニ任シ給フ、扨モ加州ノ父ハ八十有餘ノ老翁ニ成リケルカ、父子ノ行末ヘサスカ戀ク思ヒケルニヤ、或ル夜夢ニ見ケルハ、我子法師ニ成テ高座ニ登リ、下座ニ三千人ノ大衆幷ヒ居テ論義スルニ、我子三千人ノ中ニ勝レタリト見テ覺ニケリ、サテハ我子ハ善キ學匠ニ成ヌルニヤト夢ノ告ヲ喜テ、ヤカテ不孝ヲ許シント思テ、八院ノ別當ノ房ニ尋ケルニ、其人ノ御事ナラハ里ヘ下向ノ時、父折檻有シ後ハ再ヒ不來、其ノ人御事ナラハウケタマワラスト答、時ニ老翁、子ハ行方モ不知、可尋身ハ老タリ、先途遠ク後會難期、如何爲ト歎キ、夢ノ體ヲ泣々語ニ、別當ノ云ク、サテハ此兒ハ叡山ニ在テ、三千ノ貫首ト成給ニヤト、翁カ心ヲソ慰ケル、爰ヲ以、如武丁入傳野、楚王登巫山、叡岳ヲ指テソ上ケル、昔子ヲ打シ弓ノ折ヲ頸ニ係テ、狂人乞丐ノ姿トソ見ヘシ、我古郷之人ノ行末、越ノ白山知ル子共、雪ヲ戴ク老カ身モ、今

迄爰ニ木ノ目坂、上ルモ下ルモ還ル山、若シヤ我子ニ近江方、湖水遙ニ見渡シツヽ、比叡坂本ニ著ニケリ、路頭ニ暫シ徘徊、便宜ノ人ニ委ク尋問ケルニ、若シ當座主ノ御事ニヤ、其ノ外ハ不知ト答ヘケル程ニ、聽テ山ニ上テ、座主ノ御房ニ尋合、我ハ加賀ノ國ノ者也、物申ントト云ケレハ、人出テ、何物ナレハ、其姿ニテ無左右爰ニ來トテ、追出サントス、貫首ハ御簾越ニ御覽シテ、加州ハ我國本也、若シ我父モ今迄存命シ給ハヽ、彼カ年ノ齡ヒ程トナルヘシ、縱加樣ノ乞食物狂也トモ、我父ニ奉ハ會、喜シカラマシト思召、御ン泪ニ咽ヒ給ケル、翁重テ申ケルハ、是ハ可奉子細有リトテ、彼ノ弓ノ折ヲ取出シテ、人々ノ前ニ指置、急キ上方ヘ進覽候ヘシ、有ン御心得事モコソ有レト申ケレハ、聞人餘リ存外ニ思ヒケレトモ、若シ又樣アル事ニヤト思ヒ、此ノ由ヲ申上タリケルニ、見レハ無疑、卽チ翁ヲ召ケル、何トシテ是レマテ上リ給フソヤトテ、香染ノ御衣ノ袖ヲヌラシ給ケル、其ノ時翁申樣、我昔公ヲ心强ク此ノ弓ニテ奉打、更ニ私ノ非意趣、棄恩入無爲ノ志深シテ、學道ニ無懈曠劫ノ恩浪盡底ニ乾ン歟、爾者眞實報恩者ノ可爲、又偏ニ御身ヲ奉思故也、爰ヲ以五濁ノ塵境ヲ出テ、四明荊溪ニ入リ、智惠高貴ニシテ、三千ノ貫首タリ、德行兼備シ

テ、一山ノ和尚ト成リ給フコト、併ヲ此ノ弓ノ警策ニ依者也トテ、互ニ泪ヲ流シ給ヒケリ、座主ハ襄(養カ)老ノ父ニ念佛往生ノ勸化ヲ示シテ、本國ニ返シ給ヘハ、二親共ニ臨終閉眼ノ期正念ニシテ向西、十念シテ往生ヲ遂給ケリ、

○扶桑略記、僧官補任、東寺王代記、異事ナキヲ以テ略ス、延昌ノ任日、日本紀略、貞信公記抄、宣命到來ノ日ニ係ケテ、天曆元年正月二日ニ作ル、今朝野群載、扶桑略記、華頂要略所收天台座主記等ニ據リテ揭書ス、

是月、式部卿敦實親王ニ、舊ノ如ク、輦車ニ乘リテ、宮中ニ出入スルコトヲ聽ス、

〔西宮記〕臨時一裏書　同五年(天慶九歟)十二月、宣旨、一品式部敦實親王、如舊云々、(村上御時、)

○敦實親王ニ輦車ヲ聽スコト、二年十一月八日ノ條ニ見ユ、

是歲、檢非違使ノ員數ヲ改定ス、

〔西宮記〕臨時一裏書　康保元年十一月七日云々、仰云、檢非違使員數、佐、尉、志、府生之間、加減有前例、近則○中略同九年(天慶)、左右佐二人、尉五人、志二人、府生四人云云、

臨時射アリ、

〔北山抄〕八臨時射大將要抄　召帶刀近衞府等令射者、左右大將奉奏如常、

天慶九年、未著御座之前、亮次將等奉之、卽給左次將、次將一人奉仕的付、

監子女王ヲ從三位ニ敍シ、封戶ヲ賜フ、

〔新儀式〕五臨時下別加封戶事封事　天慶九年、監子女王敍三位之日、別封之外、省不奏事由、直充給之、

木工權頭從五位上紀貫之卒ス、

〔古今和歌集目錄〕序人　紀貫之　同(天慶)九年卒、

〔三十六人歌仙傳〕木工頭從五位上紀朝臣貫之　同(天慶)九年卒、

〔紀貫之集〕十雜部　世中の心ほそくおほえ、常のこゝちせられさりけれは、源公忠朝臣のもとに、此歌をなんよみてやれりけり、此(るカ)あひたに、まこ

返歌ヲ待タズシテ卒ス　公忠返歌ヲ愛宕ニ贈リテ焼カシム

とのやまひにておもく成にけり、

手にむすふ水にやどれる月影のあるかなきかの世にそ有ける　○拾遺和歌集、結句ヲ世にこそ有けれニ作ル、

後に人のきけは、此歌の返しをもとには思へと、いそきてせぬほとにうせにけれは、聞おとろきて、かの送れりし歌に返しをよみくはへて、おたきに誦經して、かはらにてなんやかせけるといふは、まことにやあらむ、○袋草紙異事ナシ、

〔後撰和歌集〕三春歌下　三月のつこもりの日、久しうまうてこぬ由いひてはんへる文の奥に、かきつけ侍りける、　貫之

又もこむ時そと思へと頼まれぬ我身にしあれは惜き春哉

貫之かくて、同し年になむ身まかりにける、

〔古今和歌集目錄〕庶人　紀貫之　延喜六年二月任越前權少掾、御書所預、同七年二月廿七日任内膳典膳、與宮道潔興相替、同十年二月任少内記、同十三年四月任大内記、同十七年正月七日敍從五位下、同月任加賀介、同十八年二月任美濃介、延長元年六月任大監物、同七年九月任右京亮、同八年正月任土佐守、天慶

三年三月任玄蕃頭、同六年正月七日敍從五位上、同八年三月任木工權頭、○十六人歌仙傳異事ナシ、

〔紀氏系圖〕

望行
- 貫之　土佐守、木工頭、
  - 時文　從五上、内藏助、
  - 女子　内侍、

〔紀氏系圖〕○大和

望行
- 貫之　木工頭、從五上、皇后宮大夫、左京亮、右京進、土左守、童名號内敎坊阿古久曾、古今作者、歌人、能書、延喜七年二月任内膳典膳、元越前、御書所預、同十年二月任少内記、延長八年正月廿九日任右京進、天慶三年三月任玄蕃頭、同六年正月七日敍從五位上、同八年三月任木工頭、
  - 時文　内藏助、從五上、大膳大夫、歌人、能書也、母木工頭藤原滋望女、
  - 女子　助内侍、歌人、古今作者、

〔愚祕抄〕貫之は、古今假名序書て後、定て眞名序のさたあらんすらんとて、眞名序を書て、紀淑望を序者に書て、我死して後、若眞名序の事御沙汰あら

紀淑望ハ貫之ノ養子ナリトノ説

傳記

幼名阿古屎

勅ヲ奉ジテ歌ヲ上ル

は、汝か書たるにてあるよと申をきて侍りけるとやらん、案のことく貫之沒して後、御門御尋有けれは、淑望奏覽して侍き、心のやみ、むかしも今も哀にこそ覺侍れ、彼淑望は養子也、長谷雄卿の子なりしを、貫之こひとりて養して侍りき、〇上下略

〔仙源抄〕くそ　トノモリノーー人名也、〇中略昔ハナニクソナト人ノ名ヲ云ケリ、貫之ヲモ内教坊ノ阿古屎トイヘリ、

〔古今和歌集〕一春歌上　歌奉れと仰られし時、詠みて奉れる、　貫之

春日野の若菜つみにや白妙の袖ふりはへて人のゆくらむ

歌奉れと仰られし時、詠みて奉れる、　貫之

わかせこか衣春雨ふることに野への綠そいろまさりける

青柳の糸よりかくる春しもそ亂れて花のほころひにける

〔古今和歌集〕六冬歌　歌奉れと仰せられし時によみて奉れる、　紀貫之

行く年の惜しくもある哉增鏡見る影さへにくれぬと思へは

〔續後撰和歌集〕三春歌下　延喜十七年、歌奉れと仰せられけるに、　貫之

流れゆくかはつなくなりあし引の山吹の花今やちるらむ

〔後撰和歌集〕一春歌上　延喜の御時、歌めしけるに奉りける、　紀貫之

春かすみたなひきにけり久かたの月の桂も花やさくらむ

〔後撰和歌集〕六秋歌中　延喜の御時に、秋の歌めしありけれは奉りける、　紀貫之

秋霧の立ちぬる時はくらふ山覺つかなくそ見え渡りける

花見にと出てにし物を秋の野の霧に迷(まとイ)ひて今日は暮しつ

延喜の御時、歌めしけれは、　貫之

さを鹿の立馴らすを野の秋萩における白露我もけぬへし

秋の野の草は絲とも見えなくにおく白露を玉とぬくらむ

延喜の御時、秋の歌めしありけれは奉りける、　貫之

女郎花匂へる秋の武藏野はつねよりも猶むつましきかな

〔後撰和歌集〕七秋歌下　延喜の御時、秋の歌めしありければ奉りける、

貫之

秋の月光さやけみ紅葉はのおつる影さへ見えわたるかな

〔拾遺和歌集〕一春　延喜の御時、宣旨にて奉れる歌の中に、

貫之

梅か枝にふり懸りてそ白雪の花の便りに折らるへらなる

〔新古今和歌集〕六冬歌　延喜の御時、歌奉れと仰せられければ、

紀貫之

雪のみやふりぬとは思ふ山里に我もおほくの年そ積れる

〔新續古今和歌集〕二春歌下　延喜の御時、奉りける歌の中に、

紀貫之

惜みにと來つるかひなく櫻花見れは且こそ散り増りけれ

〔源氏物語〕二桐壺　御前の壺前栽のいと面白き盛りなるを御覽するやうにて、忍ひやかに、心にくき限りの女房四五人侍はせ給ひて、御物語せさせ給ふなりけり、此頃、明暮御覽する長恨歌の御繪、亭子院の書かせ給ひて、伊勢、貫之に詠ませ給へる大和言葉をも、唐土の詩をも、唯た其筋をそ枕言に爲させ給ふ、

〔拾遺和歌集〕一春　同（延喜）し御時、月次の御屏風に、

貫之

花もみな散りぬる宿は行く春の故郷と社なりぬへらなれ

〔拾遺和歌集〕二夏　延喜の御時、月次の御屏風に、

貫之

神まつる宿の卯花白妙のみてくらかとそあやまたれける

延喜の御時、月次の御屏風に、

貫之

さ月山木の下闇にともす火は鹿のたちとのしるへ也けり

〔拾遺和歌集〕三秋　延喜の御時、月次の御屏風に、

貫之

織女にぬきてかしつる唐衣いとゝなみたに袖やぬるらむ

延喜の御時、月次の御屏風に、

貫之

あふ坂の關の清水にかけみえていまや引くらむ望月の駒

御屏風ノ歌ヲ詠進ス

〔夫木和歌抄〕三十六 雑部十八　延喜七年、御屏風歌、　貫之

照月を見さらましかはうは玉のよるは物へも行かすそあらまし

〔拾遺和歌集〕十三 戀三　延喜十五年、御屏風の歌、　貫之

忘らるゝ時しなければ春の田をかへす〳〵そ人は戀しき

〔拾遺和歌集〕一 春　延喜の御時御屏風に、水のほとりに梅の花見たる所　貫之

梅花また散らねとも行く水の底に移れるかけそ見えける

〔拾遺和歌集〕二 夏　延喜の御時、御屏風に、　貫之

山里にしる人もかな郭公なきぬときかはつけにくるかに

延喜御時、御屏風に、　貫之

夏山の蔭をしけみや玉ほこの道行く人も立ちとまるらむ

〔拾遺和歌集〕三 秋　延喜の御時、御屏風に、　貫之

荻の葉にそよく音こそ秋風の人にしらるゝ始めなりけれ

〔拾遺和歌集〕四 冬　延喜の御時の屏風に、　貫之

年の内に積れる罪はかきくらし降る白雪と共に消えなむ

〔拾遺和歌集〕五 賀　延喜の御時、御屏風に、　貫之

松をのみときはと思ふにより雨降ると吹く松風はきこゆれと池の汀はまさらさりけり

〔拾遺和歌集〕八 雑上　延喜の御時、御屏風に、　貫之

〔拾遺和歌集〕十六 雑春　延喜の御時、御屏風に、　貫之

やなみれは河風いたく吹く時そ浪の花さへ落ち増りける

〔新古今和歌集〕一 春歌上　延喜の御時、屏風に、　紀貫之

ゆきて見ぬ人も忍へと春の野のかたみに摘める若菜也けり

〔新古今和歌集〕七 賀歌　延喜の御時、屏風の歌、　紀貫之

ゆふたすき千年をかけて足曳の山藍の色は變らさりけり　貫之

歳毎に生ひそふ竹のよゝをへて變らぬ色を誰とかはみむ

延喜の御時、屏風の歌に、

貫之

祈りつゝ、猶なか月の菊の花いつれの秋かうゑてみさらむ

〔新古今和歌集〕十羇旅歌　延喜の御時、屏風の歌、

紀貫之

くさ枕ゆふ風さむくなりにけり衣うつなる宿やからまし

〔新古今和歌集〕十九神祇歌　延喜の御時、屏風に夏神樂の心をよみ侍りける、

貫之

河やしろ篠にをりはへほす衣いかにほせはか七日ひさ覧

〔續後拾遺和歌集〕一春歌　延喜の御時の屏風に、

紀貫之

鶯の鳴くはしるきに梅の花いろまかへとや雪の降るらむ○紀貫之集、二句ヲぬるをニ作ル、

〔新千載和歌集〕五秋歌下　延喜の御時、御屏風の歌、

くれなゐの時雨なれはや石上ふるたひ毎に山を染むらむ○紀貫之集、初句ヲくれなゐに紅葉すれはやニ、下句ヲふるたひ毎に野へを染むらむニ作ル、

〔紀貫之集〕三　延喜のすゑよりこなた、延長七年よりあなた、依内仰獻れる屏風歌、

春立て風や吹とてけふ見れは瀧のみをより玉そちりける○夫木和歌抄

同ジ、

若菜つむ春のたよりに年ふれは老つむ身こそわひしかりけれ

久しきをねかふ身なれは春かすみ棚引松をいかゝとそおもふ

春ことに絶せぬものは年をへて風によらるゝ青柳の糸

みし人もこぬ宿なれと櫻花(色)ひとたてゝみれと(花)あかなくに

いまはとて殘れる峯の藤なみは春のみなとのとまり也けり

あひたなくよする藤浪立かへりいのりても猶あかすも有かな

大そらをわれもなかめて彦ほしの妻まつよさへ獨かもねん○新古今和歌集同ジ、

女郎花にほひを袖にうつしてはあやなく人や我をとかめん
行水の心はきよきものなれとまことゝおもはぬ月そみえける
一枝の菊折からにあら玉の千とせはたゝにへぬへかりける
足引の山の川きりなにとてか行人をのみたちかくすらん
散ことも色さへともにもみち葉はもゝとせふれと變らさりけり
大空しあたにみえねは月影もかはる時なくてらすへらなり
春ちかく花思をりに我宿の梢に雪のふりかゝりつゝ
立ぬとは春をきけとも山里はまち遠にこそ花はさきけれ
ふたつこぬはるとおもへと影みれは水そこにさへ花は散けり
鶯のきゐつゝなけは春雨にこのめさへこそぬれてみえけれ
川へなる花をし見れは水そこの影もともしくなりぬへらなり
櫻花ちとせみるとも鶯もわれもあくよもあらしとそ思ふ
散かたの花みる時は冬ならぬわか衣手に雪そふりける
春の爲あたし心のたれなれは松か枝にしもかゝるふちなみ
春雨に道まとはして我宿にひさしくみえぬ人もみえなん

承平中ニ上ル御屏風ノ歌

こぬ人を月になさはやむは玉の夜ことにわれはかけをたのまん
雨ふらん夜そおもほゆるひさ方の月にたにこぬ人の心を
山里につくれるやとは近けれと雲井とのみそ成ぬへらなる
瀧つせもうき事あれや我袖の泪ににつゝおつるしら玉
よとゝもに鳥の網はる宿なれはみはかゝらんとくる人もなし
空にのみ見るたにあかぬ月かけの水そこにさへ又も有かな
うきてゆく紅葉の色のこきからに河さへちかく見え渡る哉
雪ふれはうときものなく草も木もひとつ道にそ成ぬへらなる（ゆかりにイ）
いかて人なつけそめけんふる雪は花とのみこそふり增りけれ（○歌仙家集本）
（貫之集、結句ヲ散まかひけれニ作ル、）
みえねとも忘れし物を櫻花けさは雪のみふりかくしつゝ
白雲のたな引わたる足引の山のたなはし我もふみみん

〔風雅和歌集〕二春歌中　承平五年、内裏の御屏風に、馬に乘りたる人の、故郷と覺しき所に櫻の花見たる所、　貫之

故郷に咲ける物から櫻花色はすこしもあせすそありける

〔風雅和歌集〕十五雑歌上　承平五年、内裏の御屏風に、月夜に女の家に男いたりて、すのこに居て物云はせたる所、　貫之

山の端に入なむと思ふ月見つゝ我はと乍らあらむとやする

女返し

久堅の月のたよりに來る人はいたらぬ所あらしとそ思ふ

〔紀貫之集〕三　内裏御屏風歌

あたらしく明ることしをもゝとせの春のはしめと鶯そなく　○風雅和歌集、

二句ヲ明くる年をはニ作ル、

人の梅花を見たる、

我やとに有とみなから梅花あはれとおもふにあく時もなし

山邊にちかくすむ女ともの、野へに遠くあそひはなれて、家の方をみやりたる、

野へなるを人もなしとて我宿に嶺のしら雲おりやゐるらん

立ねとやいひにやらまし白雲のとふこともなく宿にゐるらん

故郷にけふ來て見れはあたなれと花の心そむかし成ける

春のくるゝ所、

いつとのみ櫻さくとかをしめともとまらて春の空にゆくらん

松にさける藤の花、

藤の花あたにちりなは常磐なる松にたくへるかひやなからん　○夫木和歌抄、

四句ヲ松にたるニ作ル、

散ぬとてあたにしもみし藤の花ゆくさき遠き松にさけれは

おほみわの祭にまうてたる、

古のことならすして三輪の山こゆるしるしは杉にそ有ける

さうふとれる又かさせるもあり、

あやめ草ねなかきされは澤水のふかき心は知ぬへらなり

時鳥聲聞しよりあやめ草かさすさ月と知にしものを　○新勅撰和歌集、

女ともの月におきて、時鳥まてる所、

なくさめてひとよたにねん月影に山時鳥なきてゆきなん

七日、

よをうみて我かすいとは七夕の涙の玉のをとやなるらむ

よるの歌、

まことかと見れともみえす織女はそらになき名を立る成へし

八月十五夜、海のほとりなる家に、男女出ゐて月のいつるを見たる、

難波かたしほみちくれは山の端に出る月さへみちにける哉

田の中に小鷹狩したる所、

秋の田と世中をさへ我ことくかりにそ人は思ふへらなる

河のほとりに鶴のむれゐたる、

むれゐたる河邊の鶴も君かため我おもふ事を思ふへら也

萩見たる、

とめきつゝなかすも有かな我宿の萩は鹿にもしられさるへし　○歌仙家集本

貫之集、結句ヲしられさりけりニ作ル、

をんなの菊花みたる所、

おく霜のおきまかはせる菊の花いつれをもとの色とかは見ん

紅葉いたうちれる山こえたる、

ひねもすにこえもやられす足引の山の紅葉をみつゝまとへは

紅葉のなかるゝをみたる、

もみち葉のなかるゝ時は立田川みなとよりこそ秋はゆくらめ

人の家の竹いたくおひたる、

竹をしもおほく植たる宿なれは千とせを外の物とやはみる

大鷹狩したる所、

おほつかな今とし成は大あらきのもりの下草人そかりける

霜かれに成にしやとゝしらねはやはかなく人の狩にきつらん

神祭

神まつる時にしなれは坂樹葉の常磐の影はかはらさりけり

山里に住人の雪ふるをみる、

雪のみやふりぬとはおもふ山里にわれも多くの年そへにける　○歌仙家集本

貫之集、結句ヲ年そ積れるニ作ル、

〔續後拾遺和歌集〕五秋歌下　延喜の御時の菊合に、

貫之

朱雀院ノ御屏風ノ歌ヲ上ル

移ろふと見ゆる物から菊の花咲けりし枝そ變らさりける

〔夫木和歌抄〕一春部一　初春　朱雀院御屏風歌、　貫之

みよしのゝよしのゝやまにはる霞たつをみる〳〵ゆきそ猶ふる　○風雅和歌集、

中宮ノ御屏風ノ歌ヲ上ル

二句ヲよしのゝ山のニ、結句ヲなほゆきそふるニ作ル、

〔玉葉和歌集〕五秋歌下　延喜二年、中宮の月次の屏風に、　貫之

山路には人やまとはむ河霧のたちこぬ先にいさ渡りなむ

〔拾遺和歌集〕三秋　延喜の御時、中宮の御屏風に、　貫之

散りぬへき山の紅葉を秋霧のやすくもみせす立隱すらむ

〔拾遺和歌集〕十九雜戀　延喜の御時、中宮の屏風に、　貫之

何れをか印と思はむ三輪の山ありとしあるは杉にそ有ける

東宮ノ御屏風ノ歌ヲ上ル

〔拾遺和歌集〕一春　延喜の御時、春宮の御屏風に、　貫之

風吹けはかたも定めすちる花を孰方へ行く春とかはみむ

〔續古今和歌集〕二春歌下　延喜の御時、東宮の屏風に、　貫之

かつ見つゝあかすと思へは櫻花散りなむ後そ豫て戀しき

章明親王ノ御元服ニ歌ヲ詠ズ

〔後撰和歌集〕二十賀歌　章明のみこかうふりしける日遊ひし侍りけるに、

右大臣（藤原貞隨）（將カ）これかれ歌よませ侍りけるに、　貫之

ことの音も竹も千歳の聲するは人の思ひも（にイ）通ふなりけり

勤子内親王御裳著ノ御屏風ノ歌ヲ詠ス

〔風雅和歌集〕二春歌中　延喜十四年、女一宮（勤子内親王）の屏風の歌、　貫之

山のかひたなひき渡る白雲は遠きさくらの見ゆる也けり

〔新拾遺和歌集〕三夏歌　延喜十四年十二（一カ）月、女一宮の屏風の歌に、　貫之

月をたに飽かす思ひて寐ぬものを時鳥さへ鳴き渡るかな

清和天皇女七宮ノ八十賀ニ御屏風ノ歌ヲ詠ズ

藤原仲平ノ障子ノ歌ヲ詠ズ

藤原定方ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

〔拾遺和歌集〕十八雜賀　清和の女七のみこの八十賀、重明のみこのし侍りける時の屏風に、竹に雪の降かゝりたるかたある處に、

貫之

白雪は降りかくせとも千世までに竹の緑は變らさりけり

〔紀貫之集〕三　承平六年、右大臣殿御障子、おやこ住給中へたてなる繪に、

松竹鶴かける所、

おなし色の松と竹とはたらちねの親子久しきためしなりけり

鶴むれたる所、

鶴おほくよをへてみゆるはまへこそ千とせつもれる所也けれ

承平二年、右大臣殿二郎侍從の御屏風歌、稻荷詣、

春霞立ましりつゝいなり山こゆるこゝろの人しれぬかな

いやしき人神まつる、

榊葉の色かはりせぬ百年のけふことにこそ祭まつらめ

十一月臨時祭、

ゆふたすきかけても人を思はねと卯月もけふもまたあかぬ哉

十二月晦の雪、

我宿にふるしら雪を春にまた年こえぬまの花とこそみれ　○歌仙家集本

貫之集、結句ヲ花かとそみるニ作ル、

〔紀貫之集〕五　三條右大臣殿御屏風に、

いたつらに老にけるかな高砂の松や我身のはてをかたらん　○續後拾遺和歌集、二句ヲ老いぬへら也ニ、結句ヲことを語らむニ作ル、

むは玉のわか黒かみも年ふれは瀧のいとゝそ成ぬへらなる

春霞立よらねはやみよしのゝ山にいまさへ雪のふるらん

いつしかとこえむと思ふ足引の山になくなるよふこ鳥かも

足引の山下瀧ついはなみの心くたけてひとそこひしき

鶯の花ふみちらす木の下はいたく雪ふる春へ成けり　○歌仙家集本

貫之集、二句ヲ花ふみしたくニ作ル、

浦ことに花ちるなみの花見れは海には春のくれぬ也けり

梅の香のかきりなけれは折人の手にも袖にもしみにける哉

とふ人もなき宿なれとくる春は八重葎にもさはらさりけり　○新勅撰和歌

集同ジ、

ゆきやとる白雲たにもかよはすは此山里は住うからまし

玉もかる海人のゆきゝ(かよ)ひさす棹のなかくや人を恨みわたらん ○拾遺和歌集、

二句ヲ海人のゆきかたニ作ル、

此やとの人にもあらて朝顔の花をのみみて我や歸らん ○歌仙家集本

貫之集、二句ヲ人にもあはてニ作ル、

うつろふを匂ふと思て常葉なる山には秋もこえすそ有ける

年月のかはるもしらす我やとの常葉の松の色をこそ見れ

初句、二句ヲ篠の葉のさえつるなへニ作ル、

久かたの月影みれは難波かたしほもたかくそ成ぬへらなる ○夫木和歌抄

同ジ、

つなてとき今はと舟もさし出なは我は浪ちをこえやわたらん

山たかみ梢を分てなかれくる瀧にたくひて落るもみち葉

さゝの葉にさえけるなへに足引の山には雪そ降つみにける ○玉葉和歌集、

君まさてさむさもしらしみよし野のよしのゝ山に雪は降つゝ ○歌仙家集本

藤原恆佐ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

貫之集、初句ヲ君まさはニ作ル、

〔續千載和歌集〕一春歌上　三條右大臣の家の屏風に、

紀貫之

春立ちて子日になれは打群れて孰の人か野へに來さらむ

〔玉葉和歌集〕六冬歌　承平七年、右大臣の家の屏風に、山里の人の家に釣殿あり、水のうへに木葉なかるゝ所、

貫之

山遠き所ならすはゆく水の紅葉せりとそおとろかれまし

〔拾遺和歌集〕一春　恆佐右大臣の家の屏風に、

貫之

野へみれは若なつみ嶌むへし社垣ねの草も春めきにけり(ねカ)

〔拾遺和歌集〕十七雜秋　右大臣恆佐の家の屏風に、臨時祭かきたる所に、

貫之

足引の山ゐにすれる衣をは神につかふるしるしとそ思ふ

〔拾遺和歌集〕五賀　右大臣源光の家に前栽合し侍りけるまけわさを、うとねり橘のすけすみかし侍りける、千鳥のかたつくりて侍りけるによ

源光ノ前栽合ノ負ニ歌ヲ代作ス

藤原兼輔ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

ませ侍りける、

たか年の數とかはみむ行き返り千鳥なくなる濱の眞砂を

〔紀貫之集〕三　京極（藤原兼輔）の中納言の御屏風歌、

春かすみ立ぬる年のけさみれはやとの梅さへめつらしき哉

野へなるを人や見るらむ若なつむ我を霞の立かくすらん

雨とのみ風吹松は聞ゆれと聲には人もぬれすそ有ける

山ふかきやとにしあれは年毎に春の心はあさくそ有ける

到るまにちりもそはつるいかにして花の心にゆくとしられん

ゆかりとも聞えぬ物を山吹のかはつの聲に匂ひぬるかな

行月日おもほえねとも藤の花見れはくれぬる春そしらるゝ

五月くる道もしらねと時鳥なく聲のみそしるへなりける

一とせをまちつる事も有つれとけふのくるゝそ久しかりける　○歌仙家集本

織女はいまや別るゝ天河かはきりたちて千鳥なくなり　○新古今和歌集

貫之集、三句ヲあるを物ニ作ル、

集同ジ、

兼輔ノ妻ヲ悼ム

藤原敦忠ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

降しける雪かとみゆる月なれとぬれてさえたる衣手そうき

てる月をひるかとみれは曉に羽をかく鳴もあらしとそおもふ

うゑし袖またもひなくに秋の田を雁かねさへそ鳴わたりける　○新拾遺和歌集

集、三句ヲ秋の田のニ作ル、

山遠き宿ならなくに秋萩をしからむ鹿の鳴もこぬかな

もみち葉はてりて見ゆれと足引の山はくもりて時雨こそふれ

白雪にふりかくされて梅花人しれすこそにほふへらなれ

一とせに二度にほふ梅のはな春の心にあかぬなるへし

〔新古今和歌集〕五　秋歌下　中納言兼輔の家の屏風の歌、

貫之

雁なきてふく風さむみ唐衣君まちかてにうたぬ夜そなき

〔拾遺和歌集〕二十　哀傷　中納言兼輔めなくなりて侍りける年の師走に、貫之

まかりて物いひ侍りけるついでに、　貫之

戀ふるまに年の暮れなは亡人の別やいとゝ遠くなりなむ

〔夫木和歌抄〕六　春部六　天慶二年、宰相中將（藤原敦忠）家屏風、三月晦日、

三月盡　天慶九年是歳

春のけふくるゝしるしは鶯のなかすなりぬる心なりけり
〔夫木和歌抄〕三十二　雑部十四　天慶三年、宰相中將家屏風、月に琴ひく　貫之

ひく琴のねのうちつけに月影を秋の雪かとおとろかれつゝ
〔拾遺和歌集〕一春　宰相中將敦忠朝臣家屏風に、　つらゆき

あたなれとさくらのみこそ故郷のむかしながらの物にゐありけれ
〔拾遺和歌集〕二夏　敦忠朝臣の家の屏風に、　貫之

この里にいかなる人か家ゐしてやま郭公絶えすきくらむ
〔夫木和歌抄〕九夏部三　荒和祓　天慶三年七月、右衞門督（藤原忠文）家屏風歌、六月祓、　つらゆき

みそきつゝ思ふ心はこの河のそこの深さに通ふへらなり
〔紀貫之集〕三　承平六年春、左衞門督（藤原一頼）屏風歌、

思ひかねいもかり行は冬のよの川かせさむみ千とり鳴なり　○拾遺和歌集

藤原忠文ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

藤原實頼ノ屏風ノ歌ヲ詠ズ

同ジ、

〔風雅和歌集〕二春歌中　天慶四年、右大將（實頼）の屏風に、山里に人の花見たる所、

また知らぬ所までかく來て見れは櫻はかりの花なかり鳥
〔拾遺和歌集〕二夏　小野宮（實頼）の大臣の家の屏風に、わたりしたる所に、郭公なきたるかたあるに、　貫之

かのかたにはやこきよせよ時鳥道に鳴きつと人に語らむ
〔拾遺和歌集〕八雑上　清慎（實頼）公の家の屏風に、　貫之

思ふ事ありとはなしに久方の月夜となれはねられさり鳥
〔新古今和歌集〕二春歌下　清慎公の家の屏風に、　貫之

くれぬとは思ふものから藤の花さける宿には春そ久しき
〔續後撰和歌集〕七秋歌下　清慎公の家の屏風に、　貫之

時雨ふる神無月こそ近からし山おしなへて色つきにけり
〔風雅和歌集〕一春歌上　清慎公の家の屏風に、

藤原師輔ノ男兼通ノ袴著ニ

實頼ニ歌ヲ贈ル

春立ちて咲かはと思ひし梅の花珍しきにや人の折るらむ

〔新後拾遺和歌集〕五 秋歌下　貫之

九日のかたかけるを詠める、

露とてもあたにやは見る長月の菊は千歳を過すと思へは

〔紀貫之集〕十 雑部　（天慶五年）三月ふたつ有けるとし、左大臣（忠平）殿のさねよりの君にたてまつれる、

餘りさへありていぬへき今年さへ春に必すあふよしもかな　〇後撰和歌集、二句ヲ有リて行くへきニ、三句ヲ年たにもニ作ル、

〔後撰和歌集〕三 春歌下　やよひにうるふ月ある年、つかさめしのころ、申文に添へて、左大臣の家につかはしける、　貫之

〇歌略ス、上ニ引ク紀貫之集、餘リさへノ歌ニ同ジ、

かへし

常よりも長閑かるへき春なれは光に人のあはさらめやは　左大臣

〔紀貫之集〕十 雑部　師輔の宰相中將の二郎君の、はしめてはかまき給ひて、

平貞文ノ家ノ歌合ニ列ス

紀淑光ノ爲メニ餞別ノ歌ヲ代詠ス

おほち大殿の御もとへまいり給日、送物のかへしにくはへんとてよませ給ふによめる、

言にいはて心の内をしる物はかみのすちさへぬける也けり

〔大鏡〕五 太政大臣兼通のおとゝ　（兼通）この殿の御はかまきに（忠平）貞信公の御もとにまいり給へるを、ものにそへさせ給とて、貫之のぬしにめしたりしかは、たてまつられたりし歌そかし、

ことに出てこゝろのうちにしらるゝはかみのすちなはぬける（ひく）なりけり

ひきいて物にことをせさせ給へるにや、

〔續千載和歌集〕十四 戀歌四　平貞文の家の歌合に、會後戀、

貫之

あかすして別れし人をゆめに見て現にさへも落つる涙か

〔紀貫之集〕八 別部　左中辨淑光朝臣の、人の馬のはなむけのぬさにかゝんとてよませたる、夏なりけれは、

いとまたきみゆる紅葉は君かため思そめてしぬさにそ有ける

玉ほこの手向の神もわかことく我思ことをおもへとそ思ふ

藤原師氏ニ代リテ餞別ノ歌ヲ詠ズ

藤原師尹ノ爲メニ餞別ノ歌ヲ代詠ス

天慶九年是歳

師氏少將の、信濃へゆく人の馬のはなむけにやらんとて、よませ給へる、

我にしも草の枕はこはなくにものへときけはをしくそ有ける

君かゆく所と聞は月見つゝをはすて山もこひしかるへき〇新後拾遺和歌集、四句ヲ姨捨山そニ作ル、

おなし少將のもとへ行人に、火うちの調度をてうして、それにたきものをくはへてやるによめる、

をり〳〵に打てたく火の煙あらは心さす香をしのへとそ思ふ

師尹の侍從のよませ給ふに、

遠く行君ををしきと人もみな時鳥さへなきぬへらなり

師尹の頭中將東に下る女に、くしの箱鏡なと調してやり給ふにそふとて、

別てもけふより後は玉くしけ明くれ見へきかたみ成けり

橘の公頼の帥のつくしへ下時、其子の阿波守としさたの朝臣のまゝ

近江守源公忠ヲ送ル

貫之ト公忠

武藏介藤原これをかヲ會坂ニ送ル

母の内侍のすけに送れる物ともに、くはへたる歌、くすりに、

しはしわかとまるかはりに千世までの君かおくりは藥こそせめ

かつら

打みえんおもかけことに玉かつらなかきかたみに思へとそおもふ

さうそく

あまたにはぬひかさねゝとから衣思心はちへにそありける〇拾遺和歌集同ジ、

源公忠朝臣近江守にて下るに送る、

ねに鳴てわひしとおもはぬほとなれと常の心にかはりぬる哉

〔拾遺和歌集〕十二戀二　源公忠朝臣日々にまかり逢ひ侍りけるを、いかなる日にかありけむ、あひ侍らさりける日遣はしける、

貫之

玉ほこの遠道もこそ人は行けなと時のまもみねは戀しき

〔紀貫之集〕八別部　藤原のこれをかか武藏介にてくたる時、相坂まておくりて、

藤原兼茂ニ餞別ノ歌ヲ贈ル

かつこへて別れもゆくか相坂は人たのめなる名にこそありけれ

兼茂朝臣の物へゆくに、兼輔朝臣の餞する所にてよめる、雨の降けれは、

久堅のあめも心にかなはなんふるとて人の立とまるへく（○風雅和歌集）

将軍ありときノ陸奥ニ赴クヲ餞ス

みちの國の將軍ありときかむまのはなむけ、宰相中將のし給ふによめる、

みてたにもあかぬ別を玉ほこの道のおくまて人のゆくらん（○新古今和歌集）

陸奥守平維光ヲ送ル

兵衛督ノ爲メニ代詠ス

集、二句ヲあかぬ心をニ作ル、

みちの國の守たひらのこれみつ（よりすけイ）の朝臣のくたるに、ぬさのすはまのつるのはねにかける、

千年まて命たへたる鶴なれは君かゆきゝをしたふ也けり

同し人の馬のはなむけにやるとて、兵衛のかうのよませたるに、

遠くゆく君をおくると思ひやる心もともに旅ねをやせん

同し人に、

筑前守ノ子ニ扇ヲ贈ル

肥後守藤原時輔ニ歌ヲ贈ル

尾張守藤原おきかたノ女ニ麻裳束等ヲ贈ル

これをたに形身とて見はうは玉の思ひみたるゝ時なからなん

おなし人の馬のはなむけに、たちはなのすけなはか（○以下十字、歌仙家集本貫之集）ヲ以テ補フ、さうそく調して送るにくはへたる歌、

玉ほこの道の山風さむからはかたみかてらにきなんとそ思ふ

同し人の馬のはなむけを、おほきおとゝの白河殿にてせさせ給ふに、

かはらけとりてよめる、

人もみな遠道ゆけと草枕このたひはかりをしき旅なし

後ノ筑前守の子の下るに、あふきやるとて、

あふけともつきせぬ風は君かため我心さすあふき成けり

ひこの守藤原のときすけといふぬしの國へ下るに、

一ひたに見ねは戀しき心あるを遠道さして君かゆくらん

尾張守藤原のおきかたか女の下るに、ぬささうそくなとやるにくはたつぬさの我思ひをは玉ほこの道のへことの神もしるらん

僧慈恵ノ病ヲ問ヒテ歌ヲ贈ル

その人とかにおもほゆるから衣忘るゝなとてぬける成けり

人はいさわれは昔の忘れねは物へと聞て哀とそおもふ（夫木和歌抄）

同ジ、

同し人の下るを、相坂にて送らんとて、兼道（雅）の大君のその爲とて詠ませたる、

出てゆく道とはしれと相坂はむかへん時の名にこそありけれ

〔紀貫之集〕十雑部　ひえの慈恵といふ阿闍梨いましけるか、うせ給ひなんとてものやみ給けるか、いたくわつらはれて、れいにあらすなやみ給けるによめる、

やみおきてけふかあすかとまつ程をおきふしとふは泪也けり

とよめるを、内にきこしめして、御とふらひにつかはさんとてめされしに、

鶯の花になくねを聞しまにいとほしきことしらすそありける

〔紀貫之集〕九哀傷部　かいせんうせぬと聞て、かのをひの在原のまさふさ（○歌仙家集本貫之集、在原のまさのふニ作ル、）かもとにといひて、敦忠の中將（○續後拾遺和歌集、權中納言）

僧戒仙ノ死ヲ悼ム

敦忠ニ（作ル、）のもとに送る、

明くれてちとせあるものと思ひしを猶世の中は夢になりぬる（○續後拾遺和歌集、二句ヲちとせふるものと、結句ヲ夢にそ有ける、ニ作ル、）

ひとのこゝちとせ行まは高砂の松と我とやけふをくらさん（と、ル、）

〔紀貫之集〕十雑部　紀の國に下りて、かへりのほる道にて、俄に馬のしぬへくわつらふ所にて、道行人立とまりていふやう、是はこゝにいましつる神のし給ふならん、とし比やしろもなく、しるしもなけれと、いとかしこくていましける神也、さま〴〵かやうにわつらふ人々ある所也、いのり申給へよといふに、みてくらもなけれは、なにわさすへくもあらす、たゝ手をあらひて、ひさまつきて、神いますかりけもなきかたにむかひて、そもそも何の神とかいふといへは、ありとほしの神となん申といひけれは、是を聞てよみて奉る歌也、そのけにや、馬の心ちもやみにけり、

紀伊ヨリ歸京ノ途次蟻通明神ニ歌ヲ奉ル

かき曇りあやめもしらぬ大空にありとほしをは思ふへしやは

〔俊頼口傳集〕上　貫之か馬にのりて、和泉の國におはしますなるありと

ほしの明神の御まへを、よるくらかりければ、神のおまへともしらて
通りけれは、馬にはかにたふれて、いかにも起きあからす、いかなる事
にかとおとろき思ひて、ひのほかけに見れは、神の鳥居の見えけれは、
いかなる神のおはしますそと尋ねけれは、これはありとほしの明神
と申て、ものとかめせさせ給ふ神也、若乘りなからや通りたまひつる
と、人のとひけれは、かゝる神のおはしますらんとも知らて、過きはへ
りにけり、いかゝはすへきと、やしろの禰宜をよひて問ひけれは、その
ねき、たゝならぬさまになりて、汝われか前を馬にのりなから通る、す
へからく知らされは、冤しつかはすへきなり、しかはあれと、和歌の道(汝脱カ)
をきはめたるものなり、その道をあらはしてすきは、馬さためて走る(タツイ)
事をえんか、是御神の託宣也といへり、貫之たちまちに水をあみて、こ
の歌をよみて、御殿のはしらにをしつけて、おかみ入て、とはかりある
ほとに、馬おきて身ふるひして立てり、ねきゆるしたふといひて、さめ
にけり、

あま雲の立かさなれる夜はなれはありとほしとは思ふへきかは　○東齋隨筆異

託宣ニ依リテ歌ヲ社殿ノ柱ニ貼付ス

任ニ和泉ニ下ル

事ナシ、

〔大鏡〕八　和泉の國にこそ貫之のぬしのみ、にんにくたりて侍しか、ありとほしとは思ふへしやはと、よまれて侍したひの、ともにもさふらいき、あめのふりしさまなとかたりしこそふるさうしにあるを見れは、ほとへたるこゝちし、昔にあひたる心ちしておかしかりしか、

〔袋草紙〕四　佛神感應歌
貫之

かき曇りあやめもしらぬ大空に蟻通しをは思ふへしやは

是ハ貫之、紀伊國ヨリ上洛之道ニテ、俄ニ乘レル馬ノ不行之處、道行人云、此ハ此處ニイマス神ノ所爲ナラム、年來社モナクシテシレル人モ不侍ト、イトウタテ御座神也、先々如此事侍ト申ケレハ、御幣モナケレハ、只手ヲアラヒテ、ヒサマツキテ、神イマシケモナキ山ニ向テ、抑ナニ神トカ申ト問ハ、アリトホシノ神トナン申ト云ニ讀申歌也、其後忽ニ起テ、ツヂヨリモ駿也云云、

〔紀貫之集〕十　雜部　和泉國にあるあひた、藤原忠房朝臣のやまとよりこえ

ておくれる、

君を思ひおきつのはまに鳴たつの尋くれはそ有さたにきく　〇古今和歌集

同ジ、

とある返事

興つ浪たかせのはまの濱松のねにこそ君を戀わたりつれ　〇古今和歌集、

二句ヲたかしのはまのニ、下句ヲにこそ君を待ち渡りつれニ作ルニ名作ル、

なにはにてよめる、

難波かた生る玉もをかりそめのあまとそ我は成ぬへらなる　〇古今和歌集

同ジ、

〔古今和歌集〕十七雑歌上　難波へまかりける時、たみのゝ島にて雨にあひてよめる、

雨により田簑の島を今日ゆけはなには隠ぬ物にそ有ける　〇拾遺和歌集、

二句、三句ヲ田簑の島に分行けとニ作ル、

〔紀貫之集〕十雑部　志賀の山こえにて、山の井に女の手あらひむすひてのむを見てよみてやれる、

難波ニ下ル

田蓑島ニ遊ブ

近江志賀山ヲ越ユスル

むすふ手のしつくにこる山の井のあかても人に別れぬるかな　〇古今和歌集

同ジ、

〔古今和歌集〕二春歌下　志賀の山こえに、女の多くあへりけるによみて遣はしける、

貫之

梓弓春の山へをこえくれは道もさりあへす花そ散りける

比叡山ニ登ル

ひえに登りて、歸りまうてきて詠める、

貫之

山たかみ見つゝわかこし櫻花かせは心にまかすへらなり

石山參詣ノ途次音羽山ノ紅葉ヲ觀ル

〔古今和歌集〕五秋歌下　石山に詣てける時、音羽山の紅葉を見てよめる、

貫之

秋風のふきにし日より音羽山峰のこすゑも色つきにけり　〇古今和歌集

竹生島ニ詣ヅ守山ニテ紅葉ヲ詠ズ

〔紀貫之集〕十雑部　竹生島にまいるついてに、もる山といふ所にて、

白露も時雨もいたくもる山は下葉殘らす色付にけり　〇古今和歌集

同ジ、

〔後撰和歌集〕七秋歌下　もる山をこゆとて、

貫之

大和初瀬ニ詣デヽ旅宿ノ主人ト贈答ス

足ひきの山の山守もる山のもみちせさする秋はきにけり

〔紀貫之集〕十雑部　昔初瀬へまうつゝて、やどれりし人の家に久しくいたらてまかりたりしかは、かくさたかになんやとりはあるといひ出したりけれは、ここにある梅花を折てやるとて、

人はいさ心もしらす故郷は花そむかしの香に匂ひける　同ジ、

〇古今和歌集

〇歌仙家集本

東國ニ赴ク

かくいひていれたれは、思の外にいたせる、

花たにもおなし香なからさく物をうゑたる人の心しらなん

貫之集、二句ヲおなし心にニ作ル、

〔古今和歌集〕九羇旅歌　吾妻へまかりける時、道にてよめる、

貫之

いとによる物ならなくに別路の心ほそくも思ほゆるかな

歌人ヲ招キテ曲水宴ヲ張ル

〔新古今和歌集〕二春歌下　紀貫之の曲水宴をに侍りける時、月入花灘暗といふ事をよみ侍りける、

坂上是則

花流す瀬をもみるへき三日月のわれて入りぬる山の遠方

〔夫木和歌抄〕七首夏　夏部一　天慶二年二月、貫之家歌合、初夏、

讀人しらす

いつしかと夏になるらし空蟬の聲もあはれに鳴きはしむらし

〔夫木和歌抄〕八五月雨夏部二　天慶二年二月、貫之家歌合、戀仲夏、

讀人しらす

ふり暮す五月の空のなかめにはねのみなかれて人そ戀しき

〔夫木和歌抄〕九荒和祓夏部三　天慶二年二月、貫之家歌合、晩夏、

讀人しらす

昔より思ふ心はみな月のみそきの神そ空にしるらむ

〔夫木和歌抄〕十初秋、秋部一　天慶二年、貫之家歌合、初秋、

讀人しらす

松もなくしけき木の葉は夏なから紅葉の色そ染め初めける

〔夫木和歌抄〕十二鹿　秋部三　貫之家歌合、讀人しらす

御かりするくりこま山の鹿よりも獨りぬる夜は悲しかりけり

〔夫木和歌抄〕十四蟲　秋部五　天慶二年二月、貫之家歌合、晩秋、

琴のねにこゑよりあはせなく蟲も秋のはつるはえこそ忍はね

讀人しらす

〔夫木和歌抄〕二十九　雜十一　天慶二年二月、貫之家歌合、仲冬、

白雪の降りつもりぬる奥山はあからかしはもうつもれにけり

讀人しらす

〔新拾遺和歌集〕十二　戀歌二　貫之か家の歌合に、

秋萩に置く白露の消えかへり人を戀しとおもふころかな

讀人志らす

〔紀貫之集〕九　哀傷部　おやのおもひに侍ける時よみける、

藤ころもはつるゝいとは侘人の泪の玉のをとそなりぬる　○歌仙家集本

貫之集、三句ヲ君こふるニ作ル、

〔今昔物語〕二十四　本朝付世俗　土佐守紀貫之子死讀和歌語第四十三

今昔、紀貫之ト云歌讀有ケリ、土佐守ニ成テ其國ニ下テ有ケル程ニ、(承平四年)任畢ノ年、七ッ八ッ許有ケル男子ノ形チ嚴カリケレハ、極ク悲ク愛シ思ケル、日來煩テ墓无クシテ失セニケレハ、貫之无限ク此ヲ歎キ泣キ迷テ、病付許思焦ケル程ニ、月

親ノ喪ニ服ス

土佐ニテ男兒ヲ亡フ

歌ヲ館ノ柱ニ書付ク

身ノ沈淪ヲ歎ク

來ニ成ニケレハ任畢ヌ、此テノ可有キ事ニモ非子ハ、上ナム云程ニ、彼兒ノ此ニテ此彼遊ヒシ事ナト思ヒ被出テ、極ク悲ク思ヘケレハ、柱ニ此ク書付ケリ、

ミヤコヘト思フ心ノワヒシキハカヘラヌ人ノアレハナリケリ

〔紀貫之集〕十雜部　上テ後モ、其ノ悲ノ心不失テ有ケル、其ノ館ノ柱ニ書付タリケル歌ハ、今マテ不失テ有ケリト語リ傳ヘタトヤ　○土佐日記、宇治拾遺物語異事ナシ、

〔紀貫之集〕十雜部　つかさえ給はらてなけく比、おほき(思平)おほい殿のものかゝせ給へるおくによみてかける、

おもふ事心にあるをあめとのみ頼める君にいかてしらせん

いたつらに世にふる物と高砂の松も我をやともにみるらん　○拾遺和歌集、

結句ヲともとみるらんニ作ル、

しはすのつこもり方に身の上をなけきて、

雪たにも花と咲へきみにもあらて何をたよりと春を待らん

〔拾遺和歌集〕十七雜秋　師走のつこもり頃に、身の上を歎きて、

貫之

霜枯に見えこし梅は咲きに鳧春には我身あはむとはすや

無情ヲ歎ズ

〔紀貫之集〕九 哀傷部　世中のはかなきをみてよめる、

昨日まてあひみし人のけふなきは山の雲とそ棚引にける

うけれともいけるはさても有物をしぬるのみこそ悲しかりけれ○續古今和歌集、四句ヲしぬる身のみそニ作ル、

述懐ノ歌

〔古今和歌集〕五 秋歌下　世の中の

を見てよめる、

秋の菊匂ふ限はかさしてむ花よりさきと云らぬわか身を

〔後撰和歌集〕六 秋歌中　年の積りにける事を、かれこれ申しけるついてに、

貫之

秋萩の色つく秋を徒らにあまたかそへて老いそしにける

〔後撰和歌集〕十六 雜歌二　世の中の心にかなはぬ事申しけるついてに、

貫之

惜からて悲しき物は身也けり憂き世背かむ方を云らねは

歌人

〔二中歴〕十二 倭歌歴

歌人　諸大夫以下　紀貫之

歌仙人卅六人　紀貫之

拾遺抄歌人　貫之

日野本拾遺抄歌人裏書云、貫之先祖不見、木工權頭、從五位上、

〔拾芥抄〕上末 和歌家部二十九　歌人二　紀貫之　古傳先祖不見、木工頭五位至老、天慶比在世、大内記、

〔勅撰作者部類〕自帝王至庶人之部　貫之　五位、木工權頭、紀望行男、天慶八年三廿八任木工頭、天慶九年卒、

古今集　春上、十一、春下、十三、夏、三、秋上、三、秋下、九、冬、四、賀、一、別、七、旅、一、物名、六、戀一、四、戀二、十四、戀三、一、戀四、四、戀五、一、哀、六、雜上、七、雜下、一、雜體、二、長歌、一、旋頭歌、一、古今歌、一、誹諧歌、一、奥に、一、則古今一首は上、雜歌、一、物名、六、戀一、四、戀二、十四、戀三、一、戀四、四、戀五、一、哀、六、雜上、七、雜下、一、神、一、戀一、三、戀二、一、戀三、四、戀四、四、雜一、三、雜二、一、雜三、二、雜四、二、別、二、旅、一、拾遺集　春、九、夏、六、秋、十二、冬、七、賀、三、哀、二、歌の物名、三、雜上、十二、雜下、二、神、一、戀一、三、戀二、四、戀三、四、戀四、二、雜一、二、雜二、一、雜三、二、雜四、二、別、二、旅、一、雜体、二、戀一、二、戀二、一、戀三、一、戀四、一、戀五、一、雜一、雜二、一、雜三、一、雜体、一、神、一、

後撰集　春上、十一、春下、十三、夏、三、秋上、三、秋下、九、冬、四、賀、一、別、七、旅、一、物名、六、戀一、四、戀二、十四、戀三、一、戀四、四、戀五、一、哀、六、雜上、七、雜下、一、雜體、二、長歌、一、旋頭歌、一、古今歌、一、誹諧歌、一、奥に、一、則古今一首は上、雜歌、一、物名、六、戀一、四、戀二、十四、戀三、一、戀四、四、戀五、一、哀、六、雜上、七、雜下、一、神、一、戀一、三、戀二、一、戀三、四、戀四、二、雜一、三、雜二、一、雜三、二、雜四、二、別、二、旅、一、雜体、二、戀一、二、戀二、一、戀三、一、戀四、一、戀五、一、雜一、雜二、一、雜三、一、雜体、一、神、一、

新勅撰集　春上、三、春下、三、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、神、一、別、二、旅、一、

續古今集　春上、一、春下、二、夏、三、秋上、二、秋下、三、冬、一、神、一、別、二、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、二、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、

葉集　春上、二、春下、二、夏、一、秋上、二、秋下、三、冬、四、賀、三、別、一、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、二、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、

後拾遺集　春上、二、春下、二、夏、一、秋上、二、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、二、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、

風雅集　春上、三、春中、一、春下、一、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、三、雜中、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、

新千載集　春上、二、春中、一、春下、一、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜中、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、賀、一、

新拾遺集　春上、二、春下、二、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、賀、一、

續後撰集　春上、二、春下、二、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、賀、一、

續千載集　春上、二、春中、一、春下、一、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜中、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、賀、一、

續　玉　集　春上、二、春下、二、夏、一、秋上、一、秋下、一、冬、一、別、一、旅、一、雜上、一、雜下、一、雜体、一、戀一、一、戀二、一、戀三、一、戀四、一、哀、一、賀、一、

雜下、物名一首、新後拾遺集春下、一、秋下、一、別、一、後拾に雜下、一、物名、新續古今集春下、一、秋下、一、戀上、一、

〔古今和歌集隱名作者次第〕秋上　三十七首〇中略

あまの川　つらゆき〇中略

さ夜中と　つらゆき

あき萩も　同

秋下　十六首〇中略

秋の月　貫之

賀　十一首〇中略

しら雪の冬　つらゆき

戀一　七十一首〇中略

わかこひは　つらゆき〇中略

山たかみ　つらゆき〇中略

あはゆきの　つらゆき

戀二　十四首〇中略

夕されは　つらゆき

さゝの葉に　同

わかやとの　同

河の瀬に　同

戀三　廿五首〇中略

たきつ瀬の　つらゆき

誹諧　三十首〇中略

秋くれは　つらゆき〇中略

なけきをは　つらゆき

〔和漢朗詠集〕上春　立春

そてひちてむすひし水のこほれるをはるたつけふのかせやとくらん紀貫之、

〔新撰朗詠集〕上春　立春

としのうちにはるたつことをかすかのゝわかなさへにもしりにけるかな舊年春、貫之、

〔新撰朗詠集〕下雜　文詞

春霞秋月、潤艶流於言泉、花色鳥聲、鮮浮藻於詞露、新撰和歌集序、紀貫之、

〔古今和歌集〕十九短歌　雜體　ふる歌奉りし時の、目錄のその長歌、

ちはやふる　神の御代よりくれたけの　よゝにもたえず
あまひこの　おとはの山のはるかすみ　おもひ亂れて
さみたれの　空もとゝろにさ夜ふけて　山ほとゝきす
なくことに　誰もねさめてからにしき　たつたの山の
もみち葉を　見てのみ忍ふかみなつき　しくれ〳〵て
ふゆの夜の　庭もはたれにふるゆきの　猶きえかへり
としことに　時につけつゝあはれてふ　事をいひつゝ
きみをのみ　千代にと祝ふ世のひとの　思ひするかの
富士の根の　もゆる思ひもあかすして　別るゝなみた
ふちころも　おれる心もやちくさの　言の葉ことに
すへらきの　仰せかしこみまき〳〵の　中につくすと
伊勢の海の　浦のしほかひ拾ひあつめ　とれりとすれと
たまの緒の　みしかき心思ひあへす　猶あらたまの
としをへて　おほ宮にのみひさかたの　晝よるわかす

貫之

旋頭歌

連歌

つかふとて　返りみもせぬわかやとの　忍ふ草おふる
板まあらみ　ふる春さめのもりやしぬらむ

〔古今和歌集〕十九　旋頭歌　雜體　あひみむ二本ある杉、

貫之

君かさすみかさの山のもみち葉のいろかみなつきしくれのあめのそめ
るなりけり

〔俊賴口傳集〕下　連歌　連歌こそ世のするゑにもむかしにもおとらぬものに
ては候へ、むかしありけるを、かきおかさりけるにや、
おく山に船こくをとのきこゆるは　躬恒
なれるこのみやうみわたるらん　貫之
是はみつね、つらゆきとくしてものへまかりけるに、おく山に柚人の木ひ
くをとの船こく音に似たりけれは、聞てしけるとそ、

〔奥義抄〕一　二十　秀歌躰
新撰髓腦云、〇中略貫之、躬恒は、なかころの上手なり、今の人のよむは、此人の
流なり、

公任具平親王ト人麿貫之ノ優劣ヲ論ズ

貫之歌

思ひかねいもかりゆけはふゆの夜の川かせさむみちどりなくなり

躬恒歌

かそふれはわか身につもるとし月ををくりむかふとなにいそくらん

これらをよきうたとしるせり、かゝるなかにも又をのをのこのむすち侍るにや、

風ふけはおきつしらなみたつた山夜半にや君かひとりこゆらん

此歌をは貫之か歌の本とすへしと云けり、〇流布本新撰髄腦ニ見エズ、

〔三十六人歌仙傳〕 匡房卿記曰、三十六人歌合、事起者、公任大納言語後中書王云、古今歌仙之中、貫之爲第一、中書王云、不如人麿云々、仍亞相撰出貫之秀歌十首合之、七首人丸勝、三首者貫之勝云々、

〔袋草紙〕 三 朗詠江註云、四條大納言、六條宮ニ被談曰、貫之歌仙也、宮曰、不可及人丸、納言曰、不可然、爰書秀歌十首、後日被合、八首人丸勝、一首貫之勝、此奇特云々、ナツノヨハフスカトスレハホトヽキス 自此事起、卅六人撰出來歟、〇柿本朝臣人麻呂勘文同ジ、

〔俊賴口傳集〕 下 歌の八病の中に、後悔のやまひといふことあり、歌をすみやかによみいたして、後によきことはふしをかくいはてと、くひかなしみねたかるをいふなり、なを歌をよまんには、いそくましきなり、いまたむかしよりとくよめるには、かしこきことなし、されは貫之なんとは、歌一首を十日廿日にこそよみけれ、

〔無名祕抄〕 上 貫之躬恒勝劣事

一俊惠法師語りて曰く、三條の大相國、非違の別當と聞えける時、二條の帥實行長實之かをとりまさりを論せられけり、かたみにさまざまとふたりの人、躬恒、貫之かうた〳〵詞を盡して爭はれけれと、更に定まるへくもあらさりけれは、帥いかしく思ひて、御けしきをとりて、せう劣きらんとて、白河院に御氣しき給はる、仰云、我はいかてか定めん、としよりなとにとへかしと、仰ことありけり、さてあひともにりたりけり、帥此こと語り出て、はしめ爭ひそめしより、院の仰のおもむきまて、かたられけれは、俊賴聞て、度々打うなつきて、躬恒をは、なあなつらせ給ひそといふ、帥思ひの外におほえて、されはつらゆきかをとり侍るか、ことをきり給へきなりとせめられけれと、だゝおなしやうに、躬恒

三條實行二條長實等ノ躬恒和歌優劣論

白河上皇源俊賴ヲシテ評セシメ給フ

俊賴ノ貫之躬恒歌評

をはあなつらせ給ましきそといはれけれは、おほやうことから聞え侍にたり、をのれかまけになりぬるにこそとて、からきことにせられけり、まことに躬恒かよみくち、ふかく思ひ入たるかたは、又たくひなきものなりとそ、

俊頼ノ貫之ノ文評

藤原基俊ノ貫之ノ歌評

〔無名祕抄〕上　俊頼基俊いとむ事

一或人云、基俊は、俊頼をは蚊虻の人とて、さはいへとも、こまのみち行にてこそあらめといはれけれは、俊頼はかへりきゝて、文時、朝綱よみたる秀歌なし、みつね、つらゆき作りたる秀句なしとそいはれける、

〔悦目抄〕一ある口傳に云、人麿貫之は、む文字はたくみに聞ゆと云けり、人丸の、む文字ありてよしとほめける歌に云、

龍田川紅葉亂れてなかるめり渡らは錦中やたえなむ

貫之かほめける詞、

思ひつゝぬれはや人のみえつ覽夢とゝりせは覺さらましを

風吹は興津白浪立田山夜半にや君か獨ゆくらむ

但此文字は、末にをきて姿まさりて覺ゆると古人の申されけるとかや、

藤原教長ノ貫之躬恒歌評

後白河天皇ノ貫之歌御評

藤原俊成ノ貫之歌評

又初に書たるたすけ字と申たるは、たとへは、き、み、は、も、む、し、此六文字也、

〔教長卿古今和歌集註〕上　爰万葉集者有實無花、〇中略至于歌人者、以人丸爲曩祖、貫之、躬恒模之、貫之者雖花實相兼、後撰集者有實無花、古今集者花實相兼、後撰見、好忠者、學躬恒之風歟、自古至今如此、〇下略

〔梁塵祕抄〕一斷簡今様二百六十五首　和歌にすくれてめてたきは、人丸、赤人、をのゝこまち、みつね、貫之、みふのたゝみね、遍昭、道命、和泉式部、

〔古來風體抄〕下　古今和歌集

春歌　紀貫之

春立ける日よめる

袖ひちてむすひし水のこほれるを春たつけふの風やとくらん

この歌、古今にとりて、心もことはもめてたくきこゆる歌也、

別歌

しかの山こえにて、いしゐのもとにてものいひける人に、別ける時

よめる、　つらゆき

むすふ手のしつくにゝこる山のゐのあかても人に別れぬる哉

この歌、むすふてのとをけるより、しつくににこる山のゐのといひて、あかてもなといへる、大かたすへてことはことのつゝき、すかた、心、かきりなく侍なるへし、歌の本たいはたゝこの歌なるへし、

〔無名祕抄〕下　近代歌體事〇中略

〔後惠〕又云、

思ひかね妹かりゆけは冬夜の河風さむみ千鳥啼也

この歌はかり、おもかけあるたくひはなし、六月の廿六日、寛算か日も、これをたに詠すれは、さむくなるとそある人は申侍し、大かたいうなる心詞なれと、わさともとめたるやうにみゆるは、歌にとりて失とすへし、

〔明月記〕建保三年十二月七日、〇中略夜前進覽之後、重有思出事、くれぬまのけふ、古今貫之歌七字、頗不快、仍當時之詞雖劣、改之也、後日可申此由、

くれかたきけふの空にそしられぬるまつは久しき千世のためしと

書高檀紙二枚、加禮紙、以二枚如立文裹之、依有存旨用此字、

僧俊惠ノ貫之歌評

藤原定家ノ貫之歌評

又

又

順德天皇ノ貫之歌御評

俱禮加多喜計布野所羅仁所志良禮怒留萬津者比佐志喜千世能田目志登

〔詠歌大概〕常觀念古歌之景氣、可染心、殊可見習者、古今、伊勢物語、後撰、拾遺、三十六人集之内、殊上手歌可懸心、人麿、貫之、忠岑、伊勢、小町等類也、

〔秀歌之體大略〕上　紀貫之文體(幹)二男云、

古今一

人はいさ心もしらす古郷は花そむかしの香に匂ひける

事書に、〇中略梅花を折て讀ける、かくさたかになんとは、久しく音つれてはたしかにあらぬやとりもそあるらんとうたかひいへる也、いさとはしらぬといはんため也、歌の心は明也、貫之歌には餘情尤おほき歌也、此古郷はたゝやとりつけたる處をいへる也、仍覺御說いさは不知とうけすは不可然となり、さたかはもとのまこと云心也、家集には昔と詞書あり、いさはあるしの心を不知也、

〔八雲御抄〕一短歌　正義部　貫之、忠岑は誠可指南、然而依不兼、兩方不入之、

〔八雲御抄〕六用意部　第六によく〳〵思惟すへき事〇中略

同抄(後稿)曰、貫之は一首を十日二十日に讀みけるといへり、其もたとへはの事

にや、貫之毎度に十日二十日によむにはあらし、たゝそれも歌を案するよき事をいふ也、貫之秀歌とてある歌の、やかてよみたる、集ともにおほし、たゝあまりみちをふかくすへきやうををしふる也、〇略中そのほか遍昭、素性、小町、伊勢、業平、貫之、躬恒、忠岑、まことに此みちのひしりなり、〇略中貫之さしもなしなといふ事少少きこゆ、歌の魔の第一也、

〔花園院天皇宸記〕裏書 〇伏見宮御記錄元十七所收 正中二年十二月廿八日、甲辰、

脥雖不堪此道、舊院幷爲兼卿所談之義、親聞之、以隨分學功挍之、道義既以冥符、俊成、定家、西行、慈鎭等所讀之歌見之、無秋毫之異、何況貫之詠歌、吾道之規摸也、爲世卿等所解如何、尤不審、但貫之歌等、都以不得心、只稱上古之歌、凡慮不可及之由、豈置而不論云々、歎息有餘、可畏後生、必可披蒙者也、

〔花傳書〕三 抑謠といつは、歌道より出るなり、〇略中一歌の會、連歌の後などに、謠ひ是あらば、蟻とをしの曲舞是可然候、其いはれは、紀貫之は世にかくれなき歌の名人にて、御書所をうけたまはり、いにしへいままでのうたのしなをえらび、古今集をつくりたり、これも八代集のかしらなり、さるによつて、うたのみなかみは古今集にこえたる

事はなし、しかるがゆへに歌道のあそびの後は、此曲舞をうたへとあり、

〔徹書記物語〕一 古今の歌も、心こそあれ、詞はふるめかしくて、當世のうたに不合なり、古今の歌なれはとて、みなとりてよむへきにもあらぬ也、業平、伊勢、小町、躬恒、貫之、遍昭などの歌をとるへきなり、古今にも、とりてよむへき歌二百四五十首に過へからすとなり、〇略中

一幽玄體は、まさしくその位にのりゐて、納得すへきことにや、人のおほくは、幽玄なる事よといふをきけは、たゝ餘情の體にて、さらに幽玄にはあらす、或は物哀體なとを心得て、貫之も物つよきをはよみ侍しか、幽玄拔群の體をはよますと定家書給へり、物哀體をは歌人のたしなみよむなり、

〔戴恩記〕下 此卿(定家)の眼と見給へる歌書は、古今集一部とせり、然者おほくの歌仙のなかにも、貫之を師匠と定む、つらゆきは又人丸を師匠と定め給へると見えたり、人丸世に出給はすは、いかてか八雲の神詠世におこらん、つらゆき古今をえらはれすは、いかてか世に人丸を獨歩の才としらん、定家卿邪正を糺されすんは、古今集も徒ならん、殊更百人一首、秀歌大略、詠歌

林羅山ノ貫之歌評

大概、雨中吟未來記の書を顯して、道に功をつみ、德をのこせり、此卿の恩、他に異るにより、當流の祕傳には、人丸、貫之、定家卿を、和歌の三尊とあかめ奉る事なり、〇上略下

貝原益軒ノ貫之歌文評

〔羅山林先生文集〕三十七傳上　紀貫之傳〇本文略ス、

贊曰、周詩卜子夏序曰、詩有六義焉、紀貫之於倭詞亦云、其合之善夫、至如夫論六人之體製、則得議難之意也、如紀貫之之歌、後之作者不能加焉、

勅撰歌集中古今集ノ分類最優ル

〔和歌紀聞〕歌書一

萬葉の歌、淳朴に過たるも多かれど、夫は上代の風なればさもあるべし、見る人其内に於て用捨すべし、其次は古今集、花實そなはり、文質彬々として萬世の則となり、和歌の道これより大におこれり、其後歷代の撰集多く、作者乏しからずといへども、萬葉古今に及ぶべからず、貫之がえらべる門類など、後世の集より拔群に勝りて見ゆ、後世撰集の部立、古今集を法とせずして、かはれるは何ぞや、

古今假名序及ビ土佐日記ハ和文ノ軌範

歌書は萬葉を本とし、古今を則とす、〇中略又倭文を作らば、日本紀、伊勢物語、古今假名序、土佐日記、源氏物語、枕草紙など用ふべし、これらの書は和歌を

橘春暉ノ貫之歌評

〔よむにも、また才力をたすくべし、其餘うつぼ、竹とり、狹衣、おちくぼ、住吉、榮花物語、蜻蛉日記、大鏡等ありといへども、伊勢、貫之、紫式部、清少納言が作には及びがたし、

羽倉在湍ノ貫之歌評

〔北窻瑣談〕前編五　一貫之、躬恒の優劣を人の問しに、俊賴の、躬恒は及び易からずと答へしとぞ、俊賴の眼力無きにあらず、躬恒の、

山里は秋こそことに侘しけれ鹿の鳴音に目を覺しつゝ

など詠るは、古拙にして力有り、後世の人の及ぶべきにあらず、貫之は、むかしも今も、人丸、赤人に次で、和歌の聖ともてはやすとも、後世理窟歌の鼻祖ともいふべき歌多し、

櫻散る木の下風のさむからで空にしられぬ雪ぞ降ける

人はいざ心もしらず故郷は花ぞむかしの香に匂ひける

是等最も人口に鱠炙したるものなれども、皆理屈より出たる故に、超凡の氣無し、糸によるの歌は、理窟中に餘情有りて、超凡の境に近し、古今集にいかで此歌を歌くずとは名に立てし、

〔國歌八論〕準則論　古今集の頃より、當時に至る迄の間、いつの世を歌の精

粹なる時とし、誰を歌の法則とすべき人とせんといふに、彼官家の人を信ずる輩は、當時を以て文質彬々として加ふべき事なき時とす、されど是は彼官家の人の企て及ぶべからずと思へるに本づきたる物にして、且當時は豪傑なる歌よみもなければ、當時を取る事甘心せず、又古今集を以て、華實兼備、永世の法則とすべしといふ人あり、但予が僻意なるにや、彼時世は猶實に過て花やかならずとこそおもへ、新古今集をば、學者おほく華に過て實少しとしてとらず、然れども詞花言葉はもとより華を貴ぶべし、然るに華に過たるをいとふ事未だ會通せず、歌の最隆盛なる事は、新古今集の時世とこそ思はるれ、されど是は各の執する所にあるければ、人を指揮すべからず、古來の歌人を評せむも又是に同じ、人麿、赤人の歌は、其時世にしては勝れて華なり、後世に比する時は、甚實に過たれば、今の世より則るべきにあらず、貫之は實に絶代の豪傑なり、されども猶上世に近ければ、質勝て文足らず、今の世にては、全く貫之が如くによみ出たりとも、至れり盡せりとはいふべからず、

〔歌袋〕一則、〇中略又ものしりに秀歌なしとの給へばとて、心なきやうに心

貫之ハ歌聖ナリ

貫之ノ新撰ハ歌集ノ畺繩ナリ

貫之ハ延喜聖代ニ西傷ナシ

得るもかたわなるべし、この道は、人のくにの事のやうにすぢ毎にむづかしき事ならねば、深くもとめとほく窮めざる人も、才かしこきはおのれと歌の境を得て、在原中將の如く、學なくしてよくよめる類なきにもあらず、又物しれる事、躬恒、貫之などの如き道のひじりもいませば、いづれにもかたよりていひがたし、

四則、〇略中いかに歌仙なればとて、そのよめる歌毎にすぐれたるにもあらざるは、聖とする躬恒、貫之もしかなり、〇略中

又とるべしといふ中にも、古記、撰集、日記、物語、家集、歌合の中にも、詞すくなからず、たゞ貫之君の新撰、公任卿の金玉抄の歌を墨繩にして、それ〴〵のことがらをえらまば、あやまちなかるべしとはいへど、且は又續けがらにもよるなるべし、

五則、〇略中上の世はいはず、〇略中延喜の御時にては、古今の撰者深養父、友則、忠岑、元方、興風、皆ありがたき人々なれど、躬恒、貫之を更にたぐひなしとし、花山院の御時にては、梨壺の五人すぐれたりといへど、兼盛、能宣、重之は世にかたきなしといへり、

貫之ノ歌則

貫之ノ歌ハ幽玄ニ富ム

六則、〇略中爲世卿は、俊成卿は幽玄にして及び難く、定家卿は旨深くしてまねびがたし、たゞ爲家卿の姿こそ願ふべけれとのたまふより、心あさ〳〵として、幽玄ならざるを、二條家のをしへなりとも、貫之の則也ともいへり、これは古今集の序に、在原中將、喜撰法師の歌の趣をとけるをよからずとのたまふやうに心得、且貫之君の、心くまなく、姿なほ〳〵しき歌多かるを見て、かく定めおかれけるにや、しかれども貫之君の古今集におけるは、猶定家卿の新古今に同じく、むねと撰び給ふとはいへど、人々の好みにひかれ給ふ事も有べし、序とてもしかなり、さるを貫之君ひとりの心ざしよりなれるといふべきやは、又私に新撰をえらみ給へるに、古今集の歌わづかに三百餘首を入れられけるにても、又風ふけば冲つしら波の歌をのりとせよとの給ふにても、又みづからも思ひかねむすぶ手のなどの歌のあるを合せて見る時は、心あまりあるとも、幽玄の趣とを捨て給はざるに同じ、〇略中頓阿法師云、〇略中故戸部申されしは、貫之が、櫻ちるこのした風の歌、風情おもしろくめでたけれども、是をば心ある歌とは申さず、遍昭が、烏羽玉のわが黒髪の歌を、心あるの本とは申されきとなり、

香川景樹貫之ノ歌ニ於ケル功績ヲ稱揚ス

熊谷直好ノ貫之文評

〔古今和歌集正義總論〕景樹縞に考るに、大同弘仁の大御世より、詩學やう〳〵盛んにして、寛平延喜のおほん時に及びてぞ、殊に甚しくわ侍りけん、朝となく野となく、詩こそあれと尙びて、大和歌の言痛からぬをば、めゝしき戯れと卑しめて、正實ならんあたりにてわ、是を咏ふも面を伏するに至れり、歌の衰へたる事も、是より甚しきは非ざりけらし、紀氏この衰弊を憂ひ給ひて、もとより詩歌は、其音清濁とわかれ、其義幽顯のたがひある事をひそかに辨じ、又いにしへ今の大和歌をつゞへて、それが中より勝れたるを撰びて、千首廿卷となし、古今和歌集と號けて、奉り給ひしより、大和歌の道再び古に復りて、今に逮べり、此集を覽ん人わ、まづ撰者の心ざらひを知るべく、唐歌大和歌の同じからざると、いたく違へる事を知るべき也、

〔古今集正義序註追考〕いにしへより、此集の序文、注し來れる人多しこいへごも、うまく解き得がたきは、もとよりにて、殊に六義をもて、難中の難とす、〇略中紀氏此序中に擧げられたるこゝゞも、先素戔男、下照姫の二歌、難波津、淺香山の二歌、人丸、赤人兩歌仙、歌の六義、六人の歌仙、すべて普く世にい

ひならせしまゝを、書きのせられて、一事も紀氏の作意にあらずと知るべし、其證一々辨ずべし、文はいかにも紀氏の作にて、比類なきこと論をまたず、又かほごめでたき文中に、撰みもなく、世にいふまゝの、拙きことゞもまで、書きつらねられたるを、いかにといふに、本文にも師の注(香川景樹)にも、かへすがへすいはれたる、歌の衰へたりといふ事、いかにすれごも、今の心ならひの離れがたき方より、其世の姿思ひ得られぬなり、衰へたりとて、世に歌少なきにはあらず、ます〳〵歌のもてあそびは多くして、上は后宮、皇子の宮の歌合を始め、或は御屏風の歌など、下は好色の家の翫、乞食者の口のはまでも、歌のみいと多かりし、さるは只、いやしき方にのみうつり〳〵て、輕々しき翫物となりしより、歌の上に事々しく、實立たる事ざまは、中々似合しからぬやうにさへ、成りもてゆくまゝに、歌のことにかゝれる文章なれば、紀氏といへごも、凡世俗のいふまゝに、書きつらねられたるものなるべし、さてまた事の筋を究めて、深く正すやうの學風も、今の世のやうにはあらざりけらし、師説も、人丸、赤人兩歌仙、難波津、淺香山二歌などは、もとより世にいひ馴れたる所也とせらる、只六義と、六人の歌仙とを、紀氏の作意と見て、

ことわられたるものなり、先其六人、紀氏の定めならば、喜撰のよめる歌、多く聞えぬものを入れて、云かも其評をなせる、何事ぞや、〇中略六義もまた然り、そも〳〵と文端を改めていひ出たる、これ又自己作意を述ぶるの體なるべし、世に六義とて、こと〴〵しくいふに任せて、只其まゝをいへるのみ、又自ら作ることならば、少しは道理のある事をいふべし、たとへ、そへ、なずらへの如き、師の注にもいへる如く、いかゞはよみわくべき、數へ歌は何事ごも云れず、祝ひ歌などは、多くはそへたとへたる多し、やがてさゞれ石にたとへ、筑波山にかけて君をねがひ、人をも祝ひと、紀氏みづからいはれたるにあらずや、又なずらへ、よそへいふにも、たゞ言のさまなるもあるべし、さばかり筋もなき名目を立て置きて、さはいかにと問はれなば、紀氏いかに答へ給ふべき、初三節の如き、道理を書きつらぬる人の作意ならむや、既に世にあまねくいふことなればこそ、それに任せて書きつらね、いぶかる人もなかりしなれ、師説に之をたすけて、かの詩をたさふる文法にて、火をもて火をけすのたばかり也などいはれたれど、譬を引てはいかにも解

土肥經平ノ貫之歌評

かるゝものなれど、實事いかゞあらむ、古來注者の難しとする六義、此序全意詩に激したりと見られたるより、六義も其衰をかへすのはかりごとゝして注し、快く解き得られたるに似たりといへども、恐らくは、思ひすごしにもや侍らむ、すべて激したりといへる所々も、只やすらかに見て、難なきにや、こは最大なる所なり、

〔春湊浪話〕上　古今集の歌屑

古今集に、貫之、

いとによる物ならなくにわかれぢの心ぼそくもおもほゆるかな

是を古今の歌くずといふ事、つれ〴〵草にみえし、其餘の文にはみえず、○中略拾遺集にも、再び此歌を撰び入られたれば、花山法皇もよき歌なりと思召給ふ事疑なし、物語にも、ものとはならずと、貫之が此世ならぬ別をだに心ぼそきすぢに引かけけんと、式部がよみ人の名まであげてかける、よき歌と思へるなり、其外源通親のかける高倉院升霞記などにも、此歌をかゝれければ、ふるくは歌屑の沙汰もなく、只兼好の比に言出せし事にぞ、○下略

〔仙洞御文書目錄〕御文書目錄

著書

家集

古今幷貫之集一合

〔元輔集〕貫之集を人のかりて返し侍るにつかはしゝ、

かへしけん昔の人の玉章をきゝてそそゝく老のなみたは○惠慶集、二句ヲ昔の人の玉章にニ、結句ヲ老の涙をニ作ル、

〔惠慶集〕○圖書寮本　故貫之かよみあつめたる歌を、一卷かりてかへすとて、

ひとまきにちゝのこかねをこめたれは人こそなけれこゑはのこれり○後拾遺和歌集同ジ、

内藏助時文かゝへし、

いにしへのちゝのこかねはかきりあるをあふはかりなききみかたまつさ

能宣朝臣

水くきのあとにのこれるたまつさにいとゝもさむきあきのそら哉

〔安法法師集〕○圖書寮本　貫之よみあつめたる歌のしゆを、ゑ京(惠慶)かりてかへすとて、歌よめるに、皆人々よみし、

紀のいゑのくさにのこれることのはゝかきこそたむれとりのうへまて

これは、本あることなり、

貫之自筆ノ家集　蓮華王院寶藏本

〔袖中抄〕四　河やしろ

清輔義は、多忠方説なれは、無僻事歟、但忠節（タヾトキ）は問給しかは、おろ〳〵は申きとそ申ける、次に若貫之集のひかことかといはす、貫之自筆集とて、蓮花王院寶藏本にも此歌慥に侍き、

同自筆ノ三卷本

〔實隆公記〕延德二年閏八月九日、己未、宗祇法師來、貫之自筆集以下手本等令見之、玄清、宗作、宗恕等同道來見之、各感歎、

十五日、乙丑、天霽、竹園古筆櫃一合返上之、目錄注左、隨分至寶也、〇中略

貫之集三卷自筆、

萬葉集抄

〔和歌現在書目錄〕抄集家

萬葉集抄五卷

右一説紀貫之、一説梨壺五人抄之云々、

〔遊京漫錄〕下　萬葉五卷抄

三品氏豐之進、西洞院丸太町下る所に住す、云、貫之五卷抄、今南都西大寺にあり、外題には萬葉抄とあり、建仁年中、鎌倉より寫しとれるよしのおく書あり、合卷一冊にて、やまとゝぢなり、萬葉十八、十九、廿の歌に點つけたるのみなりとぞ、

新撰和歌集

同序

勅ヲ奉ジテ弘仁延長間ノ歌ヲ撰錄ス

歌數三百六十首分チテ四卷トス

按ずるに、貫之五卷抄の文、顯昭袖中抄におほく引き用ひたり、同物にや、

〔八雲御抄〕一　學書　正義部　抄物等

萬葉集抄五卷抄貫之撰云云、二十卷抄、不知撰者、〇中略　新撰四卷貫之、古今後撰、但不奏之、古今歌三百六十首、

〔本朝文集目錄〕上卷第三十三　紀貫之

新撰和歌集序、

〔新撰和歌〕序

玄番頭從五位上紀朝臣貫之上

昔延喜（醍醐）之御宇、屬世之無爲、因人之有慶、令撰集萬葉集外古今和歌一千篇、更降勅命、抽其勝矣、傳勅者執金吾藤納（兼輔）言、奉詔者草莽臣紀貫之、貫之未及抽撰、分憂赴任、政務之餘景、漸以撰定、抑夫上代之篇、義尤幽而文猶質、下流之作、文偏巧而義漸疎、故抽始自弘仁至于延長詞人之作花實相兼而已、今之所撰玄之又玄也、非唯春霞秋月、潤艶流於言泉、花色鳥聲、鮮浮藻於詞露、皆是（足カ）以動天地、感神祇、厚人倫、成孝敬、上以風化下、下以諷刺上、雖誠假文於綺靡之下、然復取義於敎誡之中者也、爰以春篇配秋篇以夏什敵冬什、各各相鬪文、兩兩雙書焉、慶賀哀傷、離別羇旅、戀歌雜歌之流、各又對偶、惣三百六十首、分爲四軸、蓋取三百六十日關於四時耳、貫之秩罷歸日、將以上獻之、橋山晚松、愁雲之影已結、

湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅納言亦已薨逝、空貯妙辭於箱中、獨屑落涙於襟上、若貫之逝去、歌亦散逸、恨使絶艶之草、復混鄙野之篇、故聊記本源、以傳末代云爾、（○本朝文粋所收ノ新撰和歌序ヲ以テ補正ス、撰

〔十訓抄〕中　第六可存忠直事

延喜御代に、貫之以下四人の歌仙に仰て、古今集を撰はれて後、又新撰集をえらひ奉るへきよし、貫之一人綸言を請奉たりけるか、いまたをはらぬさきに、延喜八年正月に土佐の任におもむきて、承平五年上洛のとき、帝先たちて崩御の間、仲序云、貫之秩罷歸日、將以上獻、橋山晩松、愁雲之影已結、湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅之納言忽以薨逝、

とかけるも、彼但馬毛理か心の中にはをとらさりけめとも、遁世にたに及はす、なを上古の人の心はおもひとるかた深かりけり、

〔愚問賢注〕注　一漢朝は敵をほろほして國をとる、故に風をうつし俗をかふ、よて詩人才子文體も代々にかはれり、我國は天神地神の御末、國の皇統として、先皇の道を守ゆへに、歌の體も大に變する事なきにや、但人その時の上才の好所にしたかふゆへに、世々にいさゝかをもむくところか

紀貫之筆土佐日記　藤原定家摸寫
東京侯爵前田利為氏所藏

原寸大

紀貫之筆土佐日記　藤原定家摸寫
東京　侯爵前田利爲氏所藏

原寸大

貫之古今集ニ満足セズトノ説古今ノ歌二百八十首ヲ收ム

古今和歌集序

土佐日記
蟻通の神に奉る和歌序
大井川行幸和歌序
土佐日記繪巻

はれり、そのむね委古來風體抄に見えたり、今時いつれの體を正路とし
て可模哉の御尋にいたりては、寛平延喜の比は、此道の中興と見えたり、
然るに古今集猶貫之心には十成せさるにや、新撰三百六十首を撰て、古
今歌二百八十首を載て、今撰所玄之又玄也といへり、まして其後の集一
代をさなから本様と用ひかたし、

〔扶桑拾葉集目錄〕巻第一　紀貫之

古今和歌集序

巻第二

土佐日記　紀貫之

蟻通の神に奉る和歌序　同

大井川行幸和歌序　同

〔惠慶集〕○圖書寮本　貫之か土佐の日記をゑにかけるを、いつとせをすこし
けるに、いへのあれたるところ、○前田侯爵家藏本ヲ以テ校ス、
くらへこしなみちもかくはあらさりきよもきのはらとなれるやと哉

〔夫木和歌抄〕二十一　雜部三　貫之か土佐日記を繪にかけるに、うたゝ
天慶九年是歳

ねのはしを旅人行く、

橋の名を猶うたゝねときく人のきくは夢路かうつゝなからに

〔袋草紙〕一　一探題和歌〇略中　惠慶法師

長元六年白河院子日記云、宇治殿義忠記之、

當日鶏鳴以前、殿下移御、依可有子日之興宴也、〇略中

予按之、承平子日時、貞信公歟、貫之獻序、此例歟、

承平子日和歌序

〔歌林四季物語〕序　こゝにとさのみこともち、紀のつらゆきのものしたる古今枕草といふものなん、いにしへのことをもわすれす、今の世のかゝみともなりぬへきふみなるへし、そのまくら、ひとへにみやひをもとめす、たゝすなほなることくさにて、おほくは一年のおほやけことにたよりあるへく覺ゆ、しかはあれとも、なかはふせやの蟲のあとゝなりて、もちゆる所ややなし、〇上略

古今枕草

〔河海抄〕八　繪合　繪はこせのあふみ、手はきの貫之かけり、

能書道風ト並稱セラル

巨勢相覽、一說云、巨勢金岡、相覽同人也云々、〇略中紀貫之、道風共以能書也、見惟宗直本勘文、

貫之自筆ノ侍從所壁書男時文モ亦之ヲ書ス

〔左經記〕長元七年十二月十六日、壬申、〇略中頃之兼行朝臣來云、侍從所壁書、爲去八月大風被吹破、可改書之由、少納言賴祐朝臣、奉關白左大臣仰、被召仰、其壁書被書留之、下給欲寫取者、卽宛之、此書故一條殿云々、件壁書紀貫之朝臣所書、其後破損、貫之男大膳大夫時文依祖例又書之云々、今兼行雖非彼胤、依爲當時能書、當其撰歟、

貫之自筆ノ古今集

〔延慶兩卿訴陳狀〕就中、貫之自筆本尤不審也、其故者、貫之付屬女子之本、崇德院御相傳仍敎長卿、俊成卿、清輔朝臣等、申請書寫云々、雖然俊成、定家卿等、頗貽其疑歟、猶末代稱貫之自筆、謀本出來之時、可決其眞僞之子細、定家卿所注置也、召給彼本、可加一見者也、於祖父入道者、故不可庶幾事也、若有奥書者、尤可備進者也、縱雖讓與之、不可及自稱哉、〇上略

貫之筆ノ萬葉集

〔紀貫之筆萬葉集奥書〕〇片岡久太郎氏所藏

「此一軸、芳春院加賀大納言利家室、年來所持、紀貫之有自筆奥書、而關白秀次公依御所望入見參之處、截端與奥書、被押手鑑云々」

式部卿宮（敦仁親王）樣へ小松中納言（前田利長）殿ゟ被進候覺

一貫之筆萬葉集壹卷　表紙幷帙箱二重

天慶九年是歳

墨付四百九十四行

以上

酉卯月八日

岡本丹波守殿

中村久武(花押)

貫之自筆ノ古今集

同堤中納言家集

〔増補続群書一覧〕七法帖之部

一古今和歌集　二帖

紀貫之朝臣眞蹟　巻八　毛利家所藏　巻十八　所藏家不知

一堤中納言家集　一帖

紀貫之朝臣筆

此書ハ中納言兼輔卿ノ家集ナリ、假名古法ニカナヒ、歌讀必要ノ美書ナリ、

〔新撰古筆名葉集〕上

紀貫之朝臣

高野切　巻物、四半形、古今歌二行書、キラヽノ砂子アリ、自詠名アリノ處モアリ、殊ニ賞スベシ、

興風集切　巻物、紙ウス崩黄、淺黄、香色、白、飛雲等アリ、

亭子院歌合切　巻物、歌二行書、紙青紫交リノ飛雲アリ、

高野切

興風集切

亭子院歌合切

寸松巻色紙　傳紀貫之筆　男爵三井八郎右衛門氏所藏

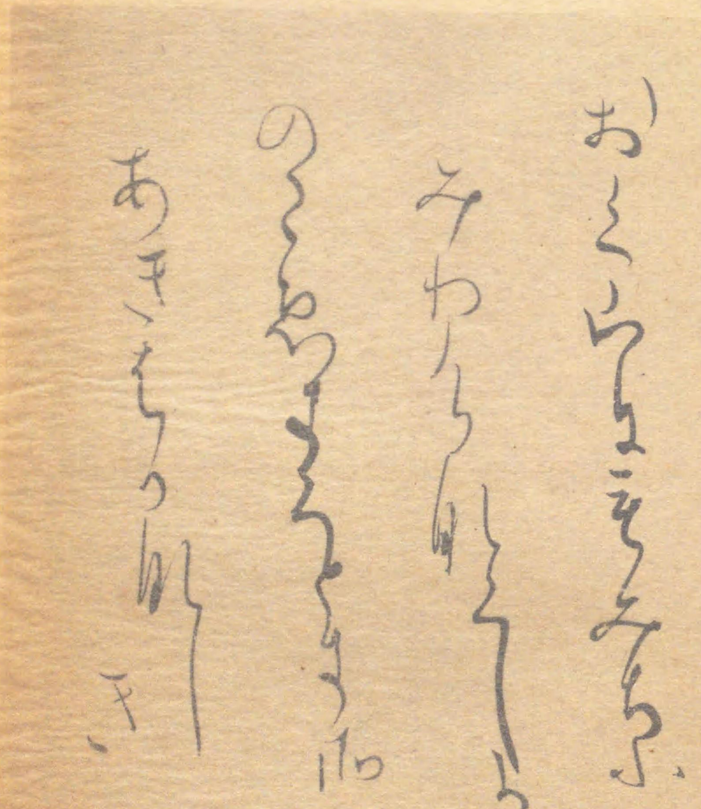

原寸大

墨付四百九十四行

以上

酉卯月八日

岡本丹波守殿

中村久武(花押)

貫之自筆ノ古今集
同堤中納言家集

〔増補続群書一覧〕七法帖之部

一古今和歌集　二帖

紀貫之朝臣真蹟　巻八　毛利家所蔵　巻十八　所蔵家不知

一堤中納言家集　一帖

紀貫之朝臣筆

此書ハ中納言兼輔卿ノ家集ナリ、假名古法ニカナヒ、歌讀必要ノ美書ナリ、

〔新撰古筆名葉集〕上　紀貫之朝臣

高野切　巻物、四半形、古今歌二行書、キラ、ノ砂子アリ、自詠名アリノ處モアリ、殊ニ賞スベシ、

興風集切　巻物、紙ウス萠黄、淺黄、香色、白、飛雲等アリ、

亭子院歌合切　巻物、歌二行書、紙青紫交リノ飛雲アリ、

高野切
興風集切
亭子院歌合切

寸松菴色紙　傳紀貫之筆　男爵　三井八郎右衛門氏所藏

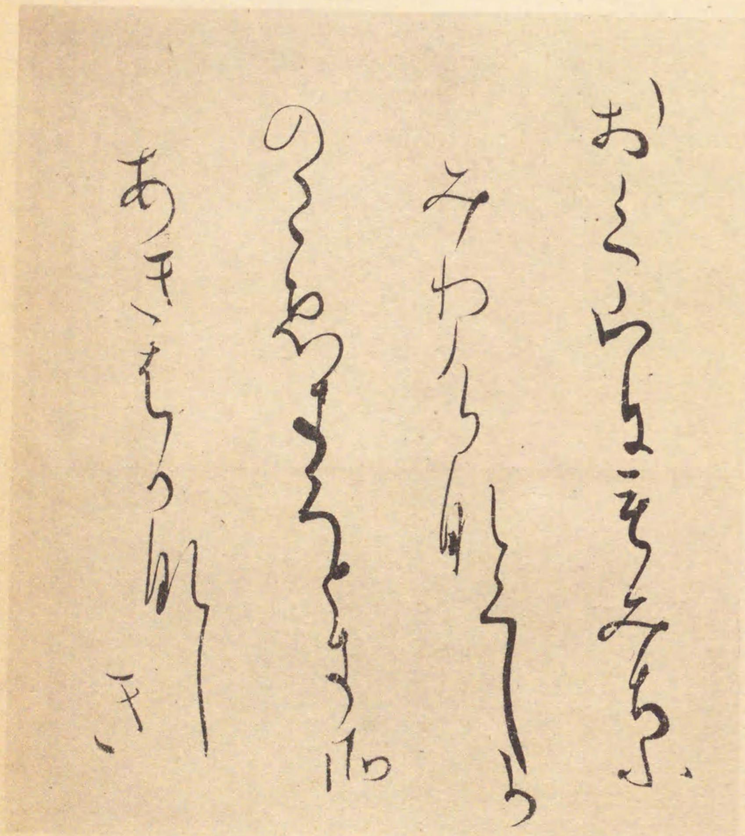

原寸大

高野切

傳紀貫之筆
男爵 團伊能氏所藏

あはれ
おこと
うしを
よみ
のうさ
まほし
なのは
ゆめ
とこも

高野切　傳紀貫之筆　男爵　圓伊龍氏所藏

原寸大

原寸大

よみひとしらぬ
れてゐることのはことにおもひゆはむ
をこゝろにみるなりけれ
うのうさきはしきもつけれに
ゐこそのはなみすかりけれ
ゆめうはしかうてとこそゆめ
にありてなけれたる

寸松庵色紙

小色紙

古今切

雲紙砂子地切

上代流祖ト仰ガル

壬生忠岑ト贈答ス

砂子地切 雲紙、歌四行書、

寸松菴色紙 カラ紙地、

〔古筆家祕書〕紀貫之朝臣 延喜五撰古今集、天慶九九月薨、五十八、凡七百七十餘年、

高野切 八寸五分、歌二行、書作者、有八行、四寸八分、雲母地、古今、

音 興風集 九寸一分、歌二行、書一字題、白地 〔朱書〕「薄」 萠黃 淺黃 香色」

小色紙 四寸三分、歌一首、四行書、三寸四分、

〔朱書〕「古今切 白紙、

雲紙砂子地切

亭子院歌合切 歌二行紙、青紫交リノ形、所々アリ、

寸松庵色紙 唐紙地、歌チラシ書」

〔新撰古筆名葉集〕筆道流儀分

大師流 空海、

上代流 貫之、道風、

法性寺流 忠通公、

〔紀貫之集〕十雜部 九月九日、壬生忠岑かもとより、○歌仙家集本貫之集、もとにニ作ル、

天慶九年是歳

藤原興風ト贈答ス

おる菊の雫をおほみわかゆてふぬれきぬをこそ老の身にきれ

とよみて送れる返し、

露深き菊をしをれる心あらは千世のなき名はたえんとそ思ふ

藤原興風か歌の返事、

杜若ヲ贈ル

櫻には心のみこそ苦しけれあきてくらせる春しなければ

興風かもとに、杜若につけてやれる、

貫之ト在原元方

源としのふト贈答ス

人のやと我やとわける杜若うつろはん時見ん人もかな ○歌仙家集本

貫之集、初句ヲ君かやとニ作ル、

返し

むつましみ通ひへたてぬ杜若たかかたにかはうつろひぬへき

とあるを、又返し、

たゝちにて君かこえこん杜若風を外にてうつろひぬへし

在原元方かもとに送る、

白雲のたなひきわたるくら橋の山の松とも君はしらすや

源のとしのふの朝臣のよひにおこせたるに、いまうてむとておそ

源宗于ト贈答ス

くいきけれは、

春日すら我まつ人をこんとたにいはすは猶たのまゝし

とある返し、

こしと思ふ心はなきを櫻花ちるとまかふにさはる成けり

宗于の右京大夫のもとより、ひさしくあはぬことなといひて、

よそにてもおもふ心はかはらねとあひみぬ時は戀しかりけり

とあるかへし、

櫻ちり卯花もみなさきぬれは心さしには春夏もなし

つかさなくてなけくあひたに、正月の比ほひ、坊城左衛門督のもとに、

おほいとのにとよきさまに申給へと申奉るついてに、是奉給へとて奉

る、

朝日さすかたの山風いまたにも身のうちさむき氷とけなん

かれはてぬ埋木あるを春はなほ花のたよりによくなとそ思ふ

みなもとのみやこか ○みは以下九字、歌仙家集本貫之集ヲ以テ補フ、 とし比近き隣に住ける

を、外へうつるとと聞て、よみてやりける、

三統元夏ト贈答ス

秋はきの散たにをしくあかなくに君かうつろふきくそ悲しき（貫之集、結句ヲきくそわひしきニ作ル、）○歌仙家集本

式部丞三統元夏かにしなる隣に住はしめて、かくちかとなりなることなといひおこせたるついてに、よみておくれる、

梅の花匂ひのふかくみえつるは春の隣の近き成けり○拾遺和歌集（同ジ、）

とある返し、二首、

かたのみそ春はありける住人は花しさかねはなそやかひなし（同ジ、）

梅もみな春近しとてさく物をまつこともなき我やなに也○拾遺和歌集（同ジ、）

もとなつかもとより、

いてつとふ花にもあはぬ鶯はたゝにのみこそなきわたりけれ（同ジ、）

とある返しに、

こち風に氷とけなは鶯のたかきにうつる聲をつけなん○夫木和歌抄

僧延寛ト贈答ス

近隣なりける男、正月三日、もとれは、かくなんまうて來つるといひおきてかへりにたる、つとめて送れる、

とはゝとひとはすはさても有へきを物の初めに歸るへしやは

とある返し、

心をし君にとゝめて年ふれは歸る我身は物ならなくに

もとなつかほかにて曉に歸て門たゝくを聞て、よみてやれる、

夜かれしていつからくるそ時鳥延寛かもとより、

世中に誰かなたかきたらちをと我とかなかを人はしるらん

とよみておこせたる返し、

我はいさ君かなのみそ白雲のかゝる山にもおとらさりけり

世ヲ歎キテ藤原雅正ト贈答ス

世中をなけきてあるきもせすしてあるあひた、三月晦日の日、藤原雅正朝臣のもとより、

君みすて年はくれにき立かへり春さへけふに成にける哉○後撰和歌集

中務ト贈答ス

初句ヲ君こすてニ作ル、
ともにこそ花をもみめと待人のこぬ物ゆゑにをしき春かな　和歌後撰集
同ジ、

とある返し、

君にたにゆかてへぬれは藤の花たそかれ時もしらすそ有ける　和歌後撰集、
二句ヲ訪はれてふれはニ作ル、
八重葎心のうちにふかけれは花見にゆかん出立もせす　和歌後撰集
同ジ、

四月に成て、同し人のもとに送る、

あはぬまに梅も櫻も過にしを卯花をさへやりつへき哉　貫之

〔後撰和歌集〕三春歌下　櫻の花の瓶にさせりけるかちりけるを見て、中務に遣はしける、

久しかれあたにちるなと櫻花かめにさせれと移ろひに鳧　貫之

〔紀貫之集〕七賀部　藏人中務丞源さねなかの君こへるにやる、

千千代ふへき瓶にさせれと櫻花とまらむ事は常にやはあらぬ

貫之ト源さねなか

千世とおもふ君か便にけふまちてつまんと思ふ若なをそつむ

貫之ト近江

〔紀貫之集〕六戀部　あふみと名いひ侍ける人につかはしける、

志ほみたぬ浦と聞はやよとゝもに見るめなくして年のへぬらん　後撰和歌集、
二句ヲ海と聞はやニ作ル、

泪のみ思ひにきゆる物ならはいとかくむねはこかさゝらまし

〔後撰和歌集〕十七雜歌三　すみ侍りける女、宮つかへし侍りけるを、友達なりける女、同し車にて貫之か家にまうてきたりけり、貫之かめまらうとにあるしせむとて、まかりおりて侍りける程に、かの女を思ひかけて待りけれは、忍ひて車にいひいれ侍りける、

貫之

浪にのみぬれつるものを吹く風のたより嬉しき天の釣舟

〔拾芥抄〕中末諸名所部二十　櫻町（サクラマチ）（中御門北）同、萬里小路東、南庭多櫻樹、

〔無名祕抄〕上　貫之家事　故號櫻町云々、歌仙貫之家、

一或人云、貫之かとしころすみける家のあとは、かてのこうちよりは北、と

天慶九年是歳

貫之ト源さねなか

貫之ト近江

邸宅

みの小路よりは東のすみなり、

三條内侍貫之第ニ方遣ス

〔紀貫之集〕十雑部　三條の内侍の、かたたかへにわたりて、つとめて歸るあ
ひたに、物なといふついてに、むすふ手の雫ににこるといふ歌はかり
は、今はえよみ給はしかしなと、いひて、車に乗ほとによめる、

中務第ヨリ胡桃ヲ移植ス

家なからつかるゝ時は山の井のにこりしよりもわひしかりけり
（中略）おなし所に、ちひさきくるみの木の有けるをきゝて、こひてほるとて
よめる、

物名ノ歌ヲ詠ズ

鶯にはなしられけはなけれとも春くるみちの物にそ有ける

〔古今和歌集〕一春歌上　家に有りける梅のちりけるをよめる、

貫之

くるとあくとめかれぬ物を梅の花いつの人まに移ひぬ覽

小野ニ住ム

ひさしう住家を、すましとて外へうつるに、生たる松竹、
松もみな竹をもこゝにとゝめおきて別ていつるこゝろしらなん
昨日けふみへきかきりとまもりつゝ松と竹とをけふそ別るゝ

〔古今和歌集〕五秋歌下　小野といふ所にすみ侍りける時、紅葉を見てよめ

る、

秋の山紅葉を幣とたむくれはすむわれさへそ旅心地する

貫之

〔柿本傳材抄〕上　貫之はかの事

墳墓大津ニ在リトノ説

大津に侍り、今は神に成て侍るか社あり、

貫之ノ祠

〔扶桑拾葉集〕二十九中　叡山にまうてしこと葉、

（慶ニ十七年）みつのえねの十あまり七の、神無月ふたつある初の十あまり三日といふ
あさほらけのきりのまよひに、四條にしきの小路といひたるかと出す、（中略）
あくれいまつ根本中堂にまうてゝ、（中略）貫之のぬしの塚は、かしこの玄
かゝきこゆる所にありといひたるを、さたかにゝれるもなくて、見すな
りにけるそいとゝ名殘かちにほいなくなん、

（木）豐臣勝俊（略）（中）

貫之ノ塚

〔比叡山諸堂建立記〕無動寺

舊跡勝地

塔ハ裳立山ニ在リ

一紀貫之塔在裳立山、

〔官報〕第六二三七號　明治三十七年四月十九日　敍任及辭令

天慶九年是歳

明治三十七年四月十八日

贈從二位

故從四位下紀朝臣貫之

從二位ヲ贈ラル

贈位ノ策命

〔祭祀錄〕贈位策命案寫

天皇乃大命爾坐世、贈從二位紀朝臣貫之乃墓前爾宣給波久宣留、汝命波、延喜乃聖乃御代爾大命乎蒙利、古今和歌集乎選比氏、和歌乃道乃衰頽多留乎引返志、歌詠牟倍支準則乎論比氏、後世爾至留麻氏便有米、良志世乃限歌文乃道爾、思乎潛米意乎深米氏、大支功績乎建志事乎宇牟賀志久思食志、曩爾從二位乎贈良世給比志爾、墓所乃在所詳奈良受、神靈乎祀禮留社母無支爾依氏、位記乎授賜布爾由無加利志賀、今回近江國裳立山爾、其髮爪乎瘞埋米多留墳乎見出多利止世利、是以氏今日乃此日、滋賀縣知事位苗字名乎差使志、位記乎持志米氏、如此乃狀乎宣給波久宣留、

（正五位勳四等鈴木定直）

明治三十八年四月十八日

○貫之、源融ノ追悼歌ヲ詠ズルコト、寛平七年八月二十五日ノ條ニ、寛平ノ御歌合及ビ皇太夫人班子女王ノ百番御歌合ニ歌ヲ上ルコト、寛平年中ノ條ニ、朱雀院女郎花合ニ歌ヲ上ルコト、昌泰元年是秋ノ條ニ、

本康親王七十賀ノ御屏風ノ歌ヲ上ルコト、延喜元年十二月十四日ノ條ニ、中宮藤原溫子ノ御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同二年五月是月ノ條ニ、是貞親王ノ歌合ニ歌ヲ上ルコト、同三年七月二十五日ノ條ニ、藤原定國四十賀ニ屏風ノ歌ヲ詠ズルコト、同五年二月十日ノ條ニ、古今和歌集ヲ撰進スルコト、紀友則ノ哀悼歌ヲ詠ズルコト、同年四月十五日ノ條ニ、藤原定國ノ追悼歌ヲ詠ズルコト、同六年七月三日ノ條ニ、月次御屏風ノ歌ヲ詠進スルコト、同年是歳ノ條ニ、大堰河御幸ニ歌ノ序題ヲ作ルコト、同七年九月十日ノ條ニ、素性ノ追悼歌ヲ躬恒ニ贈ルコト、同九年十月二日ノ條ニ、東宮御屏風ノ歌ヲ詠進スルコト、同十一年是歳ノ條ニ、御春有輔ノ餞別ノ歌ヲ詠ズルコト、同十二年三月二十七日ノ條ニ、藤原定方ノ尚侍藤原滿子四十賀ニ歌ヲ詠ズルコト、同年十二月二十二日ノ條ニ、亭子院歌合ニ歌ヲ上ルコト、同十三年三月十三日ノ條ニ、尚侍藤原滿子四十ノ賀ニ屏風ノ歌ヲ上ルコト、同年十月十四日ノ條ニ、勸子內親王ノ御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同十四年二月二十五日ノ條ニ、齋院御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同十五年閏二月二十五日ノ條ニ、

藤原道明六十賀ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同年九月二十二日ノ條ニ、藤原時平室五十賀ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同年年末雜載、諸家ノ條ニ、齋院御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同十六年是歳ノ條ニ、勅ニ依リテ歌ヲ奉ルコト、同十七年八月是月ノ條ニ、藤原定方四十賀ニ歌ヲ詠ズルコト、同年十二月十六日ノ條ニ、勅ニ依リテ御屏風ノ歌ヲ詠進スルコト、同是歳ノ條ニ、治部卿敦平親王ノ御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同年年末雜載、文藝ノ條ニ、勤子内親王御著裳料御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同十八年二月是月ノ條ニ、東宮御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同年四月二十六日ノ條ニ、承香殿女御御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同年是歳ノ條ニ、藤原忠平四十賀ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同十九年十月十一日ノ條ニ、良峯衆樹ノタメニ代詠スルコト、同二十年九月二十四日ノ條ニ、藤原兼輔ノ昇進ヲ賀シ、及ビ凡河内躬恒ト歌ヲ贈答スルコト、同二十一年正月三十日ノ條ニ、國忌ニ不參ノコト、同二十二年三月十日ノ條ニ、皇太子保明親王ノ薨去ニ、哀悼歌ヲ詠ズルコト、延長元年三月二十一日ノ條ニ、中宮藤原穩子御屏風ノ歌及ビ忠平ノ室源順子五十賀ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、

同二年是歳ノ條ニ、藤原清貫六十賀ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同四年八月二十四日ノ條ニ、法皇六十御賀ノ御屏風歌ヲ詠進スルコト、同年九月二十八日ノ條ニ、御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同年是歳ノ條ニ、左大臣忠平ノ前栽合負態ノ歌ヲ詠ズルコト、同六年十二月一日ノ條ニ、元良親王四十賀ノ御屏風歌ヲ詠進スルコト、同七年十月十四日ノ條ニ、土佐守ニ任ゼラルヽコト、同八年正月二十九日ノ條ニ、兼覽王ト歌ヲ贈答スルコト、承平二年是歳ノ條ニ、藤原兼輔ノ追悼歌ヲ詠ズルコト、同三年二月十八日ノ條ニ、廉子女王七十賀ノ屏風歌ヲ上ルコト、同年八月二十七日ノ條ニ、康子内親王御著裳ノ屏風歌ヲ上ルコト、同五年二月是月ノコト、同年十二月二日ノ條ニ、御屏風ノ歌ヲ上ルコト、同月是月ノズルコト、同年末雜載、文藝ノ條ニ、藤原師輔室勤子内親王ヲ訪ヒマツルコト、天慶九年是歳ノ條ニ、大宰權帥橘公頼ノ赴任ニ餞スルコト、同六年十一月七日ノ條ニ、藤原恆佐ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同歌ヲ上ルコト、同七年是歳ノ條ニ、藤原恆佐ノ屏風歌ヲ詠ズルコト、同

肖像

百人一首ニ入ル

慶元年十一月五日ノ條ニ、源宗于ト歌ヲ贈答スルコト、同二年十一月二十三日ノ條ニ、重ネテ、朱雀院別當ニ補セラルヽコト、同三年五月十四日ノ條ニ、御屛風ノ歌ヲ上ルコト、同年是歳及ビ同四年三月是月ノ條ニ、藤原師輔ニ代リテ、魚袋ノ歌ヲ詠ズルコト、同六年正月一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔訂正增補考古畫譜〕五 佐部 三十六歌仙 二卷〇中略

同殘缺

倭錦云、信實、歌仙人物上ヶ疊殘缺、歌、爲家卿、

補〇中略 紀貫之、紀友則は男爵高橋是清氏藏なり、

〔百人一首抄〕下 百人一首作者部類

地下十七人〇中略

紀貫之

〔後陽成天皇百人一首抄〕紀貫之

孝元天皇 紀氏元祖、 彥太忍信命 屋主忍雄命 武雄心命

武內宿禰 木兎宿禰 眞鳥宿禰 茲寐臣

久比臣 眞咋臣 小足臣 鹽手臣

大口臣 大人 園人 諸人 二男、

麿 二男、 猿取 船守 梶長

興道 五男、 本道 望行 貫之 時文 能書、歌人、後撰作者、 輔時

女子 歌人、古今作者、

宗定 行廣 勝延 歌人、僧都、

承均 歌人、法眼、

有友 改有明、歌人、古今作者、 友則 大內記、歌人、古今作者、 清正

房則

名虎 改有人、 有常 歌人、 女子 惟喬女、 女子 歌人、業平妻、 女子 敏行妻、

一族歌人多シ

貫之童名能書歌人

父長谷觀音ニ祈リテ之ヲ生

貫之童名、號內敎房阿古久曾、能書人也、古今作者、歌人也、〇中略

古今人はいさ心も知らすふるさとは花そ昔の香ににほひける〇中略

此故鄕は唯宿りつけたる所をいへるなり、或抄に、貫之宿坊に久しく絕えて後、復宿坊へおとつれしときの事也、〇中略 或祕抄にいはく、貫之は長

マシムトノ説

貫之長谷寺ニ月詣ス

谷寺の觀音の申子也、故に長谷寺に月ごとにまうつるなり、父紀文幹（此事不審、奥に注す、）男子なきことをなけきて、泊瀬の寺にまうでける時、夢に經を給はるとみて後貫之をうめり、經はるゆゑに、内教房と童名をいへり、人の家とは、淨尊法橋の家なりと云々、又或祕抄に、心かはらぬ我を恨るは、其方の心の變するかと、かへりて疑ふ心也、はつせは雄略天皇の都也、文幹は紀長谷雄―淑光―文幹此分也、貫之系圖とは事外相違也、貫之は望行男、系圖歴然也、

貫之父文幹ノ子ナリトノ説

初メ實之ト名ヅクトノ説

〔羅山林先生文集〕三十七傳上　紀貫之傳○中略

貫之父名文幹、貫之子名時文、時文亦以倭歌世其家、天慶九年冬貫之卒、（一説曰、貫之父名望行、）

〔刀刈藻集〕上　或人云、紀貫之爲望行子、（異説ニ曰、）始號實之、小朝拜節會、初而出階下、謬而冠落、上達部戲而、實之落冠爲貫之云、聯座笑之、實之靜落冠取而退去、後日人々謂貫之無止云々、

私記、貫之孝元天皇末、武内宿禰十一世苗裔、六十代醍醐天皇爲臣、元慶八甲辰年二月十一日生ス、天慶九丙午年冬十一月十三日卒ス、

十一月十三日卒ストノ説

元慶八年生ルトノ説

〔土佐日記燈〕大旨○略中

野道生が附注に、延喜五年古今集をえらばれしは三十四歳、天慶九年七十九歳にて卒せられたるよし玄れはしらねど、これにしたがはゞ、貞觀十四年のうまれにて、土佐の下向延長八年は五十九歳、承平五年の歸京は六十四歳なり、ある人の勘物には、元慶八年にうまれ、天慶九年に卒すとあり、これにしたがはゞ、延喜五年は二十二歳、延長八年は四十七歳、承平五年は五十二歳なり、此記中に、かしらみなしらけぬといひ、なゝそぢやそぢは海にあるものなりけりなどゝある をもておもへば、附注のかたまさしくやともおぼゆれど、言こといふ言、倒語ならざるもなければ、その詞にもなづみがたし、さはいづれにもあれ、古今集をえらばれし延喜五年よりは承平五年までは、そのあはひ三十年なり、よにいふかひなきひとすら、三十年の功勞をつめば、何のざえもたちまさるならひなるを、ましてとしわかくて、古今集の撰者をもうけたまはれるばかりの貫之ぬし、三十年のらうおもひやるべし、されば古今集にいれる歌をば、貫之ぬしが眼目のごとく人みなおもひためれど、承平年間より見れ

天慶九年是歳

古今集序　大堰河行幸和歌序

ば、未達の作なり、ふみも、亭子院大井河行幸の時の歌も、序もかゝれしは、昌泰元年と、古今著聞集卷十四に見えたれば、古今集より七年さきなり、附注にし

土佐日記ハ貫之ノ傑作

たがはゞ、そのとし三十歳なり、勘物によらば十八歳の時なり、うべこそ、ふみもうたも此日記にくらべては、大井川行幸の時の序も、古今集中の歌も、雲泥死活のたがひめあれ、いとかみつよの人の言どもはいふもさらなれど、此京になりてはこの日記ばかりのもの、○註略ス、よに貫之ぬしをたふとべども、その貴ぶ處、古今集中の歌なり、されどそれかならず此ぬしが眞面目にはあらず、たゞこの記をもて、此ぬしが此ぬしたるをわきまへしるべし、

和文四大家ノ一

〔續和漢名數〕中第七歷世　本朝和文四大家　伊勢　貫之　清少納言　紫式部是雖於古書無所見、然其選恐當如此、

貫之集

〔群書一覽〕四家集類　貫之集　二卷

此集は部を分て延喜承平の比のうた人らの贈答などあまたのせたり、契冲云、貫之集、大鏡に、みづからかけりといへり、

〔織錦舍隨筆〕下　家集辨

○上略さらばとて、先いにしへの家集ども廣く考へ見るに、およそ古の家集に四つの品あり、○中略其三つには、○中略其時人の手にかきあつめたるにて、はしがきの詞を書あらためて、よみ給へり、聞え給へり、かき給へりなどあがめ詞をもてしるせり、こは品高ききはの人にのみかゝるはありと見えたり、貫之躬恆などのたぐひは、其はしがきの詞もみづからかけるまゝにて、みづからあつめおけるなりとはみゆれど、題しらずといふ事の所々にあなるは、猶人の手にあつめたるなるべし、

家集ニ後人ノ追記アリトノ說

新撰和歌集

〔群書一覽〕四私撰類　新撰和歌集　四卷二本　紀貫之

此書ハ古今和歌集撰集の後、ふたゝびかの集の中にて、もつともすぐれたる歌を抽づべきよし、中納言兼右衞門督藤原兼輔に勅を傳へて、紀貫之に命ぜられしが、貫之土佐の任に赴きて、かの國にてこれを撰せられ、任滿て都にかへられしに、醍醐帝延長八年九月に崩じたまひしかば、奏覽を經ずしてやみたり、その趣意ハ貫之眞字の自序に見えたり、○中略此序にいへるがごとく、古今集のうたの中にて、みづからの心にまかせてえらびとり、あるひハ弘仁より延長までの作者の歌をもまじへとれり、

卷第一、春秋百二十首、袖ひちてむすひし水のといふうたと、秋きぬと目に

慈照院ニ貫之自筆ノ土佐日記アリトノ説

貫之風土記ヲ作ルトノ説

筆跡貫之書ト稱スル日野大嵩社棟札

わさやかにといふうたとをならべのせ、巻第二にハ、夏冬の歌を一首づゝならべのせ、巻第三にハ、賀と哀傷との歌、巻第四にハ、戀雜のうたをならべのせたり、

〔和歌深祕抄〕一土佐日記の事、於歌道最上の子細候哉、慈照院(足利義政)に貫之自筆の本有、此日記の事、彼自筆本此方に候つるを、慈照院殿、堯孝に御尋の時進上仕候、土佐の國へ配流(マヽ)の時、道すからの事を自筆に書候、歌なとあまた候、世あかりたる手跡にて、さらによみ分かたく候つる、歌道の奥書には非す、唯自筆の處世にたくひなく、賞翫の物にや侍らん、風土記と申候て貫之作候物、是こそ奥儀至極に侍れ、此本世に希になり侍とそ申畢、

〔閑田耕筆〕一天地部 日野大宮といへるに、紀貫之うしの梁簡銘(ムナフタノ)あり、本書はいつ失ひけん、今ある所寫したるものなれごも、いと古びて蟲ばみたり、近年其攝社を再建せるとき、はからず取出せりとなん、乃左に出るす、

天慶八年梁簡銘

大嵩(ダケノ)社者、

天穗日命神世之古趾也、於是

欽明天皇御宇六年、觀瑞以創祠於錦嶽、其後

天武天皇白鳳(朱雀一年)甲申、仰德更作時於筱(シノ)谷、而奠儀竟備矣、雖然赤烏早翔兮、春雨點其瑤、玄兎速過兮、秋露疵其璘、清宮既廢矣、故今復上棟立柱、以全其佳躅、因以祝、

冀明謨朗融、四裔定焉、良朔協和、八荒安焉、四時序季、疾病除焉、十雨順節、穀梁登焉、俯念神明叡聖、尚垂皇慜矣、敬白、

天慶八年乙巳八月二日　從四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌

神主正六位上出雲宿禰貞主

工匠　無位　鞍部　稻足

右銘中に錦嶽といふは、錦面山ともいへり、綿向(ワタムキ)が嶽ともいふ、錦面を謬りて綿向とよみ來れりとも、または今の地に御遷座の時、綿を擊るがごとき一片の白雲、東に向て飛去、猪部の杜の古櫻樹に止れる故ともいへり、あるは奇日(クスヒ)嶺、朝日山ともいふ、大嵩(タケ)とも稱るは、彦神山を小嵩(タケ)といふに對るとぞ、祭神三座、天穗日命、天夷鳥命二座は、式内小社に入、武熊大人命一座は式外なり、すべて社地のことに付、記文具に殘れるを見しかごも、今は略ぬ、〇中略今の

社地を馬見が岳といふは、牧の馬を檢する所なりし故なり、日野の名も、朝日の野を略き稱へしなりなど話多し、又ついでにいふ、貫之うし木工頭に任ぜられし事は、補任に、天慶八年三月と見ゆれば、是にあへり、從四位下に進れしことは、他に考ふる所なけれども、是を證とすべし、九年に逝去にていくほどなければ、記錄に洩たるならんかし、此所昔は本寮の領地にて、檜物庄なれば、寮頭にて梁簡をも記し給ふならんといへり、

〔退閑雜記〕後編四四　小石川佐々木三藏大御番のよし、貫之の琵琶所持すといふ、宅間伊織御手、先鎭耶の劍所持すといふ、

〔雍州府志〕八愛宕郡古蹟門上　貫之宅　在京極中御門北、按今九條殿之亭地也、

櫻町　在中御門北、萬里小路東南、斯處多櫻、故號云、一說是亦歌仙貫之家也、

〔扶桑京華志〕三古蹟　貫之家　在勘解由小路富小路東隅、

〔垂加草〕一垂加社語　福大明神者、紀貫之之靈也、此社舊在高倉東勘解由小路、寬永年中、遷于堀川西猪隈東一條大路南、其後又遷於下立賣橋半町西之北町、今謂之南福大明神町、嘉宅在焉而社無之、惜哉、拾芥抄云、紀貫之者、古傳先祖

貫之從四位下ニ敍セラルトノ說

貫之遺品ノ琵琶

第宅京極中御門ノ北ニ在リ

一說櫻町ニ在リ

貫之ノ靈ヲ福大明神社ニ祀ルトノ說

不見云々、古今集自序曰、御書所預、畫師相傳云、文幹之二男也、文幹爲大和守時、禱于長谷、而妻懷妊、至十月、朝日光入口中而生焉、元慶八年甲辰之歳也、童名內教坊阿古久曾、爲船橋僧正弟子、延喜五年、與大內記紀友則、前甲斐少目凡河內躬恒、右衞門府生壬生忠岑等、奉勅撰倭歌古今集、六年任木工權頭、敍從五位上、御書所預也、十三年撰成獻之、享年四十七、五月十八日卒、或云五十、或云六十四、

〔雍州府志〕二愛宕郡神社門上　福大明神社　始在堀河西一條南、爾後移京極、今九條殿宅地、曾九條殿造營時、墮斯社、合祭神於家內春日社傍、始所有之神像、有故今在本國寺中勸持院、著聞集第七曰、昔日知足院忠實公有所願、于時有驗僧大權房、修太法二七日夜、忠實公夢、一美女過枕邊、其髮美而長、將執其髮末而挽留之、則髮斷不得留、寤而見之、則狐尾在側也、以是告大權房、々々々曰、是吉夢也、所願須成就、其日及午時、其願望應所期、於茲入其尾於筥內、納妙音院之護法殿云、爾後冷泉東洞院建社而祭之、號福大明神、近世是稱紀貫之神社者大誤也、

〔山城名勝志〕三洛陽部二　福大神社　冷泉東洞院、一說此社高倉九條殿地ニアリ、寬永年中、九條殿御第被造時、民家

船橋僧正ノ弟子トナルトノ說

五月十八日卒ストノ說ハ年齡ノ異說

福大明神ハ貫之ニ非ズトノ說

貫之ノ祠

貫之ノ墓

貫之遺言シテ爪髪ヲ裳立山ニ埋メシムトノ説

墓地

石塔

一條堀川邊旧替地、于今稱福大神町、御社今坐九條殿第、春日社傍被祭之、

積礫集云、洛衢中ニ福大神ト云小祠アリ、是則紀貫之ヲ祝貴タル社也、按ニ、是謬説乎、

〔近江名所圖會〕二 西江部 貫之祠 小祠山下の樹間ニ有、正光寺村に屬す、是を蟻なしの宮と云、

但し此地に祭る事、其由緣を詳らず、按るに、蟻なしハ有無なるべし、袋草紙に、貫之の集に曰、世の中の心ぼそく覺へて、常のこゝちせざりければ、源の公忠朝臣の許に、此歌をなんよみて送りける間、殊に病になりておもく成りにけり、〇歌略ス、上ニ引ク貫之集手にむすぶノ歌ニ同ジ、此歌の詞にて名つけたるなるべし、山中櫻木多し、これ長等山名所のはなゝり、

〔篶園雜記〕三十二 紀貫之朝臣墓 滋賀郡坂本村誌拔抄

名勝

長等山

比叡山無動寺谷ニアリ、更ニ逸邊大津市街圍繞ス、群嶽ノ總名トス、

裳立山（モタテ）

長等寺ノ東嶽、青松駢立シ、其形裳裾ニ似タリ、湖上ヲ望ミ、風景最佳麗ナリ、紀貫之之ヲ愛シ、遺囑シテ死後爪髪ヲ埋メ、墳墓ヲ築カシム、深林中ニ古碣アリ、

第四千二百三十四番字無動寺一墳墓地　紀貫之墓

反別四歩

是ハ墓地トシテ存置候分、

明治十六年十一月五日官有地第三種ニ編集、

探幽天台記

一裳立山

長等山東嶽松樹茂リテ、裳の出るに似たる故也、

一紀貫之石塔　裳立山に有、

貫之、裳立山の風景を愛し、墳墓を築き、爪髪を納めし所にやと、

東覺院義潭寄附

寶暦八寅四月廿七日寫之終、

表
木工頭紀貫之朝臣之墓
天慶九年是歳

裏 是貫之朝臣之古墳也、明治元年秋九月十有八日、登山以弔千歳之遺跡、景仰之餘、與大僧都完洞、大和尚定靜俱謀、建石以表焉、別有勘文、刻傳于世、行學平忠秋、

土佐松山寺ノ貫之碑文

〔北窻瑣談〕 一前編 一同し郷に、土佐國松山寺の紀貫之の碑文を乞奉りし人の有りける時、郷の人は、皆貫之〳〵と書るも、淺官の人なりとて、古賢の事なれば、名を稱せんこと、こゝくわんたいにもや、余は此度の碑文に紀子と書りと仰られき、

〔南路志〕 十二長岡郡 闔國六之三國分村

長岡郡紀子舊跡碑

石碑、寛政元年乙酉二月朔日建立、高四尺五寸、幅一尺五寸、厚サ一尺貳寸、趺石二重、碑面南ニ向、

紀子舊跡碑、篆書、豐雍公御筆、

山内豐雍ノ篆書

あふく世にやとりしところ末とほくつたへむためとのこすいしふみ

日野權大納言資枝

日野資枝ノ歌

世皆稱紀子者、和歌之仙也、事於延喜聖朝、爲御書所預、名貫之、夫上世有柿本大夫者、和歌之聖也、斯道于時大振、後之業之者、綿々不絶、及彼聖代、其風繼興、

船橋宣條ノ撰文

令紀子撰古今和歌集、序亦成矣、其說固和歌之敎誡也、有詔更撰新撰和歌集、傳曰、延長八年出爲土州刺史、時卒無爲、治事之餘暇、漸以撰定之、承平五年、秩滿歸于京師、民皆戀其德、迄今不稱他爲其刺史者、言必稱紀子、宜哉有彼序說敎誡、傳于無窮、府跡今猶存焉、其北則北江山東數百步、而有老松、相傳紀子之遺愛也、南有公廨之古場、地相去纔數十丈、嗚呼彼跡之微、若存若亡、頃有尾池春水者、與高村自安、同氏朝海併力、欲刻石記請和歌於日野亞相資枝卿、又懇一語於余、聊書其所聞、以與之云爾、

正二位清原宣條撰

右權少將源家具書

土佐ノ貫之屋敷跡

〔文會雜記〕 三下 一紀貫之土佐守ニ任セラレテアリシ地、國府邑トテアリ、今其屋敷アトニ石スヘノミ殘リシト、土佐日記ニアリシ地名、今ニ存スト也、

貫之ノ塚

〔北窻瑣談〕 二後編 一伊勢國榊原の湯の南に、小倭郷中佐田村といふ所に、紀貫之の塚有り、いかなるいはれにや、

〔附錄〕

天慶九年是歳

蟻通明神ノ由來

〔枕草紙〕社は、〇中略

蟻通の明神、貫之か馬のわつらひけるに、この明神のやませ給ふとて、歌よみて奉りけんに、やめ給ひけんいとをかし、この蟻通とつけたる意は、まことにやあらん、昔おはしましける帝の、唯若き人をのみ思しめして、四十になりぬるをは、うしなはせ給ひけれは、他の國の遠きに往きかくれなとして、更に都のうちに、さる者なかりけるに、中將なりける人の、いみしき時の人にて、心なとも賢かりけるか、七十ちかき親兩人をもたりけるか、かう四十をたに制あるに、ましていとおそろしと懼ち騒くを、いみしう孝ある人にて、遠き所にゝ更に住ませし、一日に一度見てはゐあるましとて、密によるよる家の内の土を堀りて、その内に屋を建てゝ、それに籠め居ゑて往きつゝ見る、おほやけにも人にも、亡せ隠れたるよしを知らせてあり、なとてか家に入り居たらん人をは知らてもおはせかし、うたてありける世にこそ、親は上達部なとにやありけん、中將なと子にてもたりけんは、いと心かしこく、萬の事知りたりけれは、この中將若けれと、才ありいたう賢くして、時の人に思すなりけり、唐土の帝、この國の帝をいかて謀りて、この國うち

取らむとて、常にこゝろみ、爭事をしておくり給ひけるに、つや〳〵とまろに、美しけに削りたる木の二尺はかりあるを、これか本末いつかこそと問ひ奉りたるに、すへて知るへきやうなけれは、帝思しめし煩ひたるに、いとほしくて、親の許に行きて、かう〳〵の事なんあるといへは、唯はやからん川に立ちなから、横さまに投け入れ見んに、かへりて流れん方を、末と記してつかはせと教ふ、參りて我しり顔にして、試み侍らんとて、人々具して投け入れたるに、さきにして行くかたに印をつけて遣したれは、實にさなりけり、又二尺はかりなる蛇の同しやうなるを、これはいつれか雄雌とて奉れり、又更に人ゐ知らす、例の中將行きて問へは、二つをならへて、尾のかたに、細きすわえをさしよせんに、尾はたらかさんを雌と知れといひけれは、やかてそれを内裏のうちにさしけれは、實に一つは動さす、一つは動しけるに、又しるしつけて遣しけり、ほと久しうて、七曲にわたかまりたる玉の中通りて、左右に口あきたるか、ちいさきを奉りて、これに緒通してたまはらん、この國に皆玄侍ることなりとて奉りたるに、いみしからん物の上手不用ならん、そこらの上達部より始めて、ありとある人知らすといふに、又

いきて、かくなんといへは、大なる蟻を二つ揃へて、腰に細き糸をつけ又そ
れに、今少しふときをつけて、あなたの口に、蜜を塗りて見よといひけれは、
さ申して、蟻を入れたりけるに、蜜の香を嗅きて、實にいと疾う穴の口に出
にけり、さてその糸の貫かれたるを、遣したりける後になん、猶日本はかし
こかりけりとて、後々はさる事もせさりけり、この中將をいみしき人に思
しめして、何事をし、いかなる位をか賜はるへきと仰せられけれは、更に官
位をも賜はらし、唯老いたる父母の、隱れうせて侍るを尋ねて、都にすます
ることを許させ給へと申しけれは、よろつの人の親これを聞きて、よろこふ事いみしかりけり、中將は、大臣
までになさせ給ひてなんありける、さてその人の神になりたるにやあら
ん、この明神の許へ詣てたりける人に、夜現れての給ひける、

七曲にまかれる玉の緒をぬきてありとほしとも知らすやあるらん

との給ひけると、人のかたりし、

〔廣益俗說辨〕二神祇　蟻通明神の說

今按るに、蟻通明神ハ、和泉國日根郡長滝村の北にありといふ、古事談、東

齋隨筆、承和太政官符、紀貫之家集にも、蟻通明神の事を記したれば、定て
古へより傳來の社記あるへし、予未閱之、但右に載俗說は、日本の事にあ
らす、天竺震旦の事なり、法苑珠林、不孝篇、棄父部引雜寶藏經云、世尊曰、我
於過去、久遠有國、名棄老國、彼國中有老人者皆遠驅棄、有一大臣、其父年老、
依如國法、應在驅遣、大臣孝順、心所不忍、乃深堀地、作一密窟置父、隨時孝養、
爾時天神、提持二蛇、著王殿上、而作是言、若別雄雌、汝國得安、若不別者、汝身
及國、七日之後、悉當覆滅、王聞之心懷懊惱、卽與群臣參議斯事、各自陳謝、稱
不能別、大臣歸家問其父、父答云、此事易別、以細輭物停蛇著上、其躁嬈者、當
知是雄、住不動者、當知是雌、卽如其言、果別雌雄、天神又以一栴檀木方之正、
當問言、何者是頭、群臣無能答者、大臣又問父、父答云、易知、放著水中、根必沈
尾必擧、卽以其言答天神、王問、臣言、爲是自知、有人敎汝、賴汝大智、國土獲安、
臣答云、非臣之智、願施無畏具陳、王言、有萬死之罪不可問、白王言、國有制令、
不聽養老、臣有老父、不忍驅遣、藏著地中、臣來應答、盡是父智、非臣之力、願一
切、國土聽養老、王歎美、普告天下、不棄老、（右摘句省事記）祖庭事苑云、世傳孔子厄於
陳、穿九曲珠、遇桑間女子、授之以訣云、蜜爾思之、思之蜜爾、孔子遂曉、乃以絲

繫蠭、引之以蜜、而穿之とあり、考知へし、

〔隣女語言〕ニ　蟻通

あり通しの謡に、あま雲の立ちかさなれる夜半なればありとほしとも思ふべきかはとうたへり、第四句、かくてはきこえぬ事也、俊祕抄に、かくて(ゾリ)出でたれば、そのあやまりをうけたるなるべし、されど愚本の俊祕抄は、寫誤の所まれ〳〵あれば、正本をもてたゞすべし、貫之家集には、

かきくもりあやめもしらぬ大空にありとほしをは思ふべしやは

とあり、かくてこそ其心は聞え侍れ、此ありとほしの本緣、

七わたにまがれる玉のをゝぬきてありとほしとは我をしらずや

と此神のよみ玉ふといふ事、もろ〳〵の髓腦にはみゆめれど、國史には見えずや、此因緣内典にみゆ、雜寶藏經第一云、〇本文上ニ引ク所ノ法苑珠林ニ同ジキヲ以テ略ス、と、此經に七わたの玉をぬきたる事は見えざれども、蛇の雌雄をわかち、木の本末をしりし事はまたくおなじ、玉に糸をぬける事は、代醉編云、孔子得九曲珠、欲穿不得、遇二女、教以塗脂於線、使蟻通焉云々、たゞし蟻通の本緣附會せるにはあらじ、まさしく此神のおはしませば、おのつから事のかよひたる

なるべし、

〇貫之女及ビ僧戒仙ノ事蹟便宜左ニ附載ス、

〔勅撰作者部類〕女部　貫之女　〔拾遺和歌集〕九雜下　内より人の家に侍りける紅梅をほらせ給ひけるに、鶯のすくひて侍りければ、家の主人の女、まつかくそうせさせ侍りける、

勅なれはいともかしこし鶯の宿はとゝはゝいかゝ答へむ

かく奏せさせければ、ほらすなりにけり、

〔大鏡〕八　いとをかしうあはれに侍しことは、この天曆(寸上)の御時に、清涼殿の御前の梅の木の枯たりしかは、もとめさせ給ひしに、なにかしのぬしのくらひとにていますかりしとき、うけ給はりて、わかきものともはえ見しらし、きんちもとめよとの給しかは、ひと京まかりありきしかとも侍らさりしに、西の京のそこそこなる家に、色こくさきたる木のやうたいうつくしきか侍しをほりとりしかは、家あるしの、木にこれゆひつけ候てもてまいれといはせたまひしかは、あるやうはこそはとてもてまいりて候しを、

貫之女ノ歌ニ叡感アリテ止メ給フ

なにそとて御らんしければ、女の手にてかきて侍りける、○歌略ス、上ニ引ク所ノ拾遺和歌集ニ同ジ、

とありけるに、あやしくおほしめされて、なにものゝ家そとたつねさせ給けれは、つらゆきのぬしのみむすめのすむ所なりけり、遺恨のわさをもしたりけるかなとてあまへおはしましける、しけき、この生のそくかうは是や侍りけん、さるはおもふやうなる木もてまいりたりとて、きぬかつけられたりしも、からくなりにきとて、こまやかにわらふ、

貫之女ノ九歳ノ詠

〔西公談抄〕歌よみの詞、いとはなき歌、○歌略ス、上ニ引ク所ノ拾遺和歌集勅なれはノ歌ニ同ジ、

此歌、こと人のよみたらんよりは、貫之かむすめのよみて、梅の枝に結ひつけけん、ことに優に覺る也、この勅なれはといへるこそ、歌詞ならぬは、首尾叶ましけれとも、此歌にとりて、いともかしこしとつゝけたるか殊に優也、猶々かやうの事は歌によるへし、小兒のたと〳〵あゆみしたる體の歌、

鶯よなとさはなくそちやほしきこかめやほしきはゝや戀しき

此歌は、貫之か女の九にてよめる也、俊頼朝臣はこのうたを詠吟して落涙しけり、

著書六帖

一名紀家六帖

貫之女ノ撰ナリトノ説

兼明親王ノ撰ナリトノ説

古今六帖ハ貫之女ノ著ニア

〔和歌現在書目錄〕類聚家　六帖（貫之女カ母、）

〔袋草紙〕二　六帖　和歌四千六百九十六首　此中長歌九首、旋頭歌十七首、但本本不定也、

貫之女子所爲之、也歟、故號紀家六帖、兼盛、重之等歌載之、

撰集之後、又集出來事流例也、古今集之後、貫之一人奉之、撰新撰集、是玄々中玄三百六十首云々、古今集之外歌多入之、于茲知、古今偏非貫之一人之進止歟、件集未撰終間、延喜八年正月任土佐守、卽赴任、承平五年上洛之時、延喜崩御云々、件序云、貫之秩罷歸日、將以上獻、橋山晩松、愁雲之影已結、湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅之納言亦已薨逝云々、此納言如補任、若兼輔卿歟、

〔八雲御抄〕一　學書　正義部　抄物等

六帖　貫之、或兼明親王、

〔賀茂翁家集〕雜文一　古今六帖のはしめにしるせる詞

こゝに古今六帖てふもの、むつの卷なむある、其樣上つ世の歌集とは異なる事もあれと、凡その等しきを見れば、是もひとりの歌集にして、古今とつけたる名も、やかて古への歌集になぞらへたるならん、こを末の世に紀氏の六帖といへり、然れども如何なる人といふ事はしられざるを、紀の貫之

ラズトノ説

六帖ノ撰ハ古今集ヨリ前ナリトノ説

貫之女宅白山西二條ニ在リトノ説

僧戒仙ノ傳　貫之戒仙ノ訃ヲ聞キテ歌ヲ其甥在原まさふさニ贈ル

の娘の集ぞなどいふはよしなしなぞといはゞ、古今集に、此六帖と同じ歌多く入りたるに、詞のことなるもあり、こは六帖の歌をとりて、其時の詞ざまに取りなほして擧げし物なる事、寛平の御時、書きつめたる新撰萬葉の歌を、詞をなほして古今集にはとれる類なり、さて古今集いでてより後、其集のことを古へぶりにかへし改むべき程の人も聞えず、世の勢もしかなり、然るを貫之の心よりも、娘のこのみのふるきによらんは如何あらん、かかれば六帖は古今集より先に集めしものなる事明らけし、

〔扶桑京華志〕三古蹟　貫之女宅　在白山西二條北、今大福寺布袋藥師堂是也、土人號曰鶯森、按下學集曰、鶯宿梅婦家舊園、乃京極二條林光院是也、實是符合相傳、貫之女宅有梅、色香絶異、毎春黄鶯集枝、天暦帝將殖此于内苑、婦作和歌曰、○歌略ス、前掲拾遺和歌集ニ同ジ、帝感喜之、置而不移、故號鶯宿梅、大鏡西京有梅、與此異處、存待再考、

〔紀貫之集〕九哀傷部　かいせんうせぬと聞て、かのをひの在原のまさふさ○歌仙家集本貫之集、在原のまさのふニ作ル、かもとにといひて、敦忠の中將のもとに送る、明くれてちとせあるものと思ひしを猶世の中は夢になりぬる

戒仙出家シテ比叡山ニ籠ル

父兵衛佐ノ喪ニ遭フ

貫之友則等ト贈答ス

名譽ノ歌仙

ひとのことちとせ行まは高砂の松と我とやけふをくらさん

〔大和物語〕上　かいせう(ん)といふ人、法師になりて山にすむあいたに、あらはひなとする人のなかりけれは、おやのもとにきぬをなんあらひにをこせたりけるを、いかなるおりにか有けん、むつかりて、おやはらからのいふこともきかて法師になりぬる人は、かくうるさきこといふものかといひけれは、よみてやりける、

今は我いつちゆかまし山にても世の憂ことはなをも絶ぬか

おなし人、かのちゝの兵衛佐うせにける年の秋、家にこれかれあつまりて、よひよりさけのみなとす、いますからぬことのあはれなる事を、まらうともあるしもこひけり、朝ほらけに霧たちわたれりけり、まらうと、

朝霧の中にきみます物ならははるゝまに〳〵嬉しからましといひけり、かいせう(ん)返し、

ことならは晴すもあらなん秋霧の紛れにみえぬ君と思はん

まらうとは貫之、友則なとになん有ける、

〔和歌色葉集〕二上　六名譽歌仙者

〔集、打聞に入たる歌よみは多かれども、宗と覚たかきは四百五十七人なり、
○中略
入道三十六人

後俗名右兵衛佐藤原助雅、出家以後戒善　當時貫之、友則爲和歌知音云々、

〔勅撰作者部類〕僧部　戒仙　後撰集戀三、一、哀一、戀一　新拾遺集雑中、一

〔後撰和歌集〕十四戀歌六　人につかはしける、かいせん法師

あさことに露はをけども人こふるわか言のはは色もかはらす

〔後撰和歌集〕二十哀傷歌　人のとふらひにまうてきたりけるに、はやくなくなりにきといひ侍りければ、かえてのもみちにかきつけ侍りける、

戒仙法師

すきにける人を秋しもとふからに袖は紅葉の色に社なれ

〔新拾遺和歌集〕十九雑歌中　山にのぼりてよめる、

戒仙法師

雲ならて木高き峯にゐる物はうき世をそむく我身也けり

〔後撰和歌集〕十六雑歌二　戒仙かふかき山てらにこもり侍けるに、こと法師

まうてきて、雨にふりこめられて侍けるに、

よみ人しらす

いつれをか雨ともわかん山ふしのおつる涙もふりにこそふれ

年末雜載

流星
大風
飛灰雪ノ如シ
大和長谷寺ニ始メテ與喜社ヲ建立ス
神殿武麿長谷寺ニ住ミ難行ヲ宗トス

天文、

〔貞信公記抄〕正月二日、流星渡天、

〔日本紀略〕朱雀院 二月廿五日丙戌、大風、

〔興福寺年代記〕朱雀院 天慶九十月七日、夜白灰散如雪、

神社、

〔諸寺縁起集〕長谷寺○中略 吉社云與喜

件社者、天滿天神也、天慶九年九月廿日、自北野影向云々、又或記云、同年六月九日、始影向北野宮云々、件社在觀音(長谷寺)堂辰巳方山中、

〔三國傳記〕三 天滿天神長谷山御影向事

和云、朱雀院御宇ニ、大和國長谷寺ニ神殿大夫武麿ト云ケル者アリ、俗ニテ有ナカラ、一生不犯シテ酒肉五辛ヲ斷シ、年來當寺ニ住シテ難行ヲ宗トス、依之振舞佛意ニ稱ヒ、心ハ神明ニ通セル行者ナリケレハ、威驗殊ニ勝レ、已ニ過ヌル方ヲ知リ、未來ノ事ヲ占ウ、物ノ氣ヲサケ、死ル魂ヲ返ヘス、有驗ノ

法驗ニ依リ五位ニ敍セラル
夢ニ菅靈ニ遭フ

隱德世ニ聞ヘテ、時ノ御靈惱ヲサキテ、五位ニ成サレテ、由々敷ク冥慮ニ叶ヒケル者ナリ、天慶九年九月十八日ノ夜、武麿觀音堂ノ正面ニ夙夜シテ侍リケレハ、寅ノ初ノ夢ニ、狩衣裝束ノ俗來テ、我ハ是レ大威驗ノ神ナリ、此ノ山ニ住シテ、大聖ニ値遇シ奉ントヲ思フナリト仰セ有リト思ヒテ驚ヌ、不思議ノ思ヲ成シテ過ル程ニ、同月廿日ノ日沒計リニ、當山ノ大川ノ下モ、武麿カ家ノ前ニ六十許リノ客俗、狩衣裝束ニテ、石ノ上ヘニ尻ヲ懸テ覺ニ有リ、其ノ體ケタカク由々シ氣ニシテ、タヽ人トモヲホヘサリケルヲ、能々見レハ、十八日夜夢ニ見タリシ人ノ形ナリ、石ノ上ヲ立チ、漸ク觀音堂ニ向ヒ、一町計登リテ、四ッ辻ノ有リケル所ニテ、河ニヲリ水ヲアヒテ、道ノハタナル石ニ又休ミ給ケルヲ見レハ、クタヒレタル體ナリ、武麿家ヨリ物トリ來テ、モテナシ奉ラントシケルニ、未返前ニ大路椙坂ヲハ不シテ登、觀音ニ向ヒテ、直ニ小路ノ有ケルヲ登ラセ給フ、武麿、道明上人ノ御廟ノ前ニテ追ッ付キ、三寸ナント勸メ申ケリ、此人悅ヒ給ヘル氣色ニテ、互ニ會釋シテ、客俗觀音堂ニ向テ參リ給フ、武麿目ヲ付テ見奉レハ、觀音堂ノ寶前ニシテ數剋念誦アリ、其ノ夜半ニ及テ、天ヨリ黑雲下テ、此客俗ヲ卷キ覆イ、其ノ雲拜殿內ニ

菅靍長谷山ノ地主神ト語ル

地主神菅靍長谷山ヲ護ル

充滿タリ、武麿彌〻怪テ能ク見レハ、黑雲漸ク晴レテ、本ハ狩衣ニテ御坐アル客俗束帶ニナリテ、俄ニ眷屬アマタ出來ニケリ、時ニ瀧藏ノ御寶殿御戸自ラ開、内ヨリ又束帶ノ俗一人、諸ノ眷屬ヲヒキ并テ、此客俗ノ前ニ行ク、客俗ヲヲリ向テ互ニ禮儀ヲ成シ、二人共ニ拜殿ニ昇リ、客俗申サレケルハ、是ハ右大臣正二位天滿天神菅原ノ某ノ神也、無實ニ依テ鎭西ニ遷サレ、惡心ヲ發シテ人ヲ損セシ其罪深クシテ苦患ヲ受ントス、此山ニ住シ、大聖ニ値遇シ奉リ、苦ヲ遁ント思フ、願ハ此ノ山ニ社ヲ一ツ造ル程ノ地ヲ我ニ免シ給ヘト申サレケレハ、瀧藏權現答テ曰ク、我昔ヨリ此山ノ地主トシテ、此河上ニ住テ久シ、然ニ此ノ所ハ、佛法相應ノ地、鎭護國家ノ砌トシテ、種々ノ不思議ノ事アリ、中ニモ此御寶座ハ、化他利生ノ瑞相、金剛不動寶石ナリ、往昔ヨリ衆生ノ福分多キ時ハ顯レ、少キ時ハ隱レテ、冥ニ小福ヲ成ス、聊カ釋迦ノ末世ニ宿緣ノ機スコシキ有テ、此ノ寶石ヲアラハス、是ヲ守リ大聖ノ化儀ヲ助ケ奉ランカ爲ニ、本居ノ山ヲ捨テ、カヽル幡闇ノ塵ニマシハル、我レ靜ニ本居ノ山ニ隱遁シテ、遠ク卽伽藍ヲ守ラン、ヨリ〳〵此所ニ來テ、大聖ニ値遇シ奉ントコソ思フ、願ハ此山ヲ以テ君天滿天神ニ讓リ奉ル、今ヨリ後ハ永ク

社ヲ與喜村ニ創立ス初ハ祠ナク松ヲ神體トス

鄕内ノ氏神トス

祭禮ノ儀式

天神影向ノ跡

此山ノ地主トナリ給ヘト仰ラレケレハ、天神重テ申サレケルハ、我レ此ノ山ニ住セハ、何レノ所ニカ住スヘキト、瀧藏權現御指ヲ以テ、遙カニ東ノ山ニ大ナル松ノ有ケル所ヲサシテ、彼ノ松ノ木ハ因曼陀羅ノ峯トシテ、斷惡修善ニヨキ地ナリ、彼レニ住シ玉ヘト仰ラレケレハ、天神卽チ雲乘シ、俄ニ雷神ト成テ虛空ニ鳴リ昇リ、彼ノ松ノ本ニ飛移リ玉フ、權現ノ言ハニ、斷惡修善ニヨキ所ト云ヲ以テ、此社ヲハ與喜ノ大明神ト名付ケ、在地ヲモ與喜ノ村ト云、是レ北野天神ニテ御坐ス也、初ノ三年ハ社ナクシテ、只松ヲ以テ御體トシケル程ニ、重テ神託有テ、天曆二年秋七月ノ比、武麿松ノ本ニ寶殿ヲ造テ、社ノ内ニ勸請シ奉ル、其ノ年九月廿日、鄕内始テ我カ氏チ神ト號ス、天慶九年九月廿日、當山ニ影向シ給シ在リ樣ヲ表シテ、其ノ時ノ御振舞ニ任テ、祭禮ノ儀式トス、先ツ大川ノ前ニ出シ奉ル、今ノ惣門ノ前ナリ、是武麿カ家ノ前ナリ、次ノ〳〵ホリ大路ノ四辻ニテ値奉ル、今ノ橋爪ノ與喜ノ村也、是水アミテヤスミ給シ所ナリ、道明上人ノ御廟ノ前ニテ御供ヲ備フ、今ノ仁王堂ノ前也、是ハ武麿カ天神供シ奉ル所ナリ、本ハ假屋ヲ立テ神ヲ入レ奉トハ云ヘトモ、一條院ノ御ン時、勅願トシテ、河内守藤原ノ景齊ニ詔シテ、仁王堂ヲ移シ立テ、天神御影向ノ跡

北野ノ本地佛ハ十一面觀音

與喜社ノ由來

神殿武丸加持驗アリ

朱雀天皇ノ御不豫ヲ祈禳ス後役行者ルトヲ稱セラ夙夜觀音堂ニ持念ス

ヲ追ッテ椙坂道ヲ改テスクニ道ヲ踏ム、今ノ登廊是ナリ、彼ノ登リ廊ト云ハ、後一條院御宇ニ、春日ノ社司信清カ立願トシテ、始テ立ルトコロナリ、抑ゝ北野ノ明神ハ、是十一面ノ化現ナリ、何ノ苦患カ御坐スヘキ、然レトモ和光同塵、利益衆生ノ爲ナレハ、彼山ノ靈威ナキ事ヲ顯サンカタメナル者乎、〇長谷寺靈驗記異事ナシ、

〔菅神初瀨山影向記〕

和州初瀨與喜山大明神者、天滿大(天カ)神之靈祠也、原于其本基、朱雀院朝、有神殿大夫武丸、賦性冲憺、不樂世氣、形雖俗相、無畜妻孥、殊斷葷酒縛茆、住長谷寺下、多歲發勤、精進勇捍、堅猛難行、爲宗威驗、殊勝達佛境、心操通神明、凡念誦加持、則還生死魄、伏散一切精靈、加旃照知前生、識未然事、既而聲價達于朝廷、一時主上不豫、勅使武丸持念、則沈痾平安、上大悅而賜五位退出矣、時人稱後役行者、村上天皇天曆元年九月十八日、武丸夙夜在觀音堂持念焉、寅尅夢有烏帽布衣人、謂丸曰、我是大威德神也、自(手カ)而住此山、値偶大聖、丸覺後驚異、感嘆終日矣、至同月二十黃日沒、初瀨山大河下、俄有客士、齡六十計、其貌如前夕所夢、彷徨于武丸宅前、而後踞石上、丸暫顧視之、姿相非直也人、時客士起而徐步、漸向觀音堂、北邁一町許、至山上四衢道、屢下河水而清浴、良

道明上人ノ廟

地主瀧藏權現

神託ニ依リ靈祠ヲ造ル

有困勞勢、人(父カ)坐路畔石上憩息矣、丸欲饗應之、歸宅而餉來、丸未還至、客士飄々然、不登大路褐(楯カ)坂、直向觀音堂、攀昇溪畔小路、丸追至道明上人廟前、人事言話、供淸饌、客士有悅懌色、與丸拜謁觀音堂、丸側侍伺見客士、數尅禮懺念誦訖、其夜半黑雲漫々蕭殿堂、丸不克看客士、寒毛卓竪甚驚異矣、黑雲漸晴、廻視客士、既易前服而束帶衣冠、俄有數萬侍衛眷屬、屯四面、時瀧藏權現神殿自開、內有束帶神人、率諸從者出來、逢著客士、互伸禮話、相共上寶殿、客士謂瀧藏權現曰、我是右大臣正二位菅原某也、遭讒遷鎭西、是以爲報其怨懟、起害心多損生衆、故罪根深重、痛受苦患、望今住此山、値偶大聖、以除其報應、願於此山頭、許造一小社、向後我易安容膝、瀧藏答曰、我昔鎭座當山、然此境佛法流通之靈刹、故守釋氏遺法、爲輔佐大聖化儀、索居本鄉、交幘闇塵、今以當山奉讓大威德神、君永成地主、大威德神曰、我於此山、以何處住在焉、瀧藏遙指東山大松下曰、彼松樹所者、爲因曼陀羅峰、宜斷惡修善之地也、二神乘雲、大虛絕跡去矣、後至天曆二年七月、武丸依神託造靈祠也、蓋瀧藏權現言、宜斷惡修善之地、故號與喜山明神、其鄉里曰與喜村、與喜倭語、漢言宜也、

佛寺、